

令和 8 年度

飯 舘 村 議 会
予算審査特別委員会記録

自 令和 8 年 3 月 6 日
至 令和 8 年 3 月 10 日

飯 舘 村 議 会

令和8年3月6日

令和8年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第1号）

令和8年3月6日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	佐藤健太君		
副委員長	花井茂君		
委員	佐藤八郎君	菅野新一君	渡邊計君
	高橋孝雄君	飯畑秀夫君	横山秀人君
	佐藤勝見君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	中川喜昭
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長兼 会計管理者	荒真一郎	健康福祉課長	今野智和
産業振興課長	松下貴雄	建設課長	高橋栄二
教育長	高橋澄子	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	山田敬行	農業委員会 事務局長	松下貴雄
選挙管理委員会 書記長	村山宏行		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	志賀春美	書記	糯田文也
------	------	----	------

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名です。定足数を満たしています。

ただいまから令和8年度飯舘村予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前9時00分）

委員長（佐藤健太君） 議事に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本特別委員会は、去る2月27日の本会議において付託をされました令和8年度飯舘村一般会計のほか3つの特別会計、2つの事業会計を合わせて6会計の予算について本日から審査を行います。

私、佐藤健太が委員長を仰せつかりました。なお、副委員長に花井 茂委員が選任されました。重責ではありますが、懸命に務めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

さて、東日本大震災及び原発事故から間もなく15年が経過いたします。本村の帰還環境の整備は進んではきているものの、本年2月1日現在の帰還率は約27%にとどまっており、村の真の再生はいまだ道半ばであります。

そのような中、令和8年度は、国の第3期復興・創生期間の初年度であると同時に、本村にとっても、村制70周年の年であり、第7次総合振興計画のスタートの年でもあります。まさに復興の次なる段階へ踏み出す節目の年であります。これまで以上に将来を左右する極めて重要な期間に入ったと認識しております。

これらの復興は単なるインフラ整備にとどまらず、村民一人一人が安心して暮らせる生活基盤の確立、産業の再生と挑戦への支援、次世代につなぐ持続可能な村づくりへとさらに質を高めていかなければなりません。

お手元の予算書は、本委員会に付託された令和8年度に実施する事業とそれに充当する経費及びそれを賄うために必要な財源をどう調達し、村民のためにどう使われていくかを示したものであり、限られた財源をいかに効果的に活用し、村民の安心安全、福祉の向上、産業の振興、そして、帰還と定住の促進と新たな村づくりにつなげていくのかなどを確認する重要な委員会であります。

どうか委員各位におかれましては、この予算審査の意義を十分にご理解いただき、焦点を明確にした審査をしていただきますよう切にお願いするものであります。

なお、委員会進行が円滑に進みますよう、特段のご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、村長はじめ各課の皆様におかれましては、審査期間の全般を通して実りある審査ができますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、令和8年度予算審査特別委員会に付託されました、議案第9号「令和8年度飯舘村一般会計予算」、議案第10号「令和8年度飯舘村国民健康保険特別会計予算」、議案第11号「令和8年度飯舘村介護保険特別会計予算」、議案第12号「令和8年度飯舘

村後期高齢者医療特別会計予算」、議案第13号「令和8年度飯舘村簡易水道事業会計予算」、議案第14号「令和8年度飯舘村農業集落排水事業会計予算」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方ですが、この予算審査特別委員会は本日6日に個別説明、休日を挟み議案調査日を設け、9日と10日の総括質疑までの5日間といたします。本日は、この後、お手元に配付の資料順序及び予定時間により、各課等の長に、担当する事務及び事業に係る説明を求めます。9日、10日は総括質疑とし、十分な質疑を終えてから採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、各課の長等をお願いいたしますが、本日の説明の時間は限られておりますので、説明に当たっては、新規事業や要点について説明をお願いいたします。

また、資料請求の申出については、委員長を通して請求をしてください。委員長が資料の必要性を確認した後、委員長の指示により資料請求をします。各委員の特段のご理解とご協力について何とぞよろしくお願いいたします。

配付の時間割表によって進めてまいりますので、予定時間内に終われるようご協力をお願いいたします。

◎休憩の宣告

委員長(佐藤健太君) ここで暫時休憩します。

説明員の皆様は一旦ご退席願います。

(午前9時06分)

◎再開の宣告

委員長(佐藤健太君) 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

(午後3時00分)

委員長(佐藤健太君) 以上で全ての課長等からの説明が終わりました。

なお、次回は3月9日午前10時からこの場所にて再開いたします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(午後3時32分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月6日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太

令和8年3月9日

令和8年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第2号）

令和8年3月9日、飯舘村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	佐藤健太君		
副委員長	花井茂君		
委員	佐藤八郎君	菅野新一君	渡邊計君
	高橋孝雄君	飯畑秀夫君	横山秀人君
	佐藤勝見君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	中川喜昭
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長兼 会計管理者	荒真一郎	健康福祉課長	今野智和
産業振興課長	松下貴雄	建設課長	高橋栄二
教育長	高橋澄子	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	山田敬行	農業委員会 事務局長	松下貴雄
選挙管理委員会 書記長	村山宏行		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	志賀春美	書記	糯田文也
書記	豊永拓也		

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。定足数を満たしています。

これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（佐藤健太君） これから質疑に入りますが、改めて申し上げるまでもなく、この委員会は付託をされました令和8年度飯舘村一般会計並びに各特別会計等の予算に係るものであります。

委員の皆様には、村民の福祉の向上のため、効果的に財政運営が図られているか否かというところに視点を置いて審査に臨んでいただきますようお願いいたします。

なお、質疑の際は挙手をして、委員長の発言許可を受けてから発言してください。また、限られた時間でありますので、効率的な運営に努めてまいりますので、特に質疑の際は予算書をはじめ予算説明資料等のページ及び項目を示し、質疑の要点を簡潔明瞭に発言してください。また、重複した質疑は極力なされないようご配慮願います。

説明員におかれましても、委員長の許可を得てから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。各位のご協力を切にお願いいたします。

それでは、直ちに委員会を開きます。

これから議案第9号から議案第14号までの6議案について、一括して質疑を行います。

これより質疑を許します。

委員（高橋孝雄君） この予算資料ナンバー8の16ページ、一番下、地域おこし協力隊について、資料は頂きましたけれども金額が多いので、細かく説明をお願いしたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料を準備させていただきました。追加資料の1ページ目になります。令和8年度地域おこし協力隊の活動業務委託予定者一覧ということであります。現在、フリーミッションとしては3名が活動中であります。1人目が菓子製造等、2人目が心と体のケア、3人目がラーメン屋を開業したということで3名が活動しております。

新規としてフリーミッションでありますので、村内で起業されたいという協力隊について2人ほど増やしていきたいと考えているところであります。

それから、ミッション型ということで新規2名ということで予算を組ませていただいておりますが、この内容としては、今のところ、考えているのが村史編さん、その部分で地域おこし協力隊で何とか活用できないかということで考えているところであります。

それから、企業雇用型であります。現在10名が活動中であります。6社です。2人が訪問看護、あと2名が生産物の加工・販売・拡充、2名がインバウンドに関わるSNS発信などです。1人が刃物製作等、2人が飯舘ファンの拡大、それから芸術文化活動の推進、残り1名が交流人口の拡大、移住・定住の促進ということで、10名が活動中です。

新規としましては、村産の野菜、花卉のPR販売、それから商品の成長戦略、策定など、

また農作業、商品開発、7次化という部分で、5名については年間、数年での活動を期待して、こういった部分を企業等に新規で求めていきたいと考えているところでありませう。

以上です。

委員（高橋孝雄君） ありがとうございます。

村復興のためには、この地域おこし協力隊の力も絶対必要でありますので、これからもしっかりとこの予算の金額どおりに働いていただくよう、ひとつご指導をお願いして、終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほかありますか。

委員（横山秀人君） 初めに、この予算書の大きなつくり方というか、流れについてちょっと確認いたします。

令和8年度が第7次総合振興計画の開始の年ということで基本構想、基本計画が12月にお話がありました。その後、実施計画をこれから立てて、役場職員で立てて予算立てしていくということで、先日、実施計画を頂きました。

確認します。この実施計画に基づいて令和8年度の予算は検討されているということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 第7次総合振興計画の初年度ということでもありますので、各予算については、この7次総のどの部分に該当するのか、そういったことで事業の組立てというところでっております。

その中で、当然、過去からの継続というところもありますので、そういったところの割り振り、それから新規事業については、こういった事業のどの分野に入ってくるのか、そういったことを各課から出していただいて、その中から予算化という形になってございます。

委員（横山秀人君） 第7次総の実施計画こそが、村民の方にお見せしてこのような形でまずは3年間、進んでいきますよというものと認識しております。初めにこの実施計画を見たときに、業務指標はあるんですけども、その年度の総事業費というか、8年度は幾ら幾ら、9年度は幾ら幾ら、10年度は幾ら幾らのある程度の概算事業費をもって、そして、業務指標の達成に向けて取り組んでいくんだというのがこの実施計画の流れかなど思っていたんですけども、ここに今後、ある程度の事業規模等が記載されるのかどうか、ただ、この指標だけで終わってしまうのかどうか、確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 7次総合振興計画の実施計画でありますので、基本的に金額等については記載しないという考えであります。

というのは、中身をこれから検討して進めていく中でどう動いていくのか、増やすべきなのか、減らすべきなのかという部分については、実際に動いて業務の中で検討していくということで、当初の全体的な金額については記載をしない考えであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。一連のつくり方が分かりましたので、質疑に入ります。

今回、第7次総合振興計画の開始年ということで、この予算編成に当たって、どの事項

について、特に村としてこれからの飯舘村の発展のために事業を行っていく、そのような思いでこの予算編成を進められたのか、予算編成方針等を含めてこの予算の概要をご説明いただけますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今回の予算のつくりというご質疑でございますが、基本的には第7次総合振興計画のスタート、それから復興・創生第3期のスタートということでございますので、当然、村の復興事業、そういったところをまずはメインに据えなければならぬということでは取り組んでございます。

また、従来からありますように、いわゆる新規に取り組むべきもの、それから民間あるいはほかの機関に移譲すべきもの、それから廃止すべきもの、そういったことで各事業を各課で見直しをいただいて、その中から上げられたという事業が今回の予算書でございます。

やはり大きいのは、復興・創生第3期、心配されました予算、この部分が国でもかなりの予算枠を割いて確保いただいたというところで、村としては産業団地、そちらの造成、それから昨日、診断が終わりました農業関係、基盤の整備、こちらが再開するということこの分が非常に大きいということでございます。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。ある程度、国からこの復興に関する予算が確保できたということをお話いただきました。

また質疑であります、ほかの自治体をちょっと見てみますと、今後の財政計画、中期財政計画、5年後までこれぐらいの規模で、例えば収入の見込みがあつて基金の残高がこれぐらい推移していく、借金がこれぐらい推移していくという計画を公開しているところがあります。そういえば、昔になってしまいますが、合併を検討する際も財政シミュレーションということで、これからの村の財政がどのようなことになっていくかを目に見える形で分からないと、今後の合併議論もできないだろうということで財政シミュレーションをつくったことがあります。

確認します。飯舘村で中期財政計画というものがあるかどうか。

総務課長（村山宏行君） 財政計画については持っております。今回も将来予測というところで予算化をしております。財政系の予算の中で資料ナンバー8の11ページ、上から2つ目のところで財産管理に要する経費ということで、財務予測レポート作成業務ということで取り組むことになってございます。

当然、毎年度、それぞれの状況を調書にして県・国に報告しなければなりませんし、また、村でも財政がどういった状況で推移するのか、そういった予測をしっかりと毎年度、見直ししながら、綿密な財政運営計画を進めるということで予定しているものでございます。

委員（横山秀人君） 当村の財政の今後を検討していくのは大事なことでありますし、このような財政予測レポートというのを作成するというところでありますが、これは多くの村民の方に公開される情報であるのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的には、村の役場内部で状況の確認ということでの処理ということと考えております。

委員（横山秀人君） 今回実施計画を見て感じたことが、重ねてになりますが、どれぐらいの予算をこれから立てていくのか。少なくとも令和8年度に関しては、該当する箇所に当初予算の金額を入れることは可能なのかなと思っております。ある程度、事業があつて、目標があつて、予算の財政的な予定も入れておかないと、この3年ローリングで進む計画が、本当に実効性があるのかどうかというものをちょっと疑問に思ったものですから、ほかの市町村ではどのような形で財政の計画を公開しているのかというのを確認いたしました。

こちらはお願いではありますが、やはり役場内だけで行財政のこれからのデータを持っているのではなく、広く村民、そして議会に財政シミュレーションに関してはきちんと公開いただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 重ねてになりますが、基本的には役場内部での確認仕様ということで考えております。

議員の皆様方、当然、その情報についてある程度、知っていただくということもありますので、公開の部分については検討させていただきたいと思います。

村長（杉岡 誠君） 財務の予測レポートに関しては、内容はかなり専門的な部分もあると思いますので、そういったものについて、前にも言ったかもしれませんが、生でそのまま出すということはちょっと村としては考えていないと。

ただ、7次総の本体版の13ページには、震災前から令和6年までの歳入歳出の推移を掲載していますし、14ページには今後の歳入の見通し、歳出の見通しじゃなくて歳入ですね、入ってくるお金の見通しを示すことによって、今後、歳入の確保が必要だということをも村として出していますので、こういう形で今までも村民の懇談会等々で出していますから、将来予測というのが個別の事業単位ではなくて、全体の話としての、例えばいろんな維持費とかを含めてこれぐらいの見込みだとかというのは、今後、見せ方は考えることができると思いますので、検討させていただきたいと思います。

以上であります。

委員（横山秀人君） 村長、総務課長から前向きな公開という形を回答いただきまして、ありがとうございます。

やはり第7次でも財源が今後5年、まずは確保できたけれども、その後、どうなるのか心配、不安であるということは、皆さんご承知のことですので、将来に向かって飯舘村が維持できるような財政計画の下、進めていければいいのかなということでの質疑でございました。

ここで一旦終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほかありますか。

委員（高橋孝雄君） それでは、ナンバー8の53ページ、もりの駅まごころの件でございますが、これが1億1,500万円、かなりの金額でございます。この金額に対してこの仕事の内容はどのような仕事をされているのか、ちょっと教えていただきたい。

産業振興課長（松下貴雄君） もりの駅まごころの状況ということでございますが、この施設につきましては、一応商品の開発だったり研究するというところで、そういう施設として

利用していただいているような状況でございます。

あと、もりの駅まごころに関するの予算でございますが、合計としまして796万1,000円の予算計上となっております。

委員（高橋孝雄君） 総額で1億1,500万円というのはどういふ。

産業振興課長（松下貴雄君） 合計額の1億1,500万円の内訳でございますが、こちらにつきましては、きこり、きらりの分も含めた合計金額でございます。

以上です。

委員（高橋孝雄君） かなりの予算でありますので、なお、この件についてもしっかりと精査されて、皆さん、議員の方々も納得いくような、そういう仕事をしていただきたいと、このように思います。よろしく願いいたします。

委員長（佐藤健太君） そのほかございますか。

委員（横山秀人君） では、令和8年度の村の大きな事業の一つであります産業団地について確認いたします。

産業団地についてですが、令和8年、造成が始まるということでありまして。ある程度のスケジュール、いつの供用開始をもってこれから進めていくのか。そして、企業にしましてはもう既に募集に入っているのかどうか、それともいつから募集が始まるのか、大きな流れをご説明いただけますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） おただしの件は深谷産業団地の件かなということで考えておりますが、深谷地区産業団地につきましては、令和8年度から造成が始まって3か年程度は最終的にはかかるのではないかと見込んでいるところであります。

また、企業の誘致については、もう既に何年も前から企業立地セミナー等々に出向いて村のPRをしてきたということでありまして。ただ、形がなかなか最終的に固まらない部分も、少し変動する部分もありましたが、基本的には企業様が使いやすいような地形に造って、どのような使い方でもできるように今のうちに手を挙げていただければ、それに見合ったような造りにしていきたいということも含めてPRをしてきたところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、3か年、令和8年、令和9年、令和10年で造成工事をして令和11年から、例えば進出したい会社にとっては工場建設とかが始められるという認識でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 最終的にはそのぐらいの期間がかかるのではないかと考えておりますが、できるだけ早いうちに部分供用開始などができれば、そのように持っていきたいということで、鋭意工事については進めていきたいと考えているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、令和10年から部分供用が開始される、それが一番早いスケジュールであるということよろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） かなり大規模な工事でありますので、そのように努力してまいりたいというところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 我が村にとって産業団地というのが、初めて大きな事業であります。ほかの自治体の取組はどのような流れで進んでいるのかと調べたところ、やはり産業団地準備委員会とか、例えば企業誘致の課をきちんと設けて、そして、企業誘致と併せて産業団地の造成、工事を含めてトータルで賄っているというところが多かったわけであります。

現在、今の村の状況を私なりに見てみますと、ある課のある係の中の1つの事業として企業誘致が捉えられているのかなというのが予算からも分かります。村にとってこれから大事な人口を増やす、なりわい人口を増やすものでありますので、きちんと専属の課を設けて企業誘致を進めていくという姿勢が、この令和8年は無理としても早い段階で必要なのではないかと。それが村外の企業様に対してきちんと専門の課があって村がやっていくというアピールになるのではないかと思います。村長の考えを伺います。

村長（杉岡 誠君） 今、村づくり推進課からお話ししたとおり、今、造成中という中で企業誘致のために立地セミナー等に出ながらPRをしているところです。

委員おただしのとおり、専門の課が配置できるような人員体制、十分な人員体制があればいいのですが、なかなか通常の現課においても人員の確保について相当苦労している部分がありますので、両方を並行しながら今、進めているところです。

企業様にとっては、そういう村の姿勢が見えてくるというのは非常にいいことだと思いますので、見せ方は課の設置に限らず、いろいろと考えているところです。

以上であります。

委員（横山秀人君） 飯舘村の企業誘致と先進的な自治体の企業誘致のこの差というのは、ホームページ上でしか、ちょっと分からないところはあるのですが、ほかの方からもあったんですが、村のホームページに関して企業誘致の視点からすると、例えば工業団地の説明が見当たらないと、あと企業立地補助金もどこを探したらすぐ分かるのかと、どこが総合窓口なのというところが、一覧性がないという指摘を受けました。

ですので、令和8年はホームページの作成のところに入るとは思うのですが、そこの中でぜひ企業誘致に関する単独のページをつくっていただいて、ぜひそこを見ればすぐ分かるという形に検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご指摘といたしますか、そういったご意見ありがとうございます。

村のホームページ、確かに見づらい、分かりづらいという部分も前々からあるということで、毎年、少しずつ見直す検討はしてきたのですが、なかなかそれでも全体的な改善は難しい状況もあったところです。

今後の産業団地、企業誘致等の推進につきまして、今ほどのような意見もいただきながら、どのようにすれば見やすくなるのかという部分を含めて検討、努力をしてみたいと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 修正いただけるということで、ありがとうございます。

あとまた、企業誘致に関してですが、今後、様々なところで村で始まるよという形でPRされていると思います。今後、いろんなところから企業の情報、例えば議員に対しての企業情報を聞いてきたりとかもあると思います。また、村民のご親戚の方が今度、村でやるんだねという形で聞いてくるルートもあると思います。様々なところから飯舘村への問合せ等が入ると思うんですけども、情報の集約に関しては、今後、村はどのような形で情報を集約し、この企業誘致の次の開催へのアポイントというか、つながりをつくっていくのか、その方針を伺います。

村長（杉岡 誠君） 前段のご質疑の中にもあったとおり、今、担当が十分な人数を配置できているわけではないものですから、今、国から派遣をいただいている方とか県から派遣いただいている方等々に、実はいろいろとご助力いただきながらやっている部分と、あとちょっと事務分掌上は違うんですが、商工観光係は、今、村内の既存企業様を担当させていただいておりますが、そちらを窓口として来る場合もあるので、かなり全庁的にどこに話が来たとしても村づくり推進課に情報を集めてもらうという形で、今のところは調整をさせていただいているところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 多分議員の皆様にもいろんなお話が届いていると思います、問合せが届いていると思います。ぜひそのときは村づくり推進課に情報を流すような形で進めていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、までいな心の復興事業について質疑いたします。

村づくり推進課の資料8でいきますと19ページのまでいな心の復興事業1,350万円の事業がございます。こちらについて質疑いたします。

このまでいな心の復興事業は、もう随分前から村の場合は心の復興ということで、飯舘村民が避難になってしまった、また、避難先でも孤立している方がいらっしゃる、また、村に戻ってもという形で、心の復興のために村民が集まれる場づくりを目指して村でスタートした事業であります。財源は国のお金を利用しています。

今までは事業費の、例えば会場費とか講師料とか、それに関しては100%、村で補助を行うということで進んできました。なかなか100%の補助金というのはない。つまりこれは村でなかなかそこまで手が回らない。ゆえに村民の心の復興のためにかかる経費は、ぜひ民間の団体さんでぜひお願いできないかと、一緒に協働してやりましょうという趣旨の下、進んでいる事業と思っておりました。

ただ、今回役場からそれが80%に令和8年はしますと、その計画でありますという通知が届きました。その中には団体の自走とか、団体の自立経営とかということがありましたが、一番最初のスタートからすると、多分皆さん、無償ボランティアである程度、この事業を進めていらっしゃると思うんです。そういう皆さんの無償ボランティアの中で進んでいる事業であると2割、どこからかお金は確保してくださいと、そう言われてしまうと、本当にその団体の存在自体が、今回の補助率減で閉じてしまう可能性があるのかなと危惧しております。

質疑します。村が考える自走、自立というのはどのような状況を指すのか、ご説明をお

願います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 飯舘村までいな心の復興事業の自立とはどういうことを考えているのかという部分であります。基本的に、昨年ですか、決算審査特別委員会の中でもこの復興予算の状況についてご質疑あったところでもあります。

国からも、この復興予算、限られた部分でありますので何年続くか先も分からないという部分、将来的には自立、自走していかなければならないということもご指摘を受けた中で、村としても、将来的にはそれぞれの団体が自立なりに向けた努力をしていっていただく必要があるなということで今回見直しもかけてきた部分であります。

その中には自分の自主財源ということもあるでしょうし、事業をやる中での参加者の参加費を募るといような部分もあるかと思えます。またそのほかには、この復興予算以外に様々な補助事業等が多分あるかと思えますので、そういった部分を自分でほかの補助事業を見つけてそちらに転換して進めると、そういった考え方もあるかと思えます。

いずれ復興予算ということで、これは全体的に将来的に終息しなければならない予算でありますし、また皆さん、より効率的に、またしっかり活用していただくという部分では、何年も続くような団体に限って使われるのではなくて、広く皆さんにこの事業を知っていただけて活用していただきたいという部分もありますので、そういった中では、それぞれ何年か継続してするという事業、同じような事業についてはそういった自立に向けて進んでいただく必要があるということで、そういった考えでこの補助率等について今回見直しをかけてきた部分であります。

以上です。

委員（横山秀人君） 幾つかの団体に確認したんですけれども、もう既に自走、自立している。なぜならば、別にそこで収入を得ているわけではないです。無償でやっている方たち、きちんと参加費を取って補助対象外に関しては参加費から補っているという形で、自走、自立しているのという疑問の声も上がりました。

まず、大きな事業内容が変わる場合、それを利用している団体に対して聞き取り調査を行った上で、どのような形で、例えば補助率を下げるのであれば、違う方法でこのようなところで支援していただけないかとか、様々な団体さんとの協議が必要だと思うんですが、正直、なかったというところでもあります。

このような事業というのは、今後、村で協働、村民との協働でやる中でとても大事な一つだと思うんですね。今後、村でその団体とまず協議を行っていくのかどうか、それとも一方的に補助率を下げましたので、これで申請したい人は申請してくださいという姿勢でいくのか、確認いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この事業について、それぞれの団体に協議をしていくのかという再質疑でございます。

まず、この団体について、委員から、村から事業をお願いしてやっていただいているという冒頭のお話がありましたが、特にお願いということではなくて、それぞれの団体が自主的にこういった事業を行いたいという部分について、ぜひやってくださいということで協力の姿勢で来たという考えでございます。

その中で協議していくのかということですが、先ほど申し上げましたように、村の方針として国のそういった指導等も受けながら、それぞれが復興財源がなくても将来的には自主的に進んでいけるようにしなければならないということでもありますので、そういったほかの補助事業等のメニューを見つけるとか、または参加費用を増加するとか、そういった部分でそれぞれの団体の事業に対しては理解を深めていただいて、その中でこの事業については、ぜひ負担があっても続けるべきだという、そういった意思の下に続けていただければ、大変ありがたいなと思っているところであります。

ですので、それぞれ協議ということではなくて、村からこのようなことで将来的には進んでいきますよという説明等については、しっかり行っていきますが、協議という場を設けるというものではないと考えているところです。

以上です。

委員（横山秀人君） そこがちょっと事業をやっている側と役場の境だと思っております。事業をやっている方たちにとってみれば、別にやらなくても、むしろやらないと自分の時間ができたり、家族との時間ができたりとか、そういう中でたくさんの団体は村民のために、村民が寂しいんであれば場をつくっていきましようという形でこの事業は設立当初から進んでいたと思うんですね。

そのような団体が何年も行ってきた中で、村からの聞き取り調査もなく一方的に村の方針だと、こう言われたときに、果たして今後も続けていけるのかなという不安もあります。やはりこれから村職員だけではどうにも手が回らないところは、民間にお願いしていくしかないし、民間で頑張ってもらえない。

そういったときに村がこう決めたからこれに沿ってということよりも、その前に、皆さんがやりやすいようにはどのようにすればいいのか、村と相談しましょうという方針でいかないと、その団体はだんだん離れていく気がします。

再度確認したいのですが、やはり、第7次でも村民と一緒に作り上げていく村ということであれば、この様々な補助金がありますけれども、補助事業を利用している団体との協議は、次年度の前にきちんとするべきかと思うのですが、この考えに関してはいかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） これは国費が入っている事業ではあるものの、村の補助事業のいろんな考え方として、まずその予算審議の前に担当課が昨年の実績等々をしっかりと勘案した上で事業計画を考えて予算を計上すると。議会の中での、あるいはこういう予算審査の委員会の中での議論、審議というものを踏まえて実施のときには反映していくという考え方で過去からずっとやってきておりますので、その事業そのもののやり方についてその都度、過去に使った事業として活用された方に協議をしてやるという考え方は、行政にはないのご認識いただきたいと思います。

かといって、何も聞き取りをしていないのかということ、ちょっとそれは違いまして、事業の申請、あるいは実績、あるいは途中の相談の段階で担当部署については十分話を聞かせていただいておりますので、その情報をもって予算は編成をさせていただいているということです。

ですので、事業というのは、例えば今回は見直しをかけておりますが、場合によっては事業廃止ということもあるわけでありまして、その廃止の話というのは相当の覚悟を持って、あるいはその事業成果が達成できた、今回、実施計画を提示しておりますが、一定のKPIを示して、事業成果として十分実績があった、別の段階に進むべきだと判断したときにはその事業は廃止するということがありますので、そういった全てのものについて、過去のご利用いただいた団体に全て話を聞いていくという考え方は、村にはありませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

委員（横山秀人君） この時期なのかな、補助金申請のときにはもう既に8割になるというのは、もう決まった上での話し方になるわけですがけれども、正直言うと、何か寂しいなという気持ちであります。様々な心の復興という大事なこと、それぞれの団体が思いを持ってやっていく中で、ある程度、決まったからという形でしか、なかなか情報を出せないというところは、何か寂しいなという感じがあります。

今後予算上、それで決まったということであれば、あとはその団体の判断になるわけですが、願わくは、やはりやっている団体、活動している団体の声はきちんと途中途中聞きながら、この方たちがどのような思いを持ってやっていて、そして、どのような仕組みがあればもっと広げられるとか、行政がやらなくても民間の力を生かせるという形は、そこにヒントが眠っていると思うんですね。今後、ぜひそのような団体とのヒアリングの機会をたくさん設けていただきたいなと思ひまして、この心の復興については質疑を終わります。

村長（杉岡 誠君） 先ほどの答弁の繰り返しになる部分もあるかもしれませんが、お話を聞くというヒアリングという言葉もありましたが、その姿勢は常に村が持っておりますので、そこは誤解がないようにお願いしたいと思います。

協議といった場合には、この予算をどうしますか、来年に向かってどうしますかという、いわゆる予算編成を含めて役場職員と同じような考え方で協議というものは考えてないという、ちょっと行政言葉としての協議を言っておりますので、ヒアリングを全くしない、これからやっていかないということではありませんので、そこは委員のおただしのとおり、ちゃんとお話は聞いていきたいと思ひます。

それから、国から自主・自立の部分の話が出たからということだけでやっているわけではありませんが、確かに国の財源で100%という非常に希少な補助率の中でやってきた。これが未来永劫続けられるのであれば、私としてもやっていきますが、国にいろんな協議をしましたが、相当厳しい話をされています。担当としてもそれを住民の方々にフィードバックしていませんが、担当としては相当心が折れるぐらいの話もされておりますので、その中で村としても、やはりその方向に向かって動くべきだろうと、あるいはそれに代わるといいますか、別の事業として地域の磨き上げの補助金だったり、わくわく補助金というものを村は単独で持っておりますので、そういったものの活用も含めてぜひ検討いただきたいという考えも担当としては持っていると思ひますので、必ずしも国の財源の事業だけ、100%事業だけがあるわけではなくて、地域磨き上げも90%、80%の

補助率で、それでも高効率でやっておりますので、ぜひそういったことも勘案しながら、検討いただきながら有効にご活用いただきたいと考えてございます。

以上であります。

委員（横山秀人君） 1つの提案としましては、前に一般質問でやったんですが、村民団体の支援活動、センターというか、支援活動の担当課を明確に置くべきなのかなど。いろんな市民活動、村民活動と言いますけれども、村民活動を行う場合に補助の申請書が大変だと、何かすごく補助が難しいんだという形でおっくうになっている人がいます、聞いています。いや、そんなに大変じゃないよという話をしても、やっぱり役場なりの相談窓口が、きちんとそういうことはここに相談してくださいという窓口があると、より進むのかなと思います。役場からお話があったらこちらからも、例えば補助金申請書、あとは実績報告書、それは役場でDXとか、電子化と言っているのであれば、全て紙ベースじゃなくても電子ベースで受け付けてくださいという形とか、いろんな事務軽減を図られるような相談も役場とできるのかなと思っております。

国が変わり、また私たち村民もいろいろ変わっていかねばならないのであれば、役場側もきちんとその推進体制について、村民の声を聞いて変わっていくような体制を取っていただければ本当に助かります。

村長（杉岡 誠君） ご提言いただいたと思っておりますが、国においては、例えば国の各省庁の事業を国の省庁が直接受け付けるというのは、コロナ禍のような特別なものは別として、基本的にないですね。

委員おただしのとおり、例えばコンサル会社とか事業会社の窓口、受付を委託して、そこでしっかりとした審議をしたものが国に上がっていくという仕組みを、震災後、私たちが学ばせていただきましたが、それは膨大な予算がかかるわけでありまして、むしろその膨大な予算を確保できるのであれば、事業費として皆様に活用いただきたいとか、そういう思いも担当としては、私としてもあります。

村役場は、国がやっていない、要は予算編成をした人間、あるいは予算の考え方をしっかり議論した職員が窓口の前面に立って、一番分かっている人間、あるいは相談ができる人間がそこに前に立ってやっておりますので、これが本来の最善だと思います。

例えば支援センターというものをつくったとしても、その職員に村がこれだけ、例えば今回160億円を超える事業の中で補助事業がどれぐらいか、ちょっと私も精査できておりませんが、その部分を全部理解できる人間というのはちょっとなかなかいないのではないかなど。多分会社組織が丸ごと必要になるだろうと私は思いますので、それを全部委託できるような予算を計上したり、村が単独で払ったり、あるいは国に確保をお願いするというのは、ちょっと地方自治の考えからすると異質かなと思います。

ただ、部分的には移住支援センターなんかもやっておりますので、おっしゃるような話の部分については、今後も検討していきたいと思いますが、ちょっと補助事業に関しては、担当が直接説明させていただく、担当課が対応させていただくとはるかにいいかなと思っておりますので、そういう運用を令和8年度は考えていきたいと思っております。

以上であります。

委員（飯畑秀夫君） 私から何点か質疑します。

資料ナンバー8の4ページ、2款1項1目一般管理に要する経費についてお聞きいたします。

飯舘村が飯曾村と大舘村が合併して70周年、今年の9月ですか、多分記念式典とかあると思いますが、それについてお聞きします。70周年の式典、表彰、記章、記念品等事業、あと封筒、70周年の印刷物等ありますけれども、この内容についてお聞きいたします。

総務課長（村山宏行君） 資料ナンバー8の4の4ページですか、一番上ですね、報償費が載っていますが、70周年記念の式典の表彰のことで報償費の分だと思っておりますが、これまで村としましては10年ごとに式典ということを行っておりましたが、60周年の際は震災復興の中ということがあって大規模なものは行っておりませんでした。今回、この報償を大きく取っておりますのは、震災以降、いろいろな方々からいろんな形でご寄附なり支援をいただいております。そういった方々への感謝ということで、それを式典の中で示してまいりたいということでの予算化でございます。

ですので、多額の寄附を行った方、あるいは企業の方もいらっしゃいますし、いろんな形で物資なり、それから事業で支援をいただいた、そういったこともありますので、そういった方々への表彰ということで考えているところでございます。

委員（飯畑秀夫君） 70周年ということではいろんな事業をやるということはよいことなんですが、記念品とかというのは、村民に対してではなくて、関係、いろいろお世話になった方々への記念品ということでよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） まずは、記念品については、会場に来ていただいた方、式典に出席いただいた方ということでのものを考えてございます。村民に全部ということは、現在のところは考えてございません。

委員（飯畑秀夫君） 続きまして、その下の封筒、70周年記念の印刷物等でも予算を取っておりますが、それは今の関係で必要だということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 同様、式典のパンフレット、それから中に入れる物の封筒ということで、多分A4がしっかり入るような大きな封筒になるかと思っておりますので、なおかつ70周年ということで銘打ったもので今、印刷ということも考えておりますので、そういったものを考えてございます。

委員（飯畑秀夫君） 続いて、この下の11節役務費の70周年記念広告新聞、一般広告についてもお聞きいたします。

総務課長（村山宏行君） こちらについては、式典の案内ということもありますし、また飯舘村70周年ということで、各自治体の事例を見ますと、そういった周年の記念のときにはそういった新聞広告ということでやっているようでございますので、村としまして、そういった部分で新聞広告を出して村の70周年を祝いたいということで考えてございます。

委員（飯畑秀夫君） 今の内容からすれば、3つとも村民というか、あまり関わらないのかなと思ってお聞きしましたけれども、私も一般質問でしましたけれども、60周年は今、課長が答弁したとおり、震災で縮小していた。50周年は大規模というか、グラウンドのと

ころでたくさんの方が集まって、各行政区、婦人会、いろんなどころから見てやった記憶をしております。そういうイベント等、何か、それより小さくてもいいですけども、これをやる予定はないということでもよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 今回、総務課でこちらの計画で上げております部分については、あくまでも式典ということでございます。

50周年のときは、逆に式典をやらなかったという記憶がございます。イベントは大きくやったんですが、式典という形でのものは、それほど大きなものはなかったと認識しております。

今回は先ほどお話ししましたように、震災以降、お世話になった方々、そういった方々へのしっかりした謝意、その感謝を示したいということがありますので、まずは式典をメインということでもあります。

また、そういったイベント関係は、各課の事業を拡大する形でイベントを組むということで今回示しておりますので、そちらの中で対応してまいりたいと考えております。

委員（飯畑秀夫君） お世話になった人にイベント等を開くのも、それは分かりますが、村民に対しても、私としてはある程度、縮小してもしてほしいというか、これからも検討してほしいということで、次の質疑に入ります。9ページ。

委員長（佐藤健太君） 飯畑委員、一旦、回答をもらいます。

副村長（中川喜昭君） 70周年の部分であります。今、総務課長から答弁しましたが、式典は、今回、70周年記念を庁内的に横断的に持っていこうということで予算編成した後、一度、庁内で検討させてもらっております。

それで、今、総務課長からありましたように、総務課には式典の担当をしてもらおうということの予算編成をしてもらっているという状況で、あと企画・定住係では、予算に計上してありますが、記念のロゴマークを募集してみようかということでの取組、あとは記念品を一応500万円ほど予算を取りまして、村民対象に出すという形も考えております。

あとは今、総務課では記念式典であります。委員おただしの記念イベント、これは別の日に設けまして各課が持っている事業を併せながら村民を交えたお祭りができないかなということも今後、検討していきたいということで考えているところであります。

それがどうなるかという部分は、これから予算を決めてから本格的に話をしていくという内容にしておりますので、その辺、決まり次第、お知らせしていきたいと思っております。

以上であります。

委員（飯畑秀夫君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願います。

後から聞こうと思えますけれども、今、資料ナンバー8の16ページ、2款1項6目で70周年のロゴマークデザインとあるんですが、これは村民から募集してその中で決めるのかなと思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先日の課ごとの個別説明でも若干説明をさせていただきましたが、ロゴデザインにつきましては、全国的に募集をしたいということであります。

この中で普通旅費等も取っておりますが、関西の方がもしかするとデザインで賞に選ば

れるかもしれないので、その辺の旅費等についてもこの予算の中で見させていただいているという状況でございます。

できるだけ村民については多く応募していただきたいですし、子供たちも含めて広く周知をしていきたい、また全国的に周知していきたいと考えているところであります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君）　すると、ロゴデザインは何かちゃんとした会社、そういうところで企画が決まっているところで、村民から何か募集するのではないのですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　その部分は、先日説明させていただきましたが、基本的には一般公募で誰でも応募できるような形を取りたい。その中で、多分フリーハンドでの応募とか、あとは機械を使っただけの応募とか、いろいろ形があるかと思いますが、そういった部分を最終的にきちんとした形にデザイン調整するという部分については、16ページの12の委託料にありますロゴデザインの支援業務ということで、デザイン調整なりきちんとしたデータを作成するという部分については業者をお願いをしたい。そのほかの基本的な形の部分については、一般の方にそういった応募をしていただきたいということでもあります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君）　ぜひともよろしくお願いします。ただいま関西から来ると、例えばどうなっているのかなと思ってお聞きしました。

次の質疑に入ります。9ページ、9款1項3目消防施設費14節防火水槽設置工事、小宮、八木沢とありますが、4,000万円ちょっと、それについて内容をお聞きします。

総務課長（村山宏行君）　防火用水につきましては計画的に行っていくということで、消防と協議をしながらどの部分が少ないかということで検討しております。

その中で、令和8年度につきましては、小宮地区と八木沢地区の2か所で行うということでございます。なかなか物価の上昇もありますし、工事額が増えているという状況でございますが、計画的に行っていきたいと考えてございます。

委員（飯畑秀夫君）　ただいま火災等も増えておりますので、ぜひ防火対策、よろしく願いいたします。

続きまして、11ページの2款1項5目7節報償費の顧問弁護士の顧問料についてお聞きします。顧問弁護士の内容、この金額には深谷団地の件も入っているのかお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君）　資料ナンバー8の11ページ、財産管理に要する経費の顧問弁護士の報償費でございますが、こちらについては、村がお願いをしております顧問弁護士の年間の顧問料ということになります。当然、その中で相談業務、これは年間通してのものでありまして、軽微なものについては即答いただく。そういったところでの対応を顧問弁護士の方にはやっていただいていますし、個別に専門的な事案ということになりますと、それは別途、追加を支払う形で相談に応じていただいているという状況でございます。

委員（飯畑秀夫君）　これが関連しているのであれば、深谷団地の今の状況を、復興住宅をお

聞きしなかったんですけども、これとは関係なければ結構です。

総務課長（村山宏行君） 深谷産業団地に関する部分での弁護士相談というのは、実績もございませんし、今、受けているところではございません。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午前11時00分）

建設課長（高橋栄二君） 委員おただしの深谷住宅の件についてでございますが、資料ナンバー8の60ページ、8款4項1目の8節報償費ということで38万5,000円、こちらが住宅明渡しに係る弁護士の謝礼となっております。

以上でございます。

委員（飯畑秀夫君） この補償、この賠償金についてですけども、これはどのような感じで今、進めているのか、また相手方との話合い、どのようになっているのか、分かればお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 民事調停を進めておりまして、今現在、第1回の口頭弁論が行われました。回答書が提出されませんでしたので、2回目の口頭弁論まで提出してくださいということを相手方に裁判所から求められているという状況です。第2回の口頭弁論については、4月に開催される見通しという状況になってございます。

委員（飯畑秀夫君） そうしますと、もう相手側と行政としてはもうお話しとかはできない形で、今は弁護士に完全に依頼して、全然対面はしていないということでよろしいでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 民事調停から今度は裁判に移行したという状況でございますので、今度は裁判所を通した形で課題解決に向かっていくという状況でございます。

委員（飯畑秀夫君） 分かりました。

続いての質疑をいたします。

41ページの3款1項2目老人福祉費についてお聞きします。これは敬老会芸能等運営業務で、先ほどと関連しますが、70周年記念事業ということですが、これは前にもお聞きしましたけれども、どのように村全体的に関わってくるのかと思うんですが、まだこれから企画をする形でしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 41ページの敬老会関係となりますが、先ほど副村長から述べさせていただいたとおり、予算上はここに芸能団体の運営ということで500万円計上させていただいているところですが、各課の事業等を横断的に今打合せしながら進めていきたいということになっておりますので、その流れで今後整理して、全体の事業としてこの委託費についても活用されるものと考えています。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 早めに村民にも周知しながら、村長も頑張るとのことなので、うまく

この予算で足りなければ、もうちょっと大きくしてもいいのかなと個人的に思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、一部資料請求しました件について、47ページの6款1項3目農業振興費の被災地地域農業復興総合支援事業の水稲育苗施設についてお伺いいたします。資料を請求して資料を頂きありがとうございました。

資料のA3の紙ですか、図面を頂きました。ありがとうございます。これを見ると、飯樋の武道館跡地のところのハウスと育苗施設の図面を見ると、目いっぱい建つのかなと思うんですけども、このハウスでどのぐらいの面積というか、育苗するわけですけども、どのぐらいの個数ができるのか、もし面積にすればどのぐらい賄えるのかお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今回計画しております育苗施設の部分でございます。この施設でどの程度の面積ができるのかという部分でございますが、一応今の計画としていますのは、200ヘクタール分の田植ができる分の苗をここで作成するという部分での計画となっております。

委員（飯畑秀夫君） 200ヘクタールということで、200ヘクタールはちょっと厳しいのかなと思うんですけども、何回かやるのか分かりませんが、ハウスで水等もやって自動でいくのか、問題はこの施設の管理はどこで行うのかお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 完成した後の施設の管理という部分でございますが、JAふくしま未来と今、協議しているところであります、JAにお願いするような形になると思います。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） JAということで、苗は春先なのでそれが終わったら別なものを、野菜の苗を作るとか、花を作るとか、別な活用も考えているのでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 育苗施設の後作というか、後の利用の部分でございますが、春先で水稲は終わってしまうということもありまして、その後のハウスの利用方法につきましては、今、農協と今後、どういう形で作付できるのかという部分と、どのような品目があるのかということをお伺いし、今後、協議していく形になると思います。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） せっかく大規模なものができるので、やはり野菜の苗とか、花ですか、花も年間でいろいろやっていますので、村全体でやる花とかも種をまいてここで苗を仕立てるのもいいのかなと思うんですけども、これからよりよい活用法というか、これをしてもらいたいと思います。

以上で私の質疑を終わります。

委員（渡邊 計君） まず、資料ナンバー4、大きいやつ188ページ、給与費明細に関してでありますけれども、ここから関連して次の190ページ、こちらで本年度、6人減と、189ページで今年度が前年に比べて6人減ということで、会計年度任用以外の職員で5名の減と会計年度任用職員で1名の減となっておりますが、この減った内容はどういうことで人員が減ったのか、説明を求めます。

総務課長（村山宏行君） この160名の見込みという部分でありますけれども、職員でいくと5名減、正職員での退職もおります。また、任期付での退職の方もいらっしゃるののでこのような数字となっております。個人名まではご勘弁いただきたいと思っております。

委員（渡邊 計君） 会計年度任用職員以外の職員が5名で、会計年度任用職員が1名というのは退職関係だということですが、両方で6人減って今後、業務に支障は出てこないのかどうかお伺いします。

総務課長（村山宏行君） ご指摘のように、村の仕事が非常に多くなっているということで、今、通年通じて会計年度任用職員については求人をしているという状況でございます。村でも求人をしっかり心がけて、本当に足りない状況ですので求人をしっかり進めてまいりたいと考えております。

委員（渡邊 計君） 足りなくなったからと仕事に欠損が生じてはいけないので、その辺は今後、ぜひ検討していただきたい。

では、資料ナンバー8で、ただいま飯畑議員からありましたけれども、4ページの2款1項1目7節報償費、これは説明書では記章や記念品ということですが、先ほど副村長からは、いろんな課にわたってやっているということでありましたが、ということになると、16ページの委託料で記念品500万円ですか、上がっているわけですがけれども、4ページの記章及び記念品というのは関係なく、あくまでも総務課が行う事業費であって、記章及び記念品というのは、16ページに記載している500万円という受け取り方によろしいのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） こちらの部分、総務課の部分で所管しております4ページの分につきましても、あくまでも式典に関係する部分での記念品ということで考えてございました。

ただ、先ほど副村長からありましたように、全課横断的にということですので今後、協議を進めていくということでもありますので、若干中身を変更する場合もあると考えてございます。

委員（渡邊 計君） では、一般管理職の総務課の説明の記章、記念品ということは誤りということで、あくまで16ページの委託料の中の記念品500万円ということで、この500万円というのは、記章及び記念品、何個ずつ作るという考えでこの500万円という予算が上がったのかお伺いします。

副村長（中川喜昭君） ただいまの70周年記念品の部分であります。先ほどの質疑にありました部分で、総務課の予算と村づくりの予算という部分であります。前に総務課長が申しましたように、総務課の部分については、式典に関する記念品関係になります。

（「式典に関する記念品」の声あり）式典の中に使用する記念品とか、先ほど言いましたように、寄附等を頂いた方々への賞状とか、そういう部分に関わるもの。

式典の内容ですが、今、考えているのが、先ほど総務課長からありましたように、これまで式典自体をやっていなかったものですから、多くの方々を集めて一応来賓を迎えながら式典をするという形で考えております。でありますので、その中でいろんな祝辞とか、そういうものをいただきながらその中の一部として表彰条例に基づく表彰なども

していきたいという考えをしております。

あとは、寄附を頂いた方々も多額の方がいらっしゃいますので、その方々には感謝状を贈呈していきたいという考え方で、それに関する記念品関係という形になります。

あと、村づくりの16ページに上げております記念品については、これは村民向けの記念品ということでもあります。

ですので、総務課でやっている記念品と、16ページの記念品の内容は違うという形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中身については、これから庁内で相談させていただければと思ひております。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 補足であります。あくまでも総務課で行います記念式典ではありませんが、こちらの部分の報償費は、記念式典の、いわゆる従来の村表彰規程に基づく表彰の記念品という形になりますので、木杯です、こちらを考えてございます。

特別功労賞、それから功労表彰、それから善行賞というのがあります。この善行賞が多額の寄附金を受けた方々、従来は、個人だと30万円、企業だと100万円ということであったんですが、これでやってしまいますと多分、100人以上を超えてしまうので、基準のところは見直しさせていただくということで、一応そこでのピックアップといひますか、選考させていただいて、個人ですと21名、それから企業ですと15件ということでの想定をして今回予算化させていただいております。

委員（渡邊 計君） 総務は分かりましたが、企画のこの500万円、私、何個作るということでこの500万円が上がったのかと聞いているので、個数を教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 資料ナンバー8の16ページ、一番上から3つ目です。12節委託料の70周年記念事業記念品の作成業務500万円でございます。これにつきましては、基本的には全戸配布というようなことではありませんが、記念式典の参加者、それからそのほかにいろいろ70周年記念のイベントということで各課横断的に進めるようなイベント、そういったときの参加者等々に配りたいということで、基本的に1,000円程度のを3,000個程度は作る必要があるのかな。そのほかに作成業務の手数料等々がありますので、そのぐらいのものは用意すべきかと考えているところであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 回りくどく言わないで、私、数だけ聞いたので数だけぽっと言ってくれればいいんですけども、長くなるので。

同じ4ページ、2款1項1目12節の委託料、この中に村長車及び公用バスの運転業務とありますけれども、これは人件費になると思うんですが、報酬というか、ただ、この公用バス、高いものですよ。それでいろいろ村民も使えるような形を取っているわけですけども、この公用バス使用に当たって最近、村民から大分苦情が上がってきております。そういう中で、公用バスの利用規約というものは村にあるのかどうか、お伺ひいたします。

総務課長（村山宏行君） 基本的に公用バスは、こちらの利用のルールというのを設けておひまして、そこでの運用で努めていただいているということでございます。

当然、民間バスとの、いわゆる競合を避けなければならないということではございますので、視察研修、それから業務のためということが必要あつての出張公務、そして、契約という形になるかと思っておりますので、そういったところで、いわゆる観光業等を行っている方々とそこの運用は違うということでの認識はいただかなければと思っております。

委員（渡邊 計君） 今の説明ですと、ルールはありますということですが、私、利用規約があるのかどうかと聞いているんです。あるのかないのかだけお答えください。

総務課長（村山宏行君） 運用基準ということでは設けてございます。規約という形のは示してございません。

委員（渡邊 計君） そういうところをはっきりしないと、村民が使う場合に非常に使いにくいと思うんです。だから、役場に来てこういうことで使いたい、いや、それは駄目だと。そういう規約がはっきり村民に分かるように出しておけば、使う方も使いやすいと思うんです。だから、今後、そういうものがあるならもっと村民に周知していくべきじゃないかと。村民じゃなくても使うというのは、大体福祉関係とか、そういうところが多いと思うんですが、そういうところにきっちり分かるようにそういう規約、ルールをきっちり出すべきだと思うんです、書類で。ただ、口頭ですつと何年もやってきたというのだったら、これおかしい話ですし、そんなのだったら何千万円もするバスを買わないで全部一般企業のバスに頼めばいい話なんですから、その辺のところをぜひ今後、はっきりさせていただきたいと思います。

次、6ページ、同じ2款1項1目12節委託料の一番下に役場倉庫設計業務とありますけれども、これは役場のどこに、場所、どこにどのくらいの大きさのものができるのか。

そして、今年度はあくまで設計業務だけであつて、建設は来年度になるのか、設計業務が終わり次第、入札が入って今年度中から工事が始まるのか、その辺の説明を求めます。

総務課長（村山宏行君） 役場倉庫の設計業務についてのご質疑ということでございます。

今、仮でございますが、建設予定は役場庁舎裏の砂利の駐車場になっている部分がございますので、そちらに建てたいということでの検討を進めたいと思っております。

面積的には、ちょうど役場の車庫の建物、あれと同程度ぐらいの面積が必要だろうということでの検討でございます。

全くその辺は具体的なものはございません。まず、書庫、書類が非常に多くなっているというところがございます。当然、昔の35億円から40億円の予算の規模ではございませんので当然書類も増えておりますし、また役場関係で使う物品が今、車庫の中に非常に積み重ねておりますので、そういったことも収容できるような施設を考えたいということでございます。まずは設計をさせていただいて、翌年、令和9年度、工事ということでの計画を今のところは考えているということでございます。

委員（渡邊 計君） 今、車庫ほどと言いましたが、それで大きさが間に合うのかどうか、私、今回、税金の申告に行ったときに、あそこの建物のちょうど真ん中にパソコン関係のキーボードとかいろいろ結構置いてあるんですね。何でこんなところに放りっ放しの状態で置いてあるのかという感じで見えてきたんですが、ぜひきっちり整理できて、今、間

に合うだけじゃなくて、今後も増えるのであれば、その分の大きさも余裕を見て造っていただきたいなと思うところであります。

次、9ページ、9款1項3目の需用費の一番下、修繕料であります。地下式消火栓修繕というのは、今、草野の町とか飯樋町とかにある、要は水道管から引き揚げている消火栓という考えでよろしいのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） これは地下式消火栓ということでありまして、この部分については道路に四角い鉄板で蓋になっている消火栓がございます。この部分であります。修繕というのは、どうしても大型車等が通っていることで上の鉄板がゆがむんです。開かない部分があるということでありまして、そこを確認しながらこの分を修繕してまいりたいと考えてございます。

委員（渡邊 計君） 了解しました。緊急時に使うもので、使えないということで消火ができないという、ここだけの問題じゃなくて新聞なんて一斉に取り上げますんで、その辺、ぜひ気をつけていただきたい。

その下、先ほど飯畑委員からも出ました14節防火水槽設置工事であります。これは以前にも何か白石とかあちに造るとなったときに説明資料を頂いて、組立式の形とか、あとはそこに据置き型とかいろいろあるわけですが、今回の防火水槽に関しては、どのような形の防火水槽なのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 令和7年度も設置しましたが、令和7年度につきましては比曽地区とあいの沢です、きこりの前にということで地下式の、いわゆる従来の防火水槽、そちらになってございますので、同じ構造ということで考えてございます。

委員（渡邊 計君） 地下式というと、ある程度の大きさになるんですが、小宮及び八木沢となると、結局設置する場所が、要は今、各地区にあるコミュニティセンターですか、そういうところの敷地内になるのか、また新たに民間の消火に便利な場所になるのか、その辺はどちらでしょう。

総務課長（村山宏行君） 小宮地区については萱刈庭ということでございました。それから、八木沢につきましては、バスの回転場がありましたよね。そこのちょっと手前のところ、あの辺ということで検討してございます。

委員（渡邊 計君） 了解しました。

次、11ページ、一番下の枠、2款1項5目10節、ここで旧小学校の電気料、これは今回102万円ですか、それと、その下の水道料及び農集排の料金155万1,000円、これは前年ですと、電気料が1,300万円に上がっていたのが大幅な減になっていると。これは今、使用している方が直接払うということで説明をいただいたんですが、この水道料が前年107万円だったのが今回155万円と50%ほど上がっているんですが、電気料を個人的に払ってもらって下がるのに、なぜこの水道料だけが50%増になったのか説明を求めます。

総務課長（村山宏行君） こちら水道料については、旧小学校等の水道及び農集排料金ということでございます。中に含まれますのが、昨年度と変わっておりますのが、アイン薬局、こちらウルトラ警察隊が入りましたのでこの部分が増えてございます。それから旧白石小学校については、1社入っていただいてそこに建設業者が入って利用してございました。

それが年度途中で出ましたので今、利用がないような状況でありますので、この分については減額となりました。

それから、旧草野小学校につきましては、今、1社の方に貸しておりますけれども、電気料については、従来のものよりも何倍にもなっちゃってこちらでも対応しかねるところがあったので、直接その企業さんにお支払いいただくようにしたんですが、水道につきましては、現在、その事業所、確かに増えてはいるんですけども、電気料ほどでの増額ではないということがありましたので、従来のとおりということでお支払いいただいているというところでございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 白石は減額、ただ、ウルトラ警備隊とアイン薬局入っていると。50万円増えないでしょう。金額大きいです。

総務課長（村山宏行君） 内訳を申し上げますと、アイン薬局の部分では8万5,000円ほど増えた。逆に白石小学校ですと、昨年、29万円ほどあったのですが半分ほどになってございます、14万5,000円ほど。

問題の草野小学校の部分でございます。こちらについては昨年在29万円ほどで見えています、そこから従業員等も増えたということで令和8年度は72万6,000円ということでの計上を見ております。草野小学校の分については43万5,000円ほど増えているという状況でございました。

あと、それに伴いまして、水道料が増えますと、当然、農集排の料金も増えますので、この部分での増額は10万5,000円ほど昨年度よりも農集排の料金が増えているというところでございます。

委員（渡邊 計君） 今、課長が言った金額を足しても110万円かそこらにしかないんですよ。この50万円、何でこんなに50%も上がるのか。幾ら農集排増えた、水道料、片方増えた、片方減った計算して150万円という数字にはならないんですけども、何が原因なんですか。

総務課長（村山宏行君） いや、内訳を正確に申し上げますと、アイン薬局分で8万5,800円、それから旧白石小学校の水道料で14万5,200円、旧草野小学校の水道料で72万6,000円、農集排で59万4,000円ということで、合計が155万1,000円ということでございます。

急に増えたということではありますが、業務拡張しておりますので、草小に入っている企業が、その部分で割合的には増えたということでございます。

ただ、繰り返しになりますが、電気料については、非常にもう何倍にもなってしまっちゃってちょっと村でも管理が追いつかないというところがありましたので、直接お願いをした。水道料については、公社も入っているということでもありますので、その部分で村ではこのような形で計上して予算を見ているところでございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午前11時33分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午前11時38分）

委員（渡邊 計君） 先に進めて次、12ページ、中段にあります2款1項5目12節、一番下に旧草野小学校施設整備とありますが、これは1,320万円ほど上がっておりますけれども、これの内容をお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） こちらにつきまして、先ほどお尋ねのありました草野小学校の水道管です。屋内の配管工事、これに係る部分を利用者側でお願いできないかということでの委託料の計上でございます。どうしても村の予算で公共工事費で上げてしまいますと、非常に高くつくということがありますので、事業者側もそれを求めている、そこまでは求めてはいないということで、事業者側の、いわゆる使いやすいように施設の屋内の水道配管を行っていただく、そのための業務委託ということでございます。

委員（渡邊 計君） それが安く上がると。ただ、そういう業者でやる場合でも、飯舘村、特にああいふ学校とか、コンクリートの建物はすごく冷えるので、そういう形でやりますよと設計上がった段階で、やっぱり村もそれを確認していくべきかなど。足りない部分はやっぱり今後、指導していかないと、せっかく直しました、またすぐ壊れましたではいたちごっこになっておかしくなってしまうので、その辺はぜひきっちりやっていただきたいなど。

次、19ページ、2款1項7目18節負担金補助及び交付金という中で、先ほども皆さんから出ていますが、みがきあげよう！ふるさと補助金、これは前年より220万円増になっているわけですが、220万円増になった理由というか、それを求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） みがきあげよう！ふるさと補助金であります。個別説明で若干説明させていただきましたが、令和8年度から令和12年度までの5年間ということで今回、新たに、新たにといいますか、改めてまた5年間延長という形で考えている事業でございます。

令和8年度は初年度ということで、この金額については5年間の中でどのように年次計画をつくっていくかというのは、各行政区で計画作成する部分でありますので、行政区でこのような計画提出ということで事前に概要、概算的な部分で聞いておる金額、その部分を計上させていただいております。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） 内容全体でなくて、去年より220万円増えた。なぜ増えたんですかということを知っているんです。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど申しましたように、5年間の令和8年度が新規の年度というようなことであります。この部分で今、行政区の中でこれから5年間の計画ということで作成されておりますので、その中で各行政区それぞれが、20行政区それぞれが令和8年度に使っていく事業費ということで上がっているの、単純に比較できるようなものではないということをご理解いただければと思います。

委員長（佐藤健太君） そのほかございますか。

委員（渡邊 計君） 単純に比較できないと言いながら、前年よりこれ10%以上増えているん

ですよね。だから、その根拠は何なんだと聞いているんです。単純に比較できない、できるものじゃありませんではなくて、200万円の予算を上げた根拠はあるんでしょう、それを聞いているんです。

村長（杉岡 誠君） 5か年の事業計画の中で、1行政区当たり大体350円から450万円ぐらい、人口規模も含めてそういう枠なものですから、各行政がそれを均等割して各年度ごと、90万円ずつ使っていくとかと決まっているわけではなくて、その年度によって、例えば10万円だけだと、1年目、2年目はいろんな計画の見直しをしておいて、3年目、4年目、5年目でしっかりやるんだよというような行政区が出てきたりすることがありますし、前5か年間で6次総の後期計画の中で十分やってきたところは、その継続の中で初年度、令和8年度にどんと上がっているところもありますので、ちょっとその凸凹感というんですか、がなかなか担当課では比較という形では説明しづらいと。前5年間からの継続の5年間は延長だと言いつつも、新しい5年間ですよという説明をしていますので、前5年間の6次総の後期計画中の繰越金はないんですね、繰越しは認めませんよと。新しい5年間の中で20行政区掛ける枠、上限は決まっていますので、その中で行政区の考え方で配分してくださいというのをやっていますので、ちょっと前年より増えているかもしれませんが、5か年にすると結局予算の総額の中に収まると見ていただければありがたいと思います。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 今の説明でよく分かったんですが、我々が納得するんだったら、よりよい仕事をしていただきたいから1割上げましょうと言えば、みんな納得するんですから、そういう形でやっているんだと思いますが、それとその下のふるさと担い手わくわく補助金700万円ほど上がっていますけれども、上限が100万円で補助率90%、上限100万円ということは、これは7件というのかな、それを7件だけ見越してやっているという予算立てでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと担い手わくわく補助金については、7件のみというようなことではございません。それぞれ事業の上限としては100万円ということにしておりますが、事業団体によっては、30万円とか50万円とかという部分で進めるような団体もございます。今までの実績を鑑みまして全体的に補助があったものについては、全て基本的に採択をしたいと考えておりますが、そういった中でこの程度あれば、今までを見れば、当初予算としては十分ではないかということで計上させていただいたところでございます。

委員（渡邊 計君） 次に、23ページ、7款1項2目12節委託料の中で深谷地区産業団地整備発注支援業務という中で、これは資料を頂いているんですが、土木建設関係に関して大きい事業になってきますと、必ず発注者支援業務というのが必ず書いてあるんですが、その説明が今までなかったなと思うので、この発注支援業務の内容というのは結局どういうものなのか、説明を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 深谷地区産業団地に係る発注者支援業務であります。追加資料の3ページに発注者支援業務の体制ということで提出させていただきました。

基本的に発注者支援ということですので、村の中で村の職員ではなかなか職員の人数もそうですし、技術的な面もこれだけの大規模な事業をやるという場合には、また技術力も不足しているという部分もあって、民間の部分に支援を委託するという内容でございます。

3ページにありますように、内容として、まず大きくは村の中に常駐として担当技術者として技師4名を配置していただきたいという委託をしたいということでもあります。

常駐の方については、設計担当の部分について工事設計の確認とか伝達、疑問点、設計協議などの解決図面作成とか、そういった多岐にわたっての業務にまず1名を置きたいということ。あと、それぞれ造成工事、水道工事、取付道路、橋梁工事等々がありますが、それぞれの各工事担当者について3名を常駐で配置をし、工事の内容、仕様に関わる設計等の確認、資料作成などを支援していただく。具体的には、発注のときの図書、契約書の部分とか、資料作成、それから現場で動いている工事の管理、変更があった際の資料作成など多岐にわたって、そういった業務を職員に代わって動けるような業務をお願いするという内容でございます。

そのほかの部分については、全体的に取りまとめる主任技術者等を打合せで参加していただいたり、また工事の監督というような部分で解体工事の監督員を頼んだり、また中には発注者の中には積算業務の部分についても職員ではなかなか手が回らないという部分については、積算業務なども支援をしていただくような考えでいるところでございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） そうすると、ここの説明書によると、常駐4名とあとは非常駐が4名で結局8名程度で1億6,500万円という金額になると。要は人件費だけで1億6,500万円になるのか、その他、例えばこの人たちがいる場所、現場にプレハブとかそういうものを建てる、そういう経費も入っているのか、人件費だけなのか、ちょっと説明を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 業務委託の中には技術者として来る方については、パソコン等の機器類、そういったものについては自分で使っているものを持ってこないと仕事にならないということで、そういった部分については業務の中に入っておりますし、また、交通費等々についても全て入っているということで、基本的に常駐については、村に通うような交通費の部分とか、また機械類、そういったものがあります。

場所については、村の役場の庁舎内に常駐してもらおうということで場所を設けたいということでもあります。

そのほかの部分については、打合せ等で来ていただく部分の交通費等々、あとは会社の中で持ち帰って積算をすとか、あと内容の検討をすとか、そういった部分についてはそれぞれの企業、会社の中での作業ということになってくるかと思うのですが、そういった部分がこの経費の中に全て盛り込まれているという内容でございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分からとします。

（午前11時51分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後 1時10分）

委員長（佐藤健太君） これより質疑を許します。

委員（渡邊 計君） 先ほどに続き、発注者支援業務についてお伺いします。

先ほどの説明ですと、4人ほどが役場に常駐という形でしたが、こういう方は会計年度職員という取扱いになる人もおられるのかどうか、お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 専門的な技術を持った方というようなことでありますので、基本的には民間のそういった業者に委託というような形になります。

委員（渡邊 計君） それでは次、28ページ、4款2項2目14節クリアセンター遮水シート修繕工事ではありますが、この遮水シートは何年前に埋設というか、敷いて、今回どのような状況になったので張り替えになったのかお伺いいたします。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） クリアセンターの遮水シート修繕工事であります。場所はクリアセンターの一番低いところにあります廃棄物を埋め立てる埋立処分場になります。

これは平成26年度にかさ上げ工事をした際、かさ上げた分の内側に張った遮水シート及び保護シート、これが劣化して破損したということで今回張り替えを行うというものでありまして、原因につきましては、埋め立てしていないところはシートがそのままむき出しになっているものですから、長年、紫外線を受けてシートが硬くなるとか、あるいは冬期間、凍ったり解けたりを繰り返すことでシートが伸び縮みすることで破損すると言われております。

今回、そのシートが何か所か破損しておりますので入替えを行うわけですが、部分的に張り替えをしますと、つなぎ目からまた浸水とか破損が広がる可能性がありますので、1枚の大きなシートで張り替えをしたいということで考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 平成26年というと大体14年ぐらいたっているんですかね。今埋めているところが満杯になるのはいつ頃、あと何年後ぐらいに満杯になるのかお伺いします。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 現在の年間の廃棄物の搬入量で計算しますと、あと20年はいっぱいになるまでもつ計算となっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） ということは、14年たって破けて張り替えということになった場合、あと20年ということはまた張り替えになる可能性があるということですが、本当に小さいときに見つけて張り替えていけば、部分的にゴムのりみたいなものを使ってタイヤのパンク修理みたいな形でやっていけば、こんな大きな金額はかかってこないのではないかなと思われるので、今後の管理体制ですか、きっちり監視というか、定期的に監視して早く張り替えるような体制をつくっていけば、あと20年というと、14年で今回は張り替えが来たんですから、そういう体制を今後、確立してできるだけ経費がかからないような、それで部分修理が可能かどうか、そういうところを今後、検討していただきたいと思う

んですが、いかがでしょうか。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 今回大規模に張り替えをしますので、今後、毎年、委託業者にこの処分場の管理をお願いしておりますので定期的に点検をしていただいて、破損した場合は早めに発見して早めに修繕できるよう体制を整えたいと思っております。以上です。

委員（渡邊 計君） 次に、47ページまで飛びます。47ページ、6款1項3目のいいたて魅力向上・発信事業の8節旅費であります。前年より80万円ほど減額になっておるんですが、これはイベントの参加とか、そういうものの数を減らすということなのか、それとも人数を減らしてこういう形の予算になったのかお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 魅力向上・発信事業の中での旅費でございますが、昨年より減ったという話でございますが、一応イベントとしましては、今年度同様のイベントを考えておまして、事業費の旅費の部分の精査をした段階での減額という部分でございます。

委員（渡邊 計君） その下の委託業務もこれ金額が300万円ほど違うのかな、これも前年と違ってきているのですが、この委託業務の内容が増えた理由というか、そういうことで金額が変わってきたのかどうかお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 下の委託料の部分で4,400万円のところででしょうか。（「そうです」の声あり）全体の金額。（「上の4-4-5-70」の声あり）

委託料の部分での4,400万円の部分でございますが、こちらにつきましても今年度同様の業務というか、委託を考えておまして、事業費につきましましては、中身を精査した部分での事業費の変更というか、今年度と変わっている部分でございます。

委員（渡邊 計君） 無駄をなくしてもらっていいことだと思っております。

次であります。53ページ、6款1項8目の14節宿泊体験館きこりの監視カメラ設置工事でございますが、317万9,000円上がっております。これはカメラを何台ほど設置する予定でしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） カメラの設置台数でございますが、4台で計画しております。

委員（渡邊 計君） 次に57ページ、7款1項3目の中の道の駅の管理事業でございますが、これは追加資料も頂いておるわけでありましてけれども、道の駅で聞いたところ、レジが古くなってきているということでレジの交換等に金がかかるということで、資料を頂いてこの資料の自動釣銭機ですか、これの3台というのはセブンイレブンで、その上の3台というのが道の駅の物品販売に当たるのかどうか、確認いたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 道の駅のレジブースの導入の部分でございますが、今回一応3台導入を予定しておまして、場所はレストランと直売所、あと通常の売店の部分の3か所でございます。

委員（渡邊 計君） このレジは、例えば今現在、消費税がいろいろ云々言われて8%が食品に関してゼロになるとか言われていますが、2年間限定とかということになりますと、このレジがその場で消費税が変わったときにパーセントを入れて対応できるものか、消費税が変わるたびに入れなきゃ大変になりますので、そういうパーセント等に対してす

ぐに対応できる機種なのかどうかお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今回導入しますPOSレジでございますが、担当職員でも簡単に設定ができるというシステムになっておりますので、その辺の対応は可能だと思っております。

以上です。

委員（渡邊 計君） では、そういうものを入れていただければ、いろいろ消費税のパーセントが変わってもすぐ対応できるということだと思います。

次に、64ページです。8款2項2目の中段あたりに住民参加型環境保全業務ということで村道草刈り支障木伐採がありますけれども、今年度、前年より1,992万4,000円ほど増額になっております。キロ数も22キロメートルほど増えておりますが、これは単純に22キロメートル増でこの金額が増えたのか、この増えた理由をお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 1行政区、参加する行政区が増えたということと、あと物価の単価のアップですね、その辺の見込みの予算でございます。

委員（渡邊 計君） ということになりますと、その下の18節の国県道草刈り、これも145万2,000円ほど上がっているのですが、これも距離的には変わっていないとなっているのですが、ということは、やはり物価が上がったということでこの増額になったのかどうか、確認いたします。

建設課長（高橋栄二君） 物価の上昇プラス、上がるかもしれないという部分でございます。

委員（渡邊 計君） この草刈りの金額なのですが、去年あたり、復興庁関係からもう安くしろということで大分金額が一時、もめたんじゃないかなど。結局元に戻ったのですが、今年も同じ事業でそういう金額が大丈夫なのかどうか。これは村民の間から来年も同じ金額が出るのかという話が大分聞こえてきますので、その辺の見込みはいかがなものでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） ご指摘のとおり、復興庁から何だ、高いんじゃないかということではなくて、実態がどうなっているのか、実態に合わせてということでございます。

この事業自体も復興庁が駄目だと言っているわけではなくて、今現在も協議中ということにはなっておりますが、実態に合わせた内容でどう精算していくのかというところを今、詰めている状況でございます。

それから、昨年度の金額からすると、まだもうちょっと、協議の結果によって見直しはこれからということになります。上がるということはないのかなという見直しでございます。

委員（渡邊 計君） ということは、去年と同じく日報とか、そういうものを小まめにつけて提出しなければいけないということによろしいですか。

建設課長（高橋栄二君） その点も今現在、復興庁と協議をしておりますが、さらなる、もしかすると、細かい日報等になる可能性もあるのかと見込んでいる状況です。

委員（渡邊 計君） 分かりました。

次、84ページ、10款6項1目12節の一番下であります。野球場施設の修繕工事、改修工事ということで設計業務と調査業務と上がっているわけですが、これは防球ネットと

いうことでありますが、女子の硬式野球チームが使うという説明があったのですが、これは確実に使うようになっているのか、なっているとすれば、年間使用する日数がどのくらいになっているのか、お伺いいたします。

生涯学習課長（山田敬行君） 野球場施設に当たっての女子野球チームの部分であります、担当課として昨年打合せしまして、広島のスンプレイズのチームがダイサンということで飯舘の球場を使用したいということでありましたが、今のところは、夏頃、7月ぐらいになるか、まだ何人来るかは未定であります、野球場を練習場で使いたいという話は聞いております。

委員（渡邊 計君） 現在、この調査業務で1,400万円、しかし、これはネットを建てるとなると、今回5億円近い基金を積み立てるということでありますが、使用料からいくと、本当に高いものになるのかなと。そこが来て果たしていつも野球の練習を飯舘の球場でやっていただいて何年間、使っていただけるのか。ちょっと不明な中で総額で5億円ほどかかるという中、スコアボードも絡むんでありますが、そういう中でまだはっきりしない状況というのは、ちょっと問題ありかなと。今年7月から来るのであれば、一旦1年ぐらい様子を見てからでもいいのではないかなという感じを受けるわけです。

あと、スコアボードですね、バックネットで電子操作するということでありますが、この電子操作に関しても誰がやるのか。役場職員が行ってやるというのなら、決まった人がやれば壊すこともないでしょうが、普通に野球に来た人たちの中で誰かがやるとなると、それは壊れたり使い方が分からなくておかしくなるという可能性があるわけですが、そういう場合、スコアボードの操作をする人には、きっちり講習を受けた上で操作してもらおうとか、そういう考えはあるのですか。

村長（杉岡 誠君） 後段のスコアボードの件は担当課からご説明申し上げたいと思いますが、前段の、何年ぐらい使ってもらえるのかというお話の部分、その部分については私が確認している部分をお話ししますが、女子野球チームを持っている方は、企業さんですが、その企業さんは女子野球チームの野球のためだけにここに来るわけではなくて、令和8年度中から蕨平地区でのトマトの栽培が始まりますので、その栽培のためにまず来ると、村に立地することが決まっております。

この件については、昨年中に北関東の大手の会社さんも入った3社の立地協定を結んで公表させていただいておりますので、まずはそういう主要産業として、基幹産業として、村の基幹産業である農業をやりますということで入ってきます。

ただ、それだけでは企業価値としてなかなか広島から東北に来ることだけを目的にできませんので、女子硬式野球チームをぜひこちらに広めたいという考えをお持ちだということで、村の球場を使いたいというお話をいただいております。

球場はスンプレイズというところだけが占有となると、おっしゃるように、ちょっといろいろ話は違うのかなと思いますが、ほかの県内の野球チーム、高校生とかを含めてですが、実は引き合いがありまして、いろいろ使いたいと、飯舘村は非常にいいんだと。だけれども、やはり防球ネットがないということの心配といたしますか、駐車場にお葬式のときなんか車がたくさん止まりますので、そういうところに迷惑がかかるのでは

よっと困るというお話もありますから、スポーツ振興という名前ではありますが、村に関わる方々を増やしていく、将来の定住人口につなげていきたいという、そういうきっかけにもなると思っておりますし、健康寿命を延ばしていくという取組にもつながると思いますので、今、防球ネットについてはまず設計から入ろうということで、同時に工事費を上げるんじゃなくて、まず設計からということで令和8年度当初予算に上げさせていただいたというところであります。

今後、その女子野球チームを持っている方と対外的にいつぐらいからどんなことをするのかというものは、やはり協議をもう少し進めて対外的に示せるようにしていきたいと考えているところであります。

以上であります。

生涯学習課長（山田敬行君） 渡邊委員の後段の質疑、スコアボードの件であります。基本的にはスコアボードの操作につきましては、利用者が操作をすることの考え方でありまして、もちろん、使う前にはレクチャーをしてバックネット裏の放送室で、今も野球場の放送については基本的に利用者が野球の試合等で使っていますので、それと同じように、スコアボードの操作も基本的にはそれを使う利用者が操作をするという考え方でありませぬ。

以上です。

委員（渡邊 計君） 平日日中でありませぬと、鍵管理は役場関係もできるんでありますが、土曜日、日曜日あるいは夜間のナイターの練習という場合には、そういう部分はバックネット裏、鍵がかかっていると思うんですが、そういう鍵とかの管理はどなたが行うようになっておりますか。

生涯学習課長（山田敬行君） 施設利用の鍵につきましては、いわゆる職員がいない土日、もしくは夜間につきましては、役場に鍵を借りにくる。それから、バックネット裏を使う、いわゆる放送室等を使う場合は、そちらも鍵を自分で開けていただくという形になっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 役場というと、土曜日、日曜日、夜間は担当が警備員ということでよろしいですね。

生涯学習課長（山田敬行君） 基本的には土日の場合、8時半から5時は日直がいますし、夜の場合は警備の方になると思いますが、基本的にはその時間帯であれば、日直等が鍵を貸し出しする形になっております。

委員（渡邊 計君） この防球ネットを建てる場合、支柱をどうしても建てるようになるんで、これは要望として、夏なんかは明るいのでお通夜とかの時間も駐車場薄明るい中でオーケーなんですけど、冬とか暗い。今、葬儀場とか、野球もナイターで冬はあんまり使わないでしょうけれども、駐車場が暗いので、どうせ支柱を建てるならば支柱に街灯というか、ライト、駐車場を照らすようなものを一緒にやっていただきたいなど。これは要望でお答え要りませぬので、要望として伝えておきたいと思っております。

以上で質疑を終わります。

総務課長（村山宏行君） 午前中、渡邊 計委員からご質疑がございました草野小学校の水道料金についてご回答申し上げます。

草野小学校自体については、企業、公社とあと別の企業1社に貸しておりまして、料金が昨年と比較して上がっているのは、要するに企業の業績アップということで従業員も増えた、使用量も増えたということでございます。

ただ、この中に要素もございまして、草野小学校の水道施設が古いものですから漏水をしているだろうということがあります。令和7年5月から7月の間ではほぼ一定の部分で料金が変わりありませんでした、使用料が。ですから、ここまでは漏水はなかったものと判断しております。その後、漏水が多分あったんだろうと異常に水道量が増えておりまして、12月、1月ぐらいでは2倍から3倍ぐらいになってしまったので、これはまずいだろうということで秋、異常値、人数が増えていないのに、5月から7月のあたりの金額と比べて明らかに水道の使用量が多いという部分については漏水と判断しまして、5月、6月、7月、8月、この安定したときの料金で今も頂いていると。その積み上げがこの金額でございます。

なお、繰り返しになりますけれども、先ほどご質疑ありましたように、中の配水、配管の修繕が必要ということで考えておりますので、こちらについては事業者で修繕いただくような、そのような手はずとなっております。

以上です。

委員長（佐藤健太君） そのほか質疑ございますか。

委員（横山秀人君） 私、収入について質疑いたします。

東京電力からの賠償金についてであります。令和8年度についてまだその賠償金の請求が残っているのかどうか、行うのかどうか。また、その金額はどの程度なのか。

もう1点は、水道料金、また農集排の使用料の減収補填、1問ね、まずは全般的なところの東電の賠償。

総務課長（村山宏行君） まず、東京電力の賠償金についてのご質疑ということでありますので、今現在、いわゆる財産、そちらの部分で未請求分というのはございません。

ただ、農業集落排水、それから水道、いわゆる事業会計の部分については、当然、震災影響、いわゆる全村避難になったことによる損失というのもありますので、その分については、今後、請求が引き続き出てくるものと考えてございます。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

先ほど、2つ目のところがこの水道料金と農集排の賠償金だったのですが、今回足すと村から約7,000万円弱が一般会計から両企業会計に流れているわけでありまして、それは赤字を一回、補填をするということでもあります。

令和8年度の減収補填についてはどのような流れで、例えば令和8年中に請求するのか、それとも令和9年度に請求するのか、割合はどれぐらい請求するのかというスケジュールがあれば教えてください。

建設課長（高橋栄二君） 今現在、令和7年度の分、東電とも協議をしている状況でございます。

委員（横山秀人君） そうしますと、今の年度が次の年度に請求していく、この流れていくということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

では、質疑を変えまして、役場書類の保管倉庫についての質疑をいたします。

実施計画においては、役場庁舎の保管庫兼災害用の備蓄倉庫を一緒に整備するような記載が実施計画にあります。ただ、今回予算に上がっているのは役場の書類保管庫だけになりますが、この実施計画との差異はどのようなことでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 先ほど、別の委員のご質疑にもお答えしましたが、まず書庫が足りないということで書庫、それに加えて物品、資材倉庫としても必要だろうと考えておりました、それを含んだ上での実施設計を組まなければならないと考えてございます。

いわゆる防災関係の資材の倉庫につきましては、防災センターが村にあります。ただ、そこに一極集中して置いていいものかどうかというのがありますから、当然、役場とか、いわゆる拠点ごとにある程度の物を分けて保管することも必要なのではないかと考えておりますので、そういったことも含めての物品庫、そういったことも兼ねた書庫と考えていただきたいと思います。

委員（横山秀人君） 現在、本当は書庫として使ってはいけないというか、ビレッジハウスの真ん中の部屋も、あそこは交流施設だと思うんですけどもあそこに書類等を置いてあるわけですが、村全体で見たときに、このように目的外の使用でそこに書類等を置いている箇所というのは結構あるのでしょうか、幾つかあるのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 目的外と言いますけれども、基本的にはビレッジハウスにつきましては、もともと村民の交流の広場ということで真ん中にホールを置いたということがございます。ただ、現在については、復興途中ということもあって人口がそれほど戻っていない。また、本屋も閉めたままということがありますので置いているという状況であります。

どのぐらいをほかのところに置いているのかということで、書庫として今あるのは、ビレッジハウスの真ん中のあ部分ぐらいで、あと防災センターについては震災関係の書類を置いておりますけれども、基本的には目的に沿った形と認識しております。

委員（横山秀人君） そうしますと、この倉庫ができれば、ビレッジハウスの書類等は全部移動するという形でよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） そうですね、必要な書類が村内各所に点在しているというのは好ましくないと考えますので、一極に集中して管理をしたいと思っております。

委員（横山秀人君） 続いて、質疑を変えます。

本日頂いた資料の中で、先ほど水稻の育苗施設のところがございました。育苗施設の上には飯樋川が流れているわけでありますが、見たところ、堆積物がございまして。育苗施設は川が近いものですから、万が一、災害、水があふれるといった場合に、この育苗施設に水が流れ込む可能性がゼロではないと思っております。この整備と併せて飯樋川の堆積の除去を一緒に行うべきと考えますが、これの見解を伺います。

建設課長（高橋栄二君） 飯樋川に接しての敷地ということで、県とも協議しながら検討していきたいと考えております。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。ぜひこういう理由があれば、堆積する、運ぶ理由が一つできるのかと思いますので、ぜひ県と十分に詰めていただければと思います。

続きまして、生涯学習課の村史編さん事業について確認いたします。実施計画を見ますと、令和10年に完成と、資料の番号、第7次総合振興計画の実施計画の、何ページですか、19ですか、申し訳ございません。19ページ、すみません、担当課から教えていただいてありがとうございます。

19ページの一番下の段です。令和10年に100%ということになるので、この実施計画からすると、あと3年で完成ということになります。ただ、今までの説明からすると、本当にこの10年に完成するのかと思っておるのですが、この10年完成に向けて今年の事業はどこまで行うのか、それについて伺います。

生涯学習課長（山田敬行君） 村史編さんの質疑であります。前回、村史発刊した昭和50年以降の部分、それから東日本大震災の部分ということで、担当課としては東日本大震災以降の後世に残すべき事業なり、イベント等、整理等でそちらをまず優先して行ってきました。

まだ、各課、全庁的にやるということである程度、所在はそれぞれの担当課で把握している中でありつつも、一応資料的には収集・整理に上がっております。

ただ一方、昭和50年代以降の分となりますと、資料がすぐ見つからないとか、職員も今の職員がちょっと把握していないこともありまして、正直言いまして、てこずっているといえますか、時間がかかっておりますが、いずれにしましても、令和8年度、令和9年度、特に来年度の令和8年度につきましては、ある程度、資料をそろえた中でどのような中身にしていくか、その辺も見据えながら保存・整理・収集、こちらを集中的に行っていきたいと考えております。

委員（横山秀人君） すごく大事な事業であります。この村史編さんに関しては二転三転、過去の議事録等を見ると、しているのかなど。前はある程度、職員をつけるという説明があって、その後、委員会を立ち上げるということで補正を上げて、けれども、結果的に委員会を立ち上げなくて補正を全額落としたというお話がございました。

そして、先ほど協力隊の説明の中で、いや、協力隊にある程度、やってもらうんだと。そして、3年後、完成だという形を一連を見てきますと、そして、教育委員会の議事録からはある程度、有識者の座談会を行ってご意見を聞きながら、その中でも委員会というか、きちんとした方針を立てて動かないと、やはり皆さんのスケジュールができないのかなという認識でおります。ですので、令和10年に100%とありますけれども、ここは柔軟にもう少し先に延ばしてもいいので、やはりきちんとした委員会を立ち上げて、そして、皆さんでこういう方針でいきましょうという形を、村全体で押し上げるような形の活動に変わっていければいいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 今まで村史の予算を上げた中でここ2年、3年来ておりますが、先ほどありましたとおり、村民有志を入れた座談会を今年度、2回行いました。

そういった中で、前回、村史をつくったような編さん委員会、もちろん、そちらで方針を決めて動くのもありますが、実際どういった資料が集まっていく中でこういった方向

性、例えば学校関係であれば、こういったものは当然、必要だということで、いろいろ何というんですか、方針的なものといいますか、まずはどんな資料があるのかという全体像なり項目、そういったものをある程度、まず事務局側から提示しながら、言ってしまうと動きながらという部分はあるかもしれませんが、そういったところで横山委員の言葉を借りれば、柔軟にという形もある意味、該当すると思いますが、前回つくった村史のような流れは、かなり同じような流れが果たしてどうなのかという議論もありまして、そのまとめ方が同じような村史のつくり込みなのか、写真とか、いろいろデータも組み込みながらの記録史的なものなのか、その辺が同時進行的な資料を集めながら、そういったものでつくり上げていきたいと担当課としては考えております。

委員（横山秀人君） 3年後に完成という数値目標が出ているので、ちょっと心配になって今聞いたわけではありますが、お話を聞くと、やっぱりなかなかこの方針がまだ定まっていないのかなど。いつ完成というのも令和10年は本当なのかとかいろいろあると思いますので、引き続きご検討いただければと思います。

教育長（高橋澄子君） 横山委員から温かいお言葉をいただいて、令和10年までにできないのじゃないかということですのでごく心配をしていただいたんですけども、村史に関しては、前の昭和50年まではもう中世、古代というか、すごい古い時代のことをまとめている村史なのです。今回、昭和51年から50年分の村史となると、今度は近現代というところで、方針が二転三転しているのじゃないかというお話もありましたけれども、実際データはたくさんあって、それをどうまとめていくかということ、そこをまずデータを集めて、そして今回、ミッション型の地域おこし協力隊の方をつけていただけるということになりましたので、資料をしっかりとまとめて、そして、どんな形にしていくかということ、本当に方向性をしっかり定めながら3年後、令和10年にできればと、そのように頑張っていてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

委員（横山秀人君） 本当にありがとうございます。詳しく教えていただきまして本当にありがとうございます。本当に期待しているところであります。楽しみにもしていますので、ぜひ完成を待ちたいと思います。

続きまして、「日本で最も美しい村」連合事業について質疑いたします。

ページでいきますと、資料8の16ページです。こちらは令和8年度の予算が142万5,000円、うち旅費が64万円、あとは負担金が67万円、この2つで大部分の事業費を利用しているわけではありますが、この「日本で最も美しい村」連合について飯舘村が加盟しているメリットについて確認いたします。

村長（杉岡 誠君） ちょっと数字的なことは私はお話しできないかと思いますが、メリットという部分については、飯舘村の場合、美しい村連合のもともとのルールというか、そこには該当しない状況で加盟しているという部分があります。

震災からの復興、あるいはまでいという心をしっかり持ちながら、村民の方々が必死になって地域を再生していく、あるいは移住の方も含めて関係交流人口の方々が、この地域をさらにもう一度つくり上げていくんだと、そういうところを評価いただいて、2度

目の審査をいただく中で評価をいただいて再加盟というか、加盟継続をいただいているということでもあります。

村としては常々、例えばふるさと納税とか、村の製品のPR、あるいは企業立地も含めてもっとしっかり村としてPRをすべきだというお話も委員の皆様からいただいているところですが、そのチャンネルとしては、この美しい村連合は非常に大きいと思っております。

今、一番大きい部分は県内の4町村、大玉村、三島町、昭和村、飯舘村というこの4町村が相互に実は協力をして、お互いのイベント持ち回りでお客様を連れていったりしながら、お互いに盛り上げていこうということをやっていたりしますので、こういう連携が福島県内でかなり奥会津、あるいは県中の部分、そして浜通りが連携できるというのは非常に大きいと思っておりますし、あるいは全国で毎年、福岡県とか長野県とか、私も何回か行ったことがあります、そういうところで全国の日美連の方々と交流ができる。その中に実は企業様が入っているんですね、特命参加というか、自治体も入っているんですが、企業様も入っているので、そこの実は情報交換、情報交流というのも非常に大きい。あるいは私たちのような復興段階のお話じゃなくて、もう観光地としてしっかりつくられている中で、伝統的なものをもっと売りにしながらやっという姿の自治体の事例を見ながら、さっきの村史もそうですが、私たちが何を大事にして、何をしっかり前に出していくべきかという学びの場でもありますので、複合的なメリットがあるかなと思います。

観光を呼び込むという意味でいうと、なかなかそこはちょっとまだ私たちも中途段階ではあるかと思いますが、その準備に向かっての相当な部分の情報をいただいていると思っております。

以上であります。

委員（横山秀人君） 詳しいメリットというか、ここに加盟している意義というものを教えてくださいまして、ありがとうございます。

この予算書を見たときに、何かもう旅費と負担金だけで終わっているのがあります。何か美しい村というところで、村で何かしらの事業を行っていくという形の村内での活動が見えれば、この流れでこういう形でやっているのだというのは分かるのですが、今回の予算組みを見ますと、ちょっとそこが見えない。

ただ、実施計画書の22ページを見ますと、美しい村連合の景観保全事業というのが計画されていて、美化活動を行うと、令和8年は30人の指標で行うということが書いてあります。実施計画に書いてあることがちょっとこの予算書で見えなかったのものでその確認もございました。今回、この実施計画書の指標に関して、どのような形でこの美しい村連合で絡めていくのか、説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 「日本で最も美しい村」連合加盟については、先ほど村長からもありましたが、景観のみならず、今までの文化、歴史、それから地域の取組、美しい村にしていこうという取組とか、そういった部分についてしっかりとやっている自治体、またその自治体と同じようにほかの自治体の例を見ながら、村もそういった部分

で村民挙げて力を入れて村を守っていききたい、PRしていききたいということで行っているところでもあります。

予算でいきますと、資料ナンバー8の16ページの2番目の「日本で最も美しい村」連合事業の中の10節需用費の中で消耗品費日美連新聞等ということで記載しておりますが、昨日個別の説明で若干お話しさせていただきましたけれども、ビューティフルデーというのが日美連の設立記念日として、美しい村の日として10月4日とその日に指定されております。その近辺、前後1週間程度で去年は職員の手で二枚橋地区の看板周りの草刈りと、あとは八木沢の周りの草刈り等を行いました。本来はそうではなくて、村民挙げてそういった日に絡めて村内の美化環境活動とかできないものかということ考えていたところでございます。

今年度につきましては、そこではノベルティー、例えばキャップ、帽子のようなものを作って、そういった活動を皆さんでしっかりやりましょうというような運動を展開できたらいいなという考えを持っているところでもあります。そういったことで、計画の中でもこれからはそういった活動をしながら、また広報等でもしっかりとPRしながら、飯館村もしっかり取り組んでいますよというような形をしながら活動してまいりたいと思っているところでもあります。

委員（横山秀人君） 1つの提案として、例えば先ほどから村制70周年何々事業とかあるじゃないですか。ではなくて、日本の美しい村連合に加盟しているから美しくする村の事業とか、その冠のような形でみんな意識づけをしていけば、お金がかからず、何か美しい村というところに意識が行くのかなと思いますので、1つずつでも何か冠事業ができるといいなと思いますので、ご検討いただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ありがとうございます。

ちなみに昨年というか、令和7年度は道の駅で開きました秋祭りで、先ほど村長が述べました県内の4市町村の連盟への加盟町村が、飯館村を会場ということで集まっていたので、その中でそれぞれの自治体のPR、それから特産の販売等を行っていただいたところでもあります。

今年度につきましては、大玉村で開催ということで検討されておりますので、飯館村もそこに参加して、またバスなどを活用して村民についても声がけしてみんなで大玉村に出向いて行って、日美連のPRをしてまいりたいなと考えているところでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） 昨年の秋祭り、参加しました。2時間ほどいたんですけれども、本当に三島町、昭和村、大玉村の出店もあってすごく楽しい事業でしたが、残念ながら村民の方が少なかったなという感じがありました。ですので、今後、PRをたくさんして行って、また村に戻ってくるでしょうから、またイベントがあるでしょうから、そのときは村民がたくさん訪れるような、そういう流れになっているといいなと思います。ありがとうございます。

続きまして、次は防災訓練について質疑いたします。

資料ナンバー8の10ページの一番上です。防災訓練、もちろん、すごく大事な事業であ

ります。総合計画でも防災訓練により村民の防災意識を高めると掲げられております。今回、事業説明の中でこの企画運営を業者に委託するのだというお話がございました。これは今までもこのような経過があったのか、今回初めて取り組むことなのか。

それで、もし初めて取り組むのであれば、どのような内容を業者委託にするのかについて説明をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 防災訓練についてのご質疑でございます。村の防災訓練ですが、震災以降、なかなか住民の方々が村内に多くいらっしやらないというのもあって、村内でなかなか実施できていないというのが実態でございます。

一昨年ですか、飯樋地区を中心に行ったという経過がございますけれども、本来であれば、毎年行わなければならないと認識はしているんですが、それができていなかったというところがございます。

令和8年度については、改めてきちんとしっかりした形で行いたいと考えておまして、現在は防災訓練、こういったことで行っている事例が多いのか、そういったところの情報も必要かなと思っておりますし、また、訓練での資材関係、こういった資材を使って、いわゆる有事の際、行動すべきか、そういったところなんかもこの防災訓練の中で確認できればいいのかなと考えているところでございます。そうした情報を企画運営が持っているところをお願いして、そこで一緒に検討いただくという考えで今回予算を計上しております。

委員（横山秀人君） この職員が少ない中で、そういう形で専門の方に委託するというのはすごくいい流れだなと感じております。毎年できるような形で防災訓練ができれば、よろしいかなと思っております。ありがとうございます。

続きまして、ふるさと納税について質疑いたします。

ページは資料ナンバー8の17ページであります。どうしても予算書ということでそれぞれの項目で記載があるのですけれども、この金額の確認をしたいんですけれども、例えば1,000万円の寄附が入った場合、その1,000万円はどのような金額の割合で利用されるのか。返礼品として村民の業者に幾ら幾ら、あとは手数料で幾ら、村純粋に1,000万円がもらえれば幾ら使えるのかと、その数字でご説明お願いできますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 資料ナンバー8の17ページ、一番上の事業ですね。ふるさと納税推進事業であります。先日、個別説明でも1,000万円という部分を軸に説明させていただきましたが、まず、1,000万円の寄附が入りましたというときに、この11の役務費の下段にありますふるさと納税事務手数料、これが1,000万円入ったときの掛ける返礼品の取扱手数料で40%、あと事務取扱手数料等ということで、1,000万円入って予算としては463万7,000円とここで見ております。

その2つ下、13の使用料及び賃借料ということで、ふるさと納税収納代行サービス利用料で22万7,000円ということで、ふるさとパス利用等とか、そういった代行サービス利用料ということで支払いがあります。

その下の積立金ということで、陽はまた昇る基金元金に513万7,000円ということで、この11節、13節、それから24節ですね、この合計ということで1,000万円という金額になる

うかと思えます。

個別説明で若干追加で説明させていただいたのが、12の委託料であります。企業版ふるさと納税の支援業務ということで、これの分については最低額100万円の寄附を頂けるとい部分であります。これが企業、事業者が企業版ふるさと納税ということで寄附をしたいという方がいれば、そういった部分を取りまとめをしてその中で実際に被災地、あるいはそういった困っている団体に対して、振り分けをしながら寄附を頂くということで、それについての20%が事業者を支払うということで、この部分については先ほどの1,000万円と別に予算立てをさせていただいているということでもあります。

先ほどの返礼品の見合い分ということでありましたが、それがこの11役務費のふるさと納税事務手数料の中の返礼品取扱手数料40%が返礼品、それから事務取扱手数料がその残りという状況ということでもあります。

委員（横山秀人君） そうすると、1,000万円入ると、400万円が村民のところに入ると、商品を購入するという形になるわけです。30%でなくて40%という形。

続いて質疑いたします。

寄附者がよく確認するのは、もちろん、ふるさと納税の寄附サイトでもありますけれども、またその中でどのように寄附が利用されているのかといった流れで見えていきますと、そこには使用する復興事業ですよという項目はあります。ただ、毎年、何に使ったという報告がない状況が幾つかのサイトを見ているとございました。

また、村のふるさと納税のホームページを見ても、何に使ったという具体的なところがございませんでした。なかなか基金に入れるので何に使ったという説明は難しいかもしれませんが、自分たちが応援した市町村で、どのようなものに使われたかという関心は寄附者は必ず持つと思います。ぜひその表現についてホームページで、このように利用しましたというところを公開というか、案内していただきたいと思いますが、今後、計画いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 現状、今、委員がいろんなところを見ていただいて見えないということですから、やはり一般の寄附者、あるいは寄附しようと思う方にリーチできるような、届くような情報の出し方ができていないのだと思います。

多分基金化をしている関係上、復興財源で賄えない部分の充当とか、相当の部分に使わせていただいているかと思しますので、なかなか担当ベースで考えると、非常に細かいものを含めて全部を出さなければと最初に考えてしまうのでなかなかできていないのかなと。もしかすると、金額の多寡によらず、やはり寄附をしていただいた方に、何というんですか、こういう使い方がされたんだという思いが至るような事例というのでしょうか、そういう出し方はあるのじゃないかと思しますので、そこは検討させていただきたいと思えます。

以上であります。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。そのような事例が増えれば、より寄附者にとって安心して寄附できる場所という認識が増えるのかなと思えます。

実施計画書、24ページ、ふるさと納税の推進について記載がございます。こちらにおい

ては令和8年、ふるさと納税の返礼品の登録数を80、令和9年は100、令和10年は120という形で登録者数を伸ばしていこうという大きな目標を見ることができます。

まず、令和7年現在、どれぐらいの登録数があって、令和8年には80の登録を目指してどのように村は取り組んでいくのか、ご説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税の返礼品、現在のところですが、60品目登録となっております。

それで、令和8年4月中には7品目追加予定ということになっております。その後、先ほどの計画どおりにどんどん増やしていければということ考えているところです。

以上です。

委員（横山秀人君） このふるさと納税の返礼品を増やすための工夫というか、事業というのは、この企画の中ではちょっと見受けられませんが、ほかの、例えばどの事業で増やすように支援していくのか、教えていただければと思います。

村長（杉岡 誠君） 基本的に所管としては産業振興課になるかと思いますが、それは実は村で生産して村で6次化をしている方については、産業振興課がメインかと思いますが、商工業関係のご登録されている方なんかもそういう事業があります。

産業振興課では、例えば未来へつなぐ農業者支援事業の中で見ているのは、1次生産の部分ですが、そこから加工しようとする、魅力向上・発信の中でやってみたり、あるいはまごころを使っていただいて自分で試作をしていただいたり、それが試作段階の経費としてはスタートアップ補助金の中で、スタートダッシュとかですか、その中で施策をしてみて、これはいよいよ販売できそうかどうかというつかみが取れるか取れないかという判断をするときに、例えばわくわく補助金を使ってイベントで出してみようとか、そういう段階に応じて実は使えるようにさせていただいております。令和6年度までは、それが産業振興課と村づくり推進課にちょっと分かれていたりしましたが、令和7年度からは産業振興課の中に農政係と商工観光係があって、そこで分掌しておりますのでほとんどその中でできるかなと。

イベント関連予算は、今も村づくり推進課でわくわく補助金等を持っていますので、ちょっと他課連携は出てきますけれどもノウハウを全て持っておりますので、それぞれの方がいきなり物を作ってぱっと出したいというところまで成長できていけばいいのですが、やはりちょっと試し試しということが、やはりニーズとしてはありますので、それぞれのベースに応じて農政で所管する部分、商工観光で所管する部分、あるいは企画で所管する部分というのを分けながら対応させていただいているというところでもあります。

ちなみにふるさと納税そのものの取りまとめ、あるいはぜひのせませんかという周知をしているのは村づくり推進課になりますので、ぜひ皆さんでいろいろとたくさん上げていただきたいと思うところでもあります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 議会でもふるさと納税については研修に伺いまして、まだまだ飯舘村には可能性があるなと感じました。議会でもふるさと納税、また企業版のふるさと納税についても控室で議論をする場合もあります。ぜひ村と一緒にこのふるさと納税を盛り上

げていければと思います。

一旦、以上で終わります。

委員（高橋孝雄君） 48ページ、6款1項3目農業支援事業についてをお尋ねします。

11区では、ソバ、菜種を作って大変支援をいただいておりますことを、改めてお礼を申し上げます。

ご承知のように、国の支援が厳しくなって、大体総理大臣が替わるたびに厳しくなる。岸田さんまではよかったが、石破さんになってからこの暗渠についても一応国で調べてみないと駄目だということになりまして、しかしながら、この事故が起きたのは国等々での責任でありますので、そこで安倍総理がえびす庵でうどんを食べながら、飯館の復興なくして福島の復興はないと。福島の復興なくして日本の再生はない。だから飯館を絶対に応援するんだと、最後の最後までやってくれると、こういう話でありました。

しかしながら、今になって予算が少なくなったのかどうか分かりませんが、もう暗渠事業についても厳しくなりました。そして、私どもの部落で作っている菜種、ソバについても、小さい田んぼなんかは結局該当にならないということで、これは個人で入れればいいんですがなかなか容易でないんです。この件について村の事業でせめて材料代ぐらい出していただいて、そして、農家が必要だと思ったところに入れば、恐らくこの田んぼも畑も有効に使えると思いますが、ですから、村としての予算はあるのかなのか、これをお尋ねします。

村長（杉岡 誠君） 今のは暗渠の件かと思いますが、小さな田んぼが暗渠の対象じゃないということではなくて、地域計画と呼ばれる、農水省が作りなさいといったその土地そのものを誰が作付していくのかということを確認にした計画があるのですが、その中でまだ担い手がついていない、あるいは作付の計画がないところは、今回の暗渠事業の対象ではないと国から言われているということでもありますので、今おっしゃったように、小さな水田だろうが何だろうが、ここに作付するんだということであれば、ぜひ農政にお話しいただいてまず地域計画の中に盛り込むと。そうすると、少なくとも暗渠の対象にはなるんだと思いますので、畑作だけだとちょっと水田用の暗渠は意味がないんですけども、例えば遊水処理という形でそこに水が入っていかないようにするという対象も含めて、それは事業的にできるだろうと思います。

ただ、もしかすると、委員は小さな田んぼはなかなか暗渠整備、事業的にはできないということをお考えだとすると、今、村が直接事業所に工事として発注してやっている制度の部分と、以前にもお話ししたかもしれませんが、農業者施工と呼ばれる面積1反歩当たり20万円か30万円か忘れましたが、それぐらいの金額で自分でやってくださいという事業の立てつけが2つあります。

農業者施工は、村としても1回、振興公社にやらせてみたものの、ほぼほぼ資材代ぐらいしか出ないので、要は収益を上げるためにつくられている会社としては、なかなかそれは請け負えるような仕事ではないだろうと。ただ、農家で自分の手間賃は取らなくてもいい、資材代が全部見られればいいんだということであれば、農業者施工という方法は今でも制度上はあります。

ただ、その実績のつくり方というのが、私たちが思うほど簡単にお金がぱっと入って農家が暗渠を造ったよと。写真を何枚か出せばそれで済むかという、ちょっとそうとは限らないものですから、もう少し個人の方がやるような場合は、事業の内容を国によく確認して、より簡単にできるかどうかというのを確認した上で、制度としては使うときには使いたいと思います。

今回の当初予算にはちょっとそういう農業者施工分は入っておりませんので、事業者発注しか当初予算にはないということでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） そうすると、震災事故前は村で好きなところに入れなさい、材料代は出すという、そういう予算はあったんですが、これは村としては考えていないんですか、個人でやる事業について。

村長（杉岡 誠君） 確かに震災前は、村の単独予算の中で、補助率はちょっと何割だったか忘れてましたが、かなり低いと思います。5割はなかったと思いますが、そういった中で資材の一部でも出して造ってくださいというのはやりましたが、ちょっと今それをもし復活させようとする、片側は国の予算で100%でできる、片側は自分たちで7割ぐらいのお金を出さなきゃいけないとなると、ちょっとその辺は整合性上、どうなのかなと私としては思いますので、まずは村の単独予算で低い補助率でやるよりも、国で1反歩当たり幾らという定額なんです、それがもらえるのであれば、まずそっち側を優先して考えるべきかなというのを実は担当課とはしゃべっているところです。

ですので、まだその判断をし切れていないものですから、今、委員からおただしがありましたので、そういったものについてどういう実績等を出せば、その事業は使えるのかというのを確認した上で、まずは国の事業、どうしても国の事業がなければ、いろんな議論がもっと必要だと思いますが、村の昔つくっていた単独の補助事業の復活ということも、今後は検討していくべきかなと思うところです。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） 国の規制は厳しくて、なかなかそれに該当しないところもあるもので、やはり個人で自分で暗渠を入れるという人に対しては、せめて材料代ぐらい出してもらうような予算を組んでほしいんですが、よろしく、どうですか。

村長（杉岡 誠君） ちょっと私でご答弁して申し訳ありませんが、今現在、未来へつなぐ農業者支援事業というのがあります。こちらは消耗品として、例えば管だけを買ってくるとかというのはできますので、今でも村の単独事業の中で見られるものは一部あります。

ただ、やった施工の全ての物が見られるわけじゃないし、補助金の上限もありますので、どうしても今すぐやりたいんだということであれば、農政にちょっとご紹介いただいてご相談いただいて、未来へつなぐの中でどこまでできるんだという話を聞いた上でご対処いただければありがたいと思います。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） それでは、そのようにしてひとつ利用させていただきたいと思います。

次に、50ページ、林業再生について、月日のたつのは早いもので未曾有の災害から15年

が過ぎようとしております。そういう中で村内を見渡しても公共施設、道路などはもう震災前よりよくなっているような感じがしております。山の姿を見ても何ら変わらない春夏秋冬の顔を見せておりますが、中は放射能がいっぱい村民は全然利用できないということでもあります。

そして、東電も国も除染をやらない。その代わりに間伐整備をやって何とか山を利用できるようにしたいということでもあります。推定で生活圏の里山、せめて約4,000町歩ぐらいあると思うんです。これで年間100町歩をやったのでは40年かかります。ですから、せめてこれはこの予算を何とか国に頼んで倍にしてもらって、この20年ぐらいでできるように何とかできないものですか、村長。

村長（杉岡 誠君） ふくしま森林再生事業ということでよろしいですか、基本的には。

ふくしま森林再生事業、またその下の広葉樹林の再生事業、国の財源ですが、両方とも県を経由して村で実施する事業なんです。全体計画と年次別計画というのをつくった上で承認された分の予算分が来るということなので、今のところ、最大100ヘクタールが1年間かなと計画をしております。

これはお金があればたくさんできるということではなくて、実際、例えば1次請けをして、それを2次請け、3次請けに落とし込むような、そういう企業体が村にあるかと、林業に詳しいところが森林組合さんはあるんですけども、それも入札によって決まる部分もありますので、必ずしも2次、3次、4次まで使えるような、そういう事業者とは限りませんので、なかなかそのマンパワーといいますか、請負側の部分を勘案しながら100ヘクタール程度というのをちょっと村としては考えている部分です。

村の中の事業者がもう少し、もう数年やってきておりますから、非常に大きくできると、いろんなところと連携しながらできるということであれば、これは予算額といいますか、1年間でやる面積を増やしても私としても要求していきたいと思いますが、今のところ、私たちが指名ができる事業者、これは村内だけではないんですが、いろんな事業者を見ても1年間で100ヘクタールを超える規模ができる事業者は、今のところ、いらっしやらないかなと関連の中でこんな計画を立てさせていただいているところであります。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） この事業者ですけれども、もうほとんど除染も終わる、ため池も終わると。建設業界が今、仕事がなくなってきていると、こういう話を聞いております。そこで、建設業界の人もこの間伐整備に参加させてほしいという業者があるので今、お話をお聞きしたんです。

村長（杉岡 誠君） そういうもともといろんな業種の方がいらっしやるとは思いますが、自分がこういう業務に参画したい、参入したいという個人であったり、あるいは企業様であったりというのは、あってしかるべきですし、そういう情報は村としてもありがたいと思いますが、やりたいというだけでできる業務はなかなかなくて、やはりちょっと専門的な部分があって、林野というのは、山林の中は平たんな部分とは違うのでかなり事故が多いし、事故が発生したときに障害になってしまったり死亡したりする率も非常に高いと私は認識しておりますので、相当の安全対策をしなければならないので、その辺の

しっかりとしたアカデミーセンターとか、県がつくっているところがありますので、そういうところでしっかり研修を組んだり、事業者としての管理責任という部分をしっかり学んだ上で、例えば何かそういう形でまとまったりするということはある得るだろうと思いますが、今そのまま、例えば建築事業者、土木事業者、あるいは何かの小売店が林業に入りたいと言っても、村としては、なかなかそうですかとは言える状況は難しいなと思ってます。

ただ、そういう意図がある、意識があるということは非常に大事だと思いますので、そこは村としても大事にさせていただきたいと思うところであります。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） 林業について確かに危険性はあります。私は、本宮自動車学校の農業部門の機械屋に来てもらって、移動で、出張でチェーンソーの免許を取得、50人ほどうちに集まってもらって取っていただきました。そういうこともできるんですから、安全も確認、あとは玉がけ、小型クレーンなども移動で指導してもらえれば、けがなくできると思いますので、ぜひとも前向きに検討をお願いいたします。

続いて、64ページ、先ほど渡邊 計委員からも質疑ございましたが、草刈り作業の予算の設定です。これは昨年、村長行って復興局の参事官と話しして単年度ということですが、これ復興・創生期間も10年あるんですから、単年度じゃなくて10年くらい何とか面倒見てくれという要望はできないものか、ちょっとお尋ねします。

建設課長（高橋栄二君） 10年を見通して要望ということのご意見でございますが、やはり単年度ごとの要望ということになると思われます。

委員（高橋孝雄君） 今、話を聞いてみると、単年度ということでもないみたいなんです、復興庁では。ですから、強く要望すれば、ちゃんと見てもらえると思います。あまりに規則がああでもない、こうでもないと本当にやかましいもので、草刈りはこちらに任せなさいと、金はおたくさんで出さなさいと、そのぐらい言ってもらいたいと思うのだが、どんなものでしょうか、村長。

村長（杉岡 誠君） 要望はいろんな形でできると思うんですが、私自身、逆に言うと10年とかという上限を設けて考えているわけではないですので、今、国は復興・創生第3期があと5年だと、追加と言っていますが、復興の道半ばと県知事も言っているし、各市町村もそう言う中で、この事業は非常に大事だと思っていますから、逆に村側からこれぐらいの年数だけくださいという話ではちょっとないのかなと思うところです。

もう一つは、事業の性質というのがありまして、この事業はコミュニティーの再生というんですか、草刈りとかを兼ねてみんなが集まってやることによって、私たちが失いかけてようとしている、失わざるを得なくなってきたようなところを、しっかりもう一度再構成するんですよという、そういう事業目的があるので、これは国から実は単年度ごとに村に委託される事業です。村に例えば基金が来てやる事業じゃなくて、単年度ごとに国が本来やるべき仕事を村に委託を受けて、村が事業主体でやる集落等をお願いをしてやっていただくという仕組みなので、どうしても単年度事業というやり方になっているようです。

そうじゃなくて、例えば本当に村道の整備、草刈りそのものの事業なんだと、別枠の事業なんだとなれば、これはまた別の考え方になると思いますので、なかなか今まで草刈りの自治事務として、業務としてやるべきところの予算立てが国でないんですよ。なかったの、コミュニティの維持のためには村民の力を借りなきゃいけないんだと。力を借りるといっても一緒にやる仕事があったらいいよね、じゃあ村道の管理だということで、その交渉した上で苦肉の策といいますか、国も必死に考えてくれて今、これをやっている。

でも、本当は私たちは村道の管理の費用そのものをくださいと。それをちゃんと頂いて、それを皆さん出したら適正だという考えもいまだに持っていますが、今のところ、そういう枠がないので、コミュニティの再生・発展・維持のためにこの事業を使わせていただいている。そのために国から単年度事業扱いされているということでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

委員（高橋孝雄君） 確かに村長の言うとおりでありますが、しかしながら、震災、原発事故前は村民が多くいたんです。ですから、みんなで集まって金はもらえなくても仕事をやっていたんです。しかし今現在、戻ってくる人が少ないわけですから、とてもこの人数ではできない。そしてまた、避難されている方も共同で作業することによって、やはり絆がつながるといふこともありますので、これは国に強く要望して、そして、しっかりと予算だけつけてもらって、口出しはしないでほしいというぐらいのことをひとつお願いできれば。

以上で終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほか質疑ございますか。

委員（佐藤八郎君） 昨年度、一般質問やいろんな形で村長から答弁があったことで確認をして、今年予算にどう反映して村民のために使われるかという点で質疑いたします。

まず、空き家バンクの現状調査なり、倒壊も含めた危険性の問題、村内全域の把握をした上で進めるということであったんですけども、それはどう整理、総括されて今年予算の中で施策として出ているのか、まず伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 空き家・空き地バンクの関係のご質疑でございます。資料ナンバー8の18ページの一番上、12の委託料で交流・移住・定住等促進支援業務ということで予算を組ませていただいております。この中で移住相談窓口業務等々のほかに、空き家・空き地バンクへの登録・交渉等ということで、その部分も資料の中に入れていくところでもあります。

空き家、空き地については、令和7年度も一生懸命取り組みまして、その中で空き家の紹介、それからあっせんとか、そういった部分について支援する空き家、空き地のサポーター制度をつくりまして、サポーターが間に入ることによって空き家として提供して、貸してもいいよ、売ってもいいよという方が出てくるということで、かなりの件数が伸びたと思っていますところでもあります。

令和8年度においても、この交流・移住・定住等促進支援業務の中で、空き家・空き地

バンクの登録について、また積極的に進めてまいりたいと考えているところであります。
委員（佐藤八郎君） 実態値があれば、示していただきたいのと、今年目標、何%増とか、危険なところもあれば、それをどうする方向なのか、施策はどうされているのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 令和7年度の取組の状況、実態についてはちょっと数字的な部分なので時間をいただければと思います。

また、令和8年度の空き家等の政策の部分であります。仕様書の中では空き家等物件増加のための環境整備企画活動ということで、移住者の住まい確保のための意見交換会の設置、その中で意見交換をして実態をつかんだり、どのように取り組んでいくかというのを検討してまいるということにしております。

また、空き家バンクの登録推進支援ということで、先ほど申しました空き家バンクサポーターの運用ということで、なかなか物件、空き家を貸し出すことに抵抗があるという方が多いということで、そういったケースを地区に詳しい人から情報提供をいただいて、そういった空き家サポーターを介して進めていこうという部分、それから業務の内容としては、空き家・空き地バンクの登録の業務の補助というようなことで、希望者の申請を受理したり、それを宅建協会等に情報を相談の上、調査を依頼したり、そういった部分の業務もこの移住定住の業務の中には含めて進めてまいりたいと考えているところであります。

数字的な部分については、少し時間をいただきたいと思います。

委員（佐藤八郎君） どうも委託事業で任せてあるみたいな事業なので、昨年も何か空き家に入る予定でいたんだけど、引っ越す段階になってやっと返事が来て入れなくなった人もいたりして、どうなっているんだと。

去年の議会での答弁の中にも、村がどうも対応と解決についての行政の判断と住民の見方が違うんでないかということで、美しい村づくり審議会の情報を共有して今後は進めるという答弁をしているんですけども、だから、そういう意味では、現状がどのぐらいあって今後、令和8年度予算ではそれをさらに何%増やすとか、危険な箇所が何か所あるか、それはどう対応するのかというものが見えないと、この予算での施策が見えないんですけども、実態を村民から相談を受けたこともあるから、どうも丸投げで企画で実態がちゃんとつかめていないんでないかと心配もしています。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 空き家の関係で危険空き家等々も含めての話かと思ってお聞きしたところでありますが、移住定住の業務としては業務委託をしております。ただ、そこで委員からご指摘があったような、相手方との問題、トラブルの部分等は、危険な空き家、そういった部分の使いたいという話とか、そういった部分での対応かなと思いますが、そういった分についてはその都度、報告をいただいて村の職員も出向いていって一緒に対応をするということはしてきております。

ですので、全て業者に丸投げということではなくて、そういった特殊なケースについては、村も親身になってそういったご相談に乗ったり、解決方法を探っているという状況でありますので、ご理解いただければと思います。

委員長（佐藤健太君） そのほかありますか。

委員（佐藤八郎君） その答弁しかないから理解するほかないけれども、実際危険なものとか、空き家バンク、どのぐらいのことで貸すも借りるのも、一般村民にそれほど知られていないというのが実態じゃないかと思うんだけど、貸したい人はいるみたいですけども。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 空き家登録の件については、ここ半年ぐらいの間ですか、毎月、広報いいたての一番後ろのページかと思いますが、空き家サポーターから皆さんにメッセージという形で、毎月号、掲載をさせていただいております。6回掲載したのかなと思っておりますが、それぞれの目線から、私たちはこういった活動をしていますよ、相談に乗りますよということで広報で周知をしまいったところでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 十分にやっているということで、分からないやつが悪いみたいな話なので、流れとしては分からないんです、村民は。サポーターで記事を出しているから分かると言っても、分からないんです、実際は。だから、相談に来てやっとなぐんですけれども、それはいいです。

次に移ります。

委員長（佐藤健太君） 8番委員、いいですか。

村長（杉岡 誠君） すみません、ちょっと言葉足らずだった部分がありますので、先ほど、村民の方が分かりづらいんじゃないかというお話がありました。

お話として危険家屋ですか、危険空き家の部分と空き家・空き地バンクは別物ということでもまずご理解いただきたいので、危険空き家については、一般質問でもご質問をいただいたとおり、ちゃんとした管理が必要だと。村として何ができるんだ、するんだという話の部分であります。

空き地・空き家バンクは、できるだけそこに登録していただきたいという村の考えはあっても、登録しない方が潜在的に多くいらっしゃるかなと思ってますので、そこはサポーターの方が民民といいますか、顔を知った中でご紹介をしましょうという、ちょっとミドルゾーンというんですか、そういう制度をつくった。

村が把握している空き家、空き地に関しては、ホームページでちゃんと、所有者は出していないんですが、どここの地区でどういう間取りで内部の写真はこうとか、しっかり載せさせていただいておりますので、まずはそこを見ていただくのが村の空き家バンクの情報収集源かなと。

なかなかインターネットの見方が分からないねという方であれば、移住支援センターにぜひお問い合わせいただくとか、村に来ていただければ、ここで見られるんですよというご紹介はさせていただきたいと思うところでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 型どおりの答弁なので、それは分かっています、移住する人も。ただ、空き家になったんだけど貸したいという人もよく分からないし、相談に来るからそれはつながりますけれども、いずれにしろ、答弁は分かりました、答弁は分かりました。

次へ移りますけれども、産業団地と企業誘致に関わる予算ということでもありますけれども、これはなりわい人口を増やす。そして雇用とにぎわいをもたらす業種や企業の誘致のための方針を検討していくという答弁を前にいただいていたので、検討した課題なり解決の基本政策は出されて、この令和8年度予算にそれなりの施策があるのでしょうか。村づくり推進課長（佐藤正幸君） なりわい創出、また企業誘致の方針というか、基本的な部分ではありますが、村では企業誘致、それからなりわいの増加という部分で、しっかりとしたこういったものが必要だというものがまだ固まったわけではございません。やはり課題が多いというのが現状であります。

課題が多いという中でこの産業団地造成については、企業が使いやすいようにできるだけ相談を受けて、その内容に沿ったような団地造成をしていきたいという話は、今までずっとさせていただいたところであります。

その中で、特別に製造業とか、そういった部分であれば、一番雇用が生まれるのかと思っておりますが、その前にも、例えば電気の問題とか、水の問題とか、いろいろな問題があるかと思っておりますけれども、企業が来やすいような環境をまずは整備しながら、そのためにそういった、例えば発電、情報を取りまとめるような、そういった設備をまずは入って、それにひもづいて業者が入ってくるとか、そういった部分も考えられるのではないかということで、研究施設等々も含めて企業誘致を行って、後々、製造業とか、そういった部分に広げていけば大変いいのではないかということで、まずはこれに限ってという募集ではなくて、様々な企業の業種から村に誘致をさせていただいて、そこから広げていきたいと考えているところであります。

ただ、課題はいろいろあるということで、しっかりとまとまったという部分はありませんが、できるだけそういった企業に村に目を向けていただきたいという取組を進めてまいりたいと思っております。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は15時10分とします。

（午後2時46分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後3時10分）

委員長（佐藤健太君） 回答を先にいただきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどご質疑がありました空き地・空き家バンクの令和7年度の状況ということであります。まず、令和7年度で空き地、空き家の登録について相談が20件ございました。その中で、それに限らずなんですけれども、実際に空き家の登録については11件、空き地については3件の登録ということで増加しているという状況でございます。数値的な部分については、そういった内容でございます。

それからもう1点、企業誘致、それからなりわいの増加、そういった部分でありますけれども、第7次総合振興計画の実施計画の9ページと10ページで、商工業の働きがいとやりがいのある職業の振興ということで計画を立てているところであります。

目標としましては、重要業績評価指数・KPIということで、村内の事業所の就業者数の目標が令和11年度で570人、村内の事業所数の目標が令和11年度で84事業所にしていきたいということで、課題、それからそのための施策、そういった部分については9ページ、10ページの中にある村の主な取組、企業誘致等による新たな産業の創出については、ここにある事業、それぞれ事業者向けの固定資産税の優遇措置とか、そういった部分についてそういったものが課題としてあるので、そういった部分に対しての事業の取組ということでそれぞれ羅列させていただいているところであります。

また、10ページでは、持続的に働く場づくりの促進ということで、それぞれの事業を展開しておりますし、また、観光交流、たくさんの人が集まり共に楽しめる環境づくりということで、これは商工観光の部分にもなりますが、10ページ、それから11ページで戦略的な観光情報の発信から魅力的な資源の有効活用、それから村内交流による人口の増加ということで、そういったことで企業誘致、なりわい、それから観光交流、村のにぎわいづくり、そういった部分について計画の中で策定しているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 今、答弁をいただいたものを見れば、事業内容や環境や住民への影響を十分に検討しての事業だということになるんですね。

誘致をスピーディーに進めるということで、あと、さらには今、村にある企業支援も含めてという答弁もしていらっしゃるんで、その辺はどうこの予算では見ているのか。

村長（杉岡 誠君） できるだけスピーディーにやっていきたいと私がお答弁申し上げたかと思いますが、それは、例えば実施計画の9ページの一番下と申しますか、産業団地系の話ですね、この中に産業団地整備事業ということで、左側の項目でいうと、ナンバー9とか10とかあるかと思いますが、再三、ご答弁申し上げているとおり、令和10年程度まで事業費がかかる中で、産業団地が出来上がってから誘致をするのではなくて、その前段階からお声がけをしながら、折衝しながら、ご縁をつくりながら有利な事業、国の事業もありますし、村単独事業もありますので、あるいは村の中の事業者さんとの連携ということもあり得るでしょうから、そういうことをより早くからやっていきたいという意味でスピーディーという言い方をさせていただいたかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、既存企業の方については、昨年6月に議会の皆様にご承認いただいた企業立地等の支援基金を財源とする補助事業はその都度、予算化をしていくということで上げさせていただいておりますので、この中にはぱっとは出てきていないかもしれませんが、上から3番目ですか、企業立地等支援事業補助金ということで事業名は入っておりますので、村内への企業立地支援事業としてということで、既存企業さんも含めてお話をいただきながらこの事業計画に基づいて、予算化についてはその都度その都度、させていただくということで計画をしているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 要するに基本政策がなかなか固まっていない、課題が多いということで、先ほど答弁あったんですけども、この電気、水環境というのは、誘致がある程度決定

した会社との相談の中で進めるというのは、あの産業団地全体にどこにどう環境的な整備はしていくんだという基本計画はきちんとあるんですよね、これからでしたか。それが環境整備だと思うんですけども。

あと今、村長答弁された制度を見直して、要するに基金の新設をしているんで、それを使っての答弁をしていただいたと今思っているんですけども、そこで村への誘致もそうなんだけれども、社員の村内定住に結びつく対策というのはどうされて、空き家定住の話になるのでしょうか、どうなるのでしょうか、企業との関係で。

村長（杉岡 誠君） ちょっと後段のお話をさせていただきますが、基金の事業、これは単独の基金事業の中で、村内の雇用の部分についての支援はどうかというお話かと思いますが、これは単独の事業の中でちょっとこの中に細かくは書いておりませんが、事業内容の中に創業奨励金という言葉があるかと思いますが。あと、もう一つ定住支援という言葉があるかと思いますが、創業奨励金というのは、1人雇うごとに年間30万円だったかな、上限で支援をしますよと。今の給月額からすると、その方の給月額にも及ばない可能性もありますが、会社負担としての、例えば社会保険料なんかにも活用いただけるということで創業の奨励金があります。

その方が、例えば今、村外から通ってきている村民じゃない方が、社員として入った後に村に住んで定住化すれば、その1年間に限った支援事業を3年間まで延長しますよという、そういう形で雇用に関しても村は推進をしていくし、会社を支援していきますよという仕組みをつくらせていただいております。

当然、転入されてくる方については、どこから転入してくるかによって違いますけれども、移住定住の県の事業やあるいは村の単独の別の事業も対象になりますので、総合的に住居の手当を含めて社員への支援の部分、雇う側の雇用主側の企業への支援というもの、両方を組み立てさせていただいているところであります。

以上であります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどの1点目の産業団地、あとは村の誘致関係の環境整備、電気、水、水道、その辺の部分であります。さきの佐藤健太議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、産業団地の電気については、高圧、それから普通の電圧の部分については、普通電力については、すぐに引込みが可能であるが、特別高圧については、これは事業者が入ってくるか否か、その部分がはっきりしないとなかなか東北電力にも相談はできないという話をさせていただいたところであります。

そういった部分では、ほかに先駆けてできる部分で有利性はあるとは言えないということであって、その部分についてはまだ課題の一つとして大きくあるという話もさせていただいたところであります。

また、水、水道については、生活用水が基本でありますので、なかなか工業用水でまるっきり使われてしまうと、それは不足するというので、地下水ボーリング調査をさせていただいて、ある一定の水量は確保できるというめどもあるので、そういった部分を紹介しながら、そういった水が必要な企業さんについては、自社の努力によって賄っていただきたいという話もさせていただいて誘致をせざるを得ないということで、なかなか

か厳しい状況ではありますが、そういった実態等もきちっと相手方に伝えながら企業誘致等を進めていくということで検討しているところであります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） 県内どこの市町村も企業誘致というのは目玉でやられていて、今、課長が答弁したような内容、村長が言っていることで、飯舘村はスピーディーに有意義な誘致ができるということでの予算ということでもいいんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 少なくとも令和8年度、復興・創生第3期の初年度、7次総の初年度としては、この取組から始めさせていただくと。まずこれをしっかり地に足をつけてやり始めないことには、あるいは継続すべきものを継続していかないとその先がありませんので、これが今、令和8年度当初として最適解と考えて予算を皆様に上程させていただいているところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 変わりまして、教職員の担った部活動の改革推進期間は7年度までというお話だったと思うんですけども、近隣市町村の動向を踏まえてさらに検討していくということでありました、答弁では。どう検討されて近隣市町村との違いやら、やっていることの参考になるようなものがあって、今後、今年についてはどういう対応をされるのか、単純な質疑です。

教育課長（三瓶 真君） 今の部活動の地域展開の関係と思います。今、文部科学省、国では、特に休日の部活動を原則、令和9年度までに完全移行するというような目標を立てているところであります。

それに伴って全国の自治体において、その地域展開に向けて様々な動きがあるわけですが、今ご質疑がありましたほかの市町村の例ということでありますと、お隣の川俣町であるとか、あるいは相馬管内の市町村の中でも動いてきているところはありますが、特に川俣町においては地域のそういったスポーツ団体といいますか、そういうところをつくる協議会に、それを主体として部活動の運営とか、講師の派遣などをお願いするといったやり方をしているということを知り及んでおります。

本村におきましては、できれば同様の取組を進めたいと考えているところではあります。が、なかなか現状、その同等の受皿といいますか、そういうものが簡単には見つからない状況であったり、いろいろスポーツ関係者の方などにお話を聞いてみますと、全ての運営は難しいということですので、全く同じやり方というのがこれは難しいなというのが分かってきているところであります。

ですから、それを踏まえて現在、村内企業の方に回数を決めて技術指導ということで入っていただいておりますが、そういった方々との今後の相談も含めながら、村としてはどういったことが可能なのかどうかというところを、難しいところが大きいわけではあります。が、今後も引き続き考えていきたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、推進期間は令和7年度で終わるんだね、本年度で。改革の推進期間というものが定められていて、令和7年度までだと答弁しているから、今度

はそういうものでなくて独自のもので、村内企業で受皿になるものがなかなかないので、村内企業でそういう教えるというか、見られるというか、そういう方の協力をいただいて部活動を活発にやっていきたいということなんでしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 今ちょっと手元に資料がないのではっきりとしたことはお答えできないのですが、令和7年度までの最初の推進期間というのがあったかと思えますけれども、その期間については、また延長ではないんですけれども、引き続き地域展開について進めると国はしていたかと思えます。

今後の進め方については、今委員がおただしのように、協力していただいている方とか、地域の方などの現状を見ながら、改めて検討していくという方向でいいと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 延長になるのかな、改革推進期間。令和7年度まででという答弁していたから私もそう思っているだけだから、延長になるのは結構なんですけれども、分かりました。

教育課長（三瓶 真君） そうですね、ちょっと延長という言葉が適切かどうかはまた確認したいと思いますけれども、一応の改革推進期間が最初は令和7年度末までということで動いていたという事実はあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次に、村づくりでの放射性物質への取組は、この環境と健康からも重要でありますので、明日、明後日で15年目を迎えますけれども、特にこれから住宅地から20メートルとかいろいろ決めた中での除染やられた。村全体にすれば、これから道路脇とかU字溝とかに堆積した汚泥や土砂、木の葉などの処理、それが問題になるということで、前の答弁だと、そういうものについての線量調査はきちんとしながら進めるということだったので、これはそういう線量調査というのはどこに予算として上がっているのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 道路の側溝の土砂の線量ですね。昨年、詳しい数値は今手元にございませませんが、検査をしてございます。やはりいろいろな数値でございまして、8,000ベクレル以下というところは確認をしているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） きちんと事業としてなり予算として上げなくて、どういう中でやられているんですか。

建設課長（高橋栄二君） 職員が行って土砂を採取しまして、あと測定に回していくという状況です。

村にある器械でもって、測定器でもって測定をお願いをして数値を得ているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） それは定点でしょうか、住民から要望があつてか、誰かが何をもってどこを測定して公表していくんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 詳しい箇所数は、今、ちょっと手元にないんですけれども、北、南、真ん中というようなイメージ決めて、今後も測定をしていければなと考えている状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 課長、分かっていると思うんですけども、放射性物質は、3反歩の田んぼでもあっちの角とこっちの角と真ん中と違うという実態が、その当時、明らかになって、全体にきちんと落ちたのではなくて、あちこちにいろんな物質、31核種が落ちたんだというのは実態としてあるわけです。だから、北と南と真ん中と、知らないけれども、どこだか、どういう定点検査なり、土砂が上がったものなり木の葉をどこの地点、大倉地区とか、各地区、20行政区の落ち葉をやるとか、そういうちゃんとしたものがないと、やるのかやらないか、北と南と真ん中と言われても、私はいいよ、今、聞いたから。村民に私が説明したとき、北のどこでやるんだと聞かれたとき答えられないんですけども。

副村長（中川喜昭君） 今、佐藤委員おただしの部分ですが、答弁した内容だったと思うんですけども、道路維持管理の中で側溝の土砂上げをしているという発言をした際に、その土砂または落ち葉の放射線量は、継続しながらやっているのかというおただしを受けての答弁をした際のお話かと思っております。

それで、その際に、その時点では上げたものを測っていなかったのので、今後、土砂上げをした際には測定しますという答弁をさせていただいて、その後、担当課で、側溝が土砂等で詰まって悪いところを改修した際に、上げた土砂を計測したという報告を受けているところがございます。

数値等については後ほど報告いたしますが、ですのので、定点での観測という部分ではなかったかと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 定点でもなければ、期間も決まっていなければ、やらないかもしれないという話の答弁ですか。土砂上げしたときは必ずやるということですか、河川にしる、U字溝にしる。

建設課長（高橋栄二君） 今の想定では年1回程度、6か所について定点で計測してまいりたいという考えでございます。（「定点で6か所はやるのな」の声あり）

委員（佐藤八郎君） 次に進みます。

ゼロカーボン宣言、村でしているわけですけども、これは実行計画、事務事業編を策定してスタートしているところだと思うんですけども、この予算でどう見たら実行計画がつくられてスタートしているんだと見えるのでしょうか。このページで何ページでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ゼロカーボンの実行計画は、実は村と言いつつ、役場あるいは事業者、あるいは村民ということで、それぞれの主体が取り組めること、取り組んでいくべきことというのをある程度、現状の二酸化炭素排出量ということを推計しながら、将来の目標値を考えていくというやり方です。

その中で、令和7年度中も取り組んでおりますが、庁内的には予算をかけなくてもできることということで、例えばエアコンのフィルターをちゃんと見て清掃しましょうというところから、ある事業者さんに調査をしていただいてもそこから出てきたもの、あるいは蛍光灯をいまだに使っている中でLED化をすることによって消費電力が下がりま

すという提言をいただいた中で、適切な交換タイミングであったりするところからということを経費の中に含めておられますので、一般的には、庁内には修繕費に入っているか、備品購入費に入っているかと思いますが、それは庁舎管理費だけでなく各施設ごとに既に予算要求されていますので、ちょっと今どこということが、どのページということとは言えないことをご理解いただきたいと思います。

本来は村民の方に、例えばこういう取組をすることによってゼロカーボンに貢献しようという取組を出したい部分はあるんですが、結構それは負担になる部分も大きいかなという考えもあって、今、物価高騰、いろんなことがあるものですから、まずはそちらの政策を優先しながら、役場は行政機関ですから自分たちのできることを職員の目線で、例えば消灯ですね、電気を小まめに消すとか、パソコンをつけっ放しにしていけないのは当然なんですけど、それ以外にも周辺機器関係を小まめに電気を消しましょうとか、そういう取組から始めさせていただいているというところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 実行計画を策定してスタートしているというのは、今、村長が言われた庁内のできる範囲で、こういうことで宣言したんだからそれに向かってやりましょう。それを実際は村民全体に呼びかけはしたいんだけど、今この物価高でいろいろ、みんな、LEDにしてくださいと言ってもお金がかかることなんでとかも含めてという答弁でしょうか。

村長（杉岡 誠君） おおむねそのとおりだと思います。要約していただいてありがとうございます。

委員（佐藤八郎君） この実行計画なるもので、モデルに打ち出しているものはないんですか。例えば電気製品はこうしましょうとか、こういうものはこうしましょうとかと実行計画、何か書いていないんですか。これは事務的に事業だけで話しているだけなんですか。何か計画に基づいてスタートしたんでしょう。何もなくてただやりましょうと、電気はLEDがいいですよという話ではないでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、お話しいただいている部分が、第7次総合振興計画の庁内横断の3つの施策の中の一つなものですから、1つ目が人口増加策、2つ目がゼロカーボン、3つ目がDX、デジタルトランスフォーメーションということで、要は庁内横断なものですから、ゼロカーボンに関する部分はそれぞれの各課でできることをしっかりやりましょうということで振り分けていますので、今、委員がおただしのように、何か1つの計画に集約して、例えば実施計画のように見える形にちょっとまだできていないというのが正直なところです。

ですので、各担当としては、例えばゼロカーボンとしての取組がこうだということは話せるかもしれませんが、私の記憶の範疇で申し訳ないんですが、例えば中学校の設計費ですか、中学校というか、希望の里学園の体育館については、断熱化といいますか、できるだけ温度を逃がしたりしないように効率よくしましょうという設計を令和8年度にやる想定でいたりしますし、あるいはほかのLED化という部分についても莫大なお金がかかるので、年次計画を少し考えながら、必要なところからやっつけようということ

をちょっと内部的にも議論をした部分があります。

それから、既設のエアコンは、特に先ほど申し上げましたが、定期的なメンテナンスは業者でもしておりますが、職員が小まめに見ることも大事だろうということで、そこはかなり意識づけをさせていただいていますし、総務課でいつも声がけをして必ず電気を消しましょうと。例えば金曜日に帰るときにはポットの電源も、昔からやってはいるんですが、当たり前かもしれないけれども、もう一回声がけをしてきちんとやっていこうということをやらせていただいたり、そんな形でちょっと全庁的に振り分けられているので、一つの計画書として今、見える形までできていないということはお承知いただきたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村民も生活する中でゼロカーボンの話を聞いて、3年前かな、それから例えば窓ガラスに余計な寒さが入らないようにシートを買ってやるとか、それぞれいろいろやっている人はやっているんですけども、今後、呼びかけはこれからなんだろうけれども、村は今言ったようなことでいろいろやっているということで、それで相当な燃費節約にもなるのかな、電気料。

村長（杉岡 誠君） ちょっと数字は調べ切れるかどうか分かりませんが、たしか電気代とかは多少成果が少し出てきたような話を聞いたこともあるかと思いますが、電気代、いろいろと単価も変わっていますので、金額に反映しているかどうかまでは分かりませんが、電力の使用量、キロワットアワーというような、その単位については一定程度、節減が図られてきている、部分的に、全部ではないですけども、ここのとことと取組が始まって少し電気の使用量、料金じゃなくて使用量が減ったという話は聞いたことがあったかと思います。

やはりそういう小さな積み重ねからやっていかないとならないということで、まず、役場職員が率先してその姿を見せるというところから、その中で村民の方も取り組んでいただけたところを次の段階で考えていったらいいんじゃないかというのが、全体計画の中で議論したことであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） あと、発電事業者と廃熱の量を国の研究機関と協力、連携して進めると答弁をしておられますけれども、その成果というか、この予算での施策は協力や連携して決まったことというのは何かあるのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ちょっと私ばかりで大変申し訳ありませんが、飯舘バイオパートナーズの木質バイオマス発電事業から出てくるその熱利用については、この委員会の中でも議会の中でも一般質問を含めていろいろとご議論いただいて、要請もいただいておりますが、その件を村としても真摯に受け止めながら、村としても熱利用を進めたいということで、一時期、パイプライン的な使い方の話は検討に入りましたが、それはちょっと今実施段階には至っておりません。

それも実施主体は飯舘村ではなくて事業者さんです、民間事業者、I B Pとは別の事業者がそれを使いたいという話はあったものの、ちょっといろんな支障があってできてい

ない。

それから、研究機関との連携というのは、例えばF-R-E-Iにもそういう提案をさせていただいてありますが、まだその事業採択には正式には至っていないと私は認識しておりますが、常にまだ議題として上がり続けているという認識でいるところです。

いずれしても、村が事業主体というよりも、国立であればいいですが、研究所であったり、民間の事業者が自分の採算を含めてやっていくという流れに最初から取組を入れたいということを要請している関係で、まだ成果として皆様に言える状況にはなっていないということが実情であります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今の村長答弁されたことで今は進んでいる状態だということと理解していいということですね。

村長（杉岡 誠君） 進んでいるというか、村としてはアクセスをしながら、ただ、まだ連携はできていないし、皆様にお伝えできるだけの成果にはなっていないというのが現状であります。

今までも村から積極的にアクセスはしていますが、どの年度に成果を上げるというよりも、できるだけ早いうちにそういう取組が始まるように、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） あと、農山漁村再エネ法に基づいての基本計画の策定はされたんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 農山漁村の策定結果は、その分については村のホームページで公表されているかと思しますので、ご確認いただければと思います。

教育課長（三瓶 真君） 先ほど佐藤八郎委員からご質疑のありました部活動の地域移行につきまして、期間に関しまして今、資料がありますので改めてご答弁申し上げたいと思います。

答弁の中で令和7年度というお話が出てまいりましたが、これは令和5年度から令和7年度までの改革推進期間ということで、まず着手するというのでそこを目指すという期間でありました。これが令和8年度から最終的には令和13年度まであるんですけども、今度は改革実行期間ということで、この期間内に原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す期間とするとスポーツ庁、文化庁のガイドラインの中に出ているということでもあります。

なお、これに関しましては、資料ナンバー8の74ページに10款1項2目7節報償費の2段目の一般報償162万円の中に、事業費内訳として部活動指導員報償等ということで令和8年度は報償費を設けているということになります。

以上です。

委員長（佐藤健太君） ほかに質疑ございますか。

委員（横山秀人君） 私からは、資料ナンバー8の18ページ、上段にあります交流・移住・定住等促進支援業務について質疑いたします。

今、まさにプロポーザルが行われており、村で仕様書が公開されております。中身を読みますと、事細かにどのような業務があつてときちんと記載がされておりました。ここまでやるんだなという形で思ったところでもあります。

それがプロポーザルという形できちんと公のところで事業提案をいただいて、そして、行っていくという、この流れに関してはとてもすばらしいものですし、公開性もあるし、事後検証もしやすいなと思っております。

その上で定期的に村担当課と委託業者の報告会というか、意見、打合せがあるわけですが、実際今、村で移住とか定住の相談の中で何が課題になっているのかというのが、この定期的な定例会の中でもありますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 移住定住の相談業務の中で、何が一番課題として捉えられているのかということでございます。昨年度も同じだったのでございますが、やはり移住希望者については、まずは住宅確保の問題が大きいのかなと。

その次に、やはり自分のなりわい、仕事はどのような仕事があるのか。また村内に住むにしても、近辺でどういった仕事があるのかという部分で、それが2番目ぐらいには来るのではないかと思っております。

あとは、生活環境、それから、若い人であれば、子育て環境ということで生活環境の部分が重要なのかなということで、全体的にそういったものを総括してまずは村の中を知っていただいて、そのためには地域に赴いていただいて、例えば地域の中でしっかりと生活できるのかという部分も捉えていただきながら、全体的にぜひ住みたい村だなと思ってもらえるような取組ということで働きかけをしているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） その課題に対して今回、村で住宅を建てたりとか、企業誘致の補助金をあげたりとか、いろんな事業をしているということがよく分かります。

この委託事業の中で、例えば地域との交流の場というか、地域へのつなぎという形で、例えば一緒に区長のところに行ってご紹介するとか、そういう形の地域とのつながりというのは、どのような業務内容になっていますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域とのつながりという関係で、行政区と一緒に同行しながらの紹介をしているのかということでありましたが、そういったことを希望するところについては多分にやっていると思えますし、そこまではというところ、区長等については、そこまでは行っていないのかなと思っております。

基本的にはお互いの双方の部分でしっかりと顔つなぎをするということで、業務の中では、こちらからしっかりと対応するよというところは指示をしているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） ちょっと視点を変えまして、この業務の中でたくさん移住者との対話、あとは協力隊との対話を毎月のように行うという記載がございました。

そこで、いろんな情報が上がってくるわけだと思うのですが、それは役場においてどのような情報を整理して、例えば担当課にその旨を伝えて何かバックをもらって返すとか、そういう情報の流れはどのような体制を取っていますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 委託業者と村の職員、担当職員では定期的にそういった打合せ、報告会等を設けているところでもあります。

その中で知り得た情報とかの問題点、その部分については、一緒になって動いて解決策ということで探る場合もありますし、指示しながら動いてもらうという部分もあります。そういった中で、きちんと日頃から情報共有は図っているところでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） 8,000万円を超える事業費であります。そこで得られた情報に関して庁内ではきちんと共有されていると。

1つ提案というか、お願いであります。その情報について議会にも共有できるものがあれば、ぜひいただきたいなど。理由は、私たちも移住者という皆さんのいろんな声を聞きますが、正直限界を感じております。その中で様々な情報が役場にあるということであれば、それを議会も共有して新たな政策提案等につなげていきたいなと思っております。その情報共有が可能かどうかについて伺います。

村長（杉岡 誠君） 移住支援センターを窓口にして相談を受けている部分は、やはり信頼関係をしっかり作りながらやっている部分でありまして、例えば相談支援センターに相談いただいた内容についても、例えば役場に名前までは言わないでほしいとか、そういうニーズについても対応していると私は認識しております。

ほとんどの場合は、庁内的なものであれば共有してもいいという確認をした上で共有しておりますが、ちょっと公開に近い形にする性質のものではないなど。むしろ私たちがそれをそしゃくする中でこういう事業という形で、あるいは例えばプロポーザルの仕様書の中で、こういうことをちゃんと次年度に向かって事業者を受け取ってもらえるような仕様書にしましたということが、話せることが大事なのかなど。個々個別の話を出そうとすると、ちょっとその性質に合わないというか、非常に細かい話があるかなど。私にまで復命が上がってくるようなものもありますので、それについてもあくまで内部でのみ協議をさせていただいているのが現状でありますから、ご理解をいただければと思います。

以上であります。

委員（横山秀人君） これだけの仕様書の中で多くの事業をやられているんだなと感じました。

確認いたします。例えばどういう活動をしているかというのが毎年、実績報告書が上がってくると思うんですけども、この実績報告書の中にはいろんな記録とかがあるようでありまして、この仕様書を見ますと。その実績報告書を見る方法として、例えば議会に1週間置きますという形になるのか、それとも情報開示請求すれば、いつでも見ることが出来ますよとか、どのような方法でその実績報告書を見るのが可能かどうか、教えてくださいいただけますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 前年度の決算審査特別委員会だったでしょうか、渡邊 計委員から、そういった内容の提出を求められたときもありましたが、ボリュームがかなりあるので、実際に見に来てくださいますようお願いをした経過があるかと思います。

ということで、事業の基本的な実績については、そういったことでお見せすることは可

能かと思いますが、相談の内容、そういったものについては伏せるべきものは伏せなければならぬので、そういった部分についての開示は当然、できないと考えているところでもあります。

基本的な部分について、今はまだその途中でありますので、決算の段階ということになってくるかと思いますが、きちんとまとまって業者から報告をいただいて、そういったお見せできるような形になったまとまったものであれば、その段階では、議員の皆さんにも共有できる部分はあると考えているところでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

もちろん、私どもは無理に情報を聞きたい、見たいというわけではありません。可能な限りという形ですので、村にはほかにも数千万円規模の委託事業等ございますので、改めてその実績に関しては見せてくださいという形でお伺いしたいと思います。

続けてよろしいでしょうか。では、続けて伺います。

続きまして、未登記村有地の解消計画等について質疑いたします。

ページ数は、申し訳ございません、すぐ出てこないですね。1,600万円をかけて令和8年度は土地の分筆登記を行うという事業計画がございました。

先日の一般質問で令和4年から令和7年までの解消筆数というか、1,100筆のうち、何筆終わったかと、1,100じゃないですね、1,200ぐらい前はあったんですけども、幾ら終わったかというのがありました。

また、1筆当たりの単価もお聞きしました。1年平均約45筆、1筆単価が23万円の金額で、今、1,100筆解消に向けて頑張っていらっしゃるということが分かりました。

ただ、その計算でいきますと、事業期間として約25年、事業費として2億5,000万円ほどの金額がかかるというのが、先日の一般質問の答弁で認識したところでもあります。

何度もこの未登記村有地については実施計画をきちんと立てて、例えば20年なら20年で今年はこの筆数をやっていくとか、事業費はこれを見込むとか、先日、村長が言った債務負担行為を立てるのではないです。ただ、少なくとも計画としてきちんとやっていかないと、残るだけ残って後の職員がとても大変になるというのはもう目に見えています。今まさにその状態であると思います。

ですので、改めてお聞きしますが、きちんとした計画を3年ローリングであれば、実施計画の一つに入れてきちんと解消筆数を入れるべきだと思いますが、担当から回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 土地の登記の分でございます。資料ナンバー8の12ページですか、委託料の部分になるかと思いますが。令和8年度で1,600万円の計上ということで、土地分筆業務ということで予定しているところがございます。

令和8年度予定をしておりますのは、役場周辺、それから豊栄地区、こちらの中で筆数的には直接は26筆となるかと思いますが。

ただ、ご存じのように、1筆、それを登記するのにそれだけで調べればいいのかということではないんですよ。周囲の部分の境界もありますし、そういったところになっ

てくると、当然、100筆超えるような、そんな形で調べなければならないという形にもなりますので、確かに重要な問題でありますから計画を立てて速やかに進めるべきというのは意見としては分かりますが、村としてもそういった形で鋭意、進めてまいりたいと考えておりますので、予算化をしながら、できるところから速やかに取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

委員（横山秀人君） 一般質問の後の答弁も受けて、ほかの自治体等をいろいろ調べて、そして、飯館村に合ったその方法は何かなということを考えております。

まず、先日、住民課長から、ある程度、データの検索というか、例えば直近でここ1年で登記した方のうち、未登記があるとかという、そのデータの抽出はある程度、依頼があれば、多分業者さんに委託して出せると思うんですね。

それで、例えば今年度は、まずはどういう、分かりやすく言えば、この未登記村有地は最近登記したのか、いつ登記したのかというリスト、例えば1,100筆の全てに関していつ、これは登記したのかなと、最終登記が。じゃあ今回ここ5年うちに登記した人は今も健在だから、例えば改めて契約というよりも寄附として、ほかの自治体でもよくやっているのが寄附として役場にもらうと。現状が道路だからこれ昔、登記できなかつた。申し訳ないけれども、寄附として村にできないかという形で、そのような要綱をつくって土地問題を解消している自治体もあるということでもあります。

今年1年は、まずその実態を把握する1つのスタートということで、いつ登記した土地が残っているのかという一覧作成でも可能かなと思うのですが、実際、どうでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 多分繰り返しになるかと思えますけれども、村で未登記で残っているというのは、多分相続ができていない、あるいは共有地等であってその部分の整理がつかない、あるいは村としての境界は確定しているんですが、その周辺の、いわゆる民民同士での境界の確定が定まっていなかったためにということで村の登記も進まなかつた、そんな事例がほとんどと認識しているところです。

ですので、基本的に村から購入した先、一般のところから購入した先でそこで登記がスムーズにいつているのであれば、基本的にはその部分については終わっているのかなという認識でいるわけでもあります。

ただ、ご承知のように、そういった部分があつてなかなか登記が進まなかつたということで村が残っているわけでもありますので、現実には相手方で登記が進まなくて今回登記が進んだというところがあれば、そこで村も進めることもあるかと思えます。

ただ、一番は、そういった部分が解決しないために村の登記が進まなかつたという認識でありますので、そういった未登記物件が残っている場合は、当然、村に相談に来ます。いわゆるご家庭の中で登記する際に村の名義に、契約になっていて税務上、あるいは登記上、課題があるということを認識されているというのは、多分相手方も分かっているはずですので、その部分で一緒にそこを解決していくというのはできるかと思うんです。

現状でいきますと、それぞれ分筆登記が進まないというのはいろんなケースがありますので、様々なケースに対応しながら、相談があつた際にはそれに応えて登記を進める。

もちろん、速やかにできれば一番いいわけですがけれども、なかなか計画を上げたからそのとおりに進む、あるいは村から積極的に土地も売るんですね、それを全部調べてというわけには、なかなかいかないというのがあるということもご理解いただければと思います。

委員（横山秀人君） もちろん、これは今の職員の方々を責めているわけじゃなくて、過去から残っていたものでありますので、職員がすごく大変なところになっているということだと思います。ただ、これを放置しておく、次の職員の方が大変になるという事業であります。

実例としては、やはり知らなかったという方もいらっしゃいます。何だ、そういう土地になっていたんだと、相続は3年前に終わったけれども、相続のときにはわざわざ図面を見ないそうです。もう登記の地番だけで名義変更をぱっと終わってしまっていたと。図面を見ていなかったという話がありましたので、可能であれば、どの土地が未登記なのかというのはそれは役場でご存じでありますので、いずれかの方法で、未登記の村有地がありますという形のご報告は、課税上はすごく小さいのでなかなか見づらいので、ちょっと大きめのパンフを作ってやっていけば、このスピードは速くなっていくのかなと思いますので、これは提案という形で終わらせていただきます。ありがとうございます。

一旦終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほか質疑ございますか。

委員（佐藤八郎君） 村民のコミュニティーづくりがなかなか東電との関係でもお金に代えられない。なりわいや生活、それが1回に壊されたというスタートからなので、今度は70周年事業でいろいろ組んでいらっしゃるようですけれども、前に行事などがあったものを形を変えて工夫してやるんだという話で答弁をもらっているんですけれども、国の補助事業などをどうこの継続や再開を促すようになっていくのか、今年予算でそれを考えている予算はどういうものがあるのでしょうか。

副村長（中川喜昭君） 70周年の取組ということではありますが、今、ナンバー8の説明資料で各課でいろいろ70周年記念事業と上げておりますが、それぞれ予算を考える時点で、現在まで事業をやってきた中で70周年的な事業に取り組むというものがあれば、それぞれの担当課で予算要求する中で計上してほしいという話をしてまいりました。

その後、先ほど話しましたように、村として式典なり、あとは村民を交えたイベントなりをどう横断的にやっていくかという部分が、今後の考え方でございます。

それで、計上されている部分については村単独の事業もございまして、あとは交付金事業を活用してやるというような部分もあります。そういうことで、今後、それぞれがやるのではなくて、合わせられる事業も合わせて合併してやるという事業も今後考えていきたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） どうしても行政は、継続は結構するんだけど、再開を促すのは非常にどうなのかな。震災前の地域コミュニティーの中で重要視されたことが70周年を機に

再開することはあるのでしょうか。郷土芸能とかいろいろ含めて文化財関係の事業とか、そういうものでどこを見ればそういうのがあるのか分からないんですけども、各担当課からという話をずっとされているんですけども。

副村長（中川喜昭君） 今、おただしの部分ではありますが、70周年記念は、今年度1年の事業と考えておりますので、特別枠的な事業の実施と考えております。

委員おただしの伝統芸能とか、そういう部分については、今までそれぞれの担当課で開催しておりますし、それは経常的なもので考えていくというところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、70周年、どんなことをやるかまだ分かりませんが、お金をかけて村外の俳優とか歌手とかをいろいろ呼ぶのか、村内のそういう伝統芸能、70年を機に再開させて傳承していくのか分かりませんが、いずれにしても、コミュニティーをつくっていくには、ほかのものを見せるだけとか、面白いのを呼んで笑わせるだけの問題、単なるイベントとは違うんだと思うんです、考え方。その辺でどういう工夫なり考えをしているのか、どこの予算でそういうことになるのか。

副村長（中川喜昭君） 今、70周年の事業としては、先ほど言いましたように、記念式典、あとイベントということで、イベントについては村民の方々に、やはりお祝いをしてもらう感じで考えております。一緒に70年の節目を喜んでもらえる事業にしていきたいということで考えているところであります。

今、おただしのあったように、そういう有名な方を、著名人を呼んでの部分の計画もありますし、そこに村民の方々が集まっていた中でまたお祭りのなものでできればなということで今、考えているところであります。

予算が決まりましたら、それについては先ほど言いましたように、イベント的なものは庁内で横断的に考えるとしておりますので、それについては決まり次第、またご案内できればと思っております。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） これは各担当課で各種事業に振り分けてあるので、実行委員会体制とか、式典の関係の何か設立してやるという話ではないんでしょうね。

副村長（中川喜昭君） 実行委員会体制ということでありますが、震災前であれば、飯舘村づくり推進協議会とJA、商工会、森林組合、そこに村が参画して4つの団体でいろんな村づくりを考えてきた経過がございました。

ただ、今現在はそういう組織もございません。ただ、この70周年を機に、この機会を大切にしながら、もしもそういう組織を考える母体ができればなという部分は、今、内々では進めております。ただ、昔のような形でやれるかどうかというのも、やっぱりそれぞれの足腰の強さ弱さもありますので、その辺も十分に考えながらいい方向に進めればというような思いで今いるところでございます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今、副村長からありましたけれども、私はそこが大事だと思うんですよ。飯舘の村の歴史をずっと見たときに、JA、森林組合、商工会、村という4団体でのい

ろんな歴史の重みなり、そういう中でのにぎわいを取り戻す機会に70周年があるべきだと思っているんです。そこがどうも見えないんです。横断して各課でいろいろやるようなんだけど、何か村だけのパフォーマンスで終わるのかみたいに見えるんだけど、私の見間違いかどうか分かりませんが、いずれにしろ、そこが基本にして再開というか、これからの飯舘村づくりに70周年という大きなスタートの年になればと思うんですけれども。

村長（杉岡 誠君） 今、副村長がご答弁申し上げましたが、内々にはそういうものが必要だよという検討をちょっとさせていただいております。

今、委員がおただしのとおり、やはり70周年という先人の方々、今、村に関わりながらいろんなことをしていただいているの方々、皆さんのおかげさまでこの70周年があるんだという感謝を、1年をかけながら味わっていく、そういう年にしたいと私自身は思っておりますが、やはりそれを運用していく、何かを考えていくに当たっては、庁内だけではなくておっしゃったような団体の方々、あるいはそれ以外にもいらっしゃると思いますが、そういう方々が大きくご参画いただく中でいろんなことをやっていくのは非常にいいきっかけの年だなと思いますので、委員におただしいただきましたから、ちょっと予算として、例えば委員の報酬とかは計上できていない可能性があるのですが、それはどこかの段階で補正なりなんなりを上げさせていただくかもしれませんが、ぜひ前向きに検討させていただきたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 今度、コミュニティーづくりの日頃の、70周年じゃないよ、日頃の活動の中で社会福祉協議会の果たす役割は非常に大きいと思っていますし、いろんな他町村を見ても高齢者支援にしる、健康づくりにしる、健康福祉課と一緒にいろいろやることが多い中で、社会福祉協議会での職員の変動が、不幸があつて亡くなった方もいたりして、決まった体制の中で非常に苦勞しているのが今実態でないかと思うんです。

それに向けての事業する中で、これに対しての行政での支援・連携施策というのはどうなっていくのか。ちゃんと支援しないと、本当にがたがたになっちゃうよ。やっている職員も倒れてしまうぐらいの状況があるので、そこをどう見て、この予算の中で委託はしているから、お金出しているからというだけでこの社会福祉協議会の役割、責任が村民のためになっていくかどうか、ちょっと状態、体制も含めてどう受け止めて予算の中で来年度やろうとしているのか。

健康福祉課長（今野智和君） 社会福祉協議会関係、社会福祉協議会に限らず、委託事業の体制ということのお話でした。

委員からありましたように、この間、不慮の死等、職員の減になっている部分というのは承知しておりますし、要所要所、局長からの相談等もいただきながら人員の増に向けての部分という話はしているところとなっております。

ただ、おただしのように、予算上は、人員の増を求めたいということで確保するというのは行政で行うわけですが、実際の人の募集については、経常的に社会福祉協議会として募集をかけているというのが今の状態となっております。当然、予算要求に見合

った人員を早急に確保できるというのが望ましいわけですが、それについてその募集がそのまま、人員の確保につながっているわけではございませんので、引き続き行政としてもそういった人材的なものがあれば、社会福祉協議会でどうだろうという話もしていきますし、議員も含めてその情報がもしありましたら、ぜひ健康福祉課にもお寄せいただければありがたいと考えているところです。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 関係者、声かけたり、いろいろはしていますけれども、例えば10人いて2人が急にいなくなったら8人でやれるかという、いっぱいいっぱいやっている体制で、そのときに役場の行政職の中で何とか何か月か、見つかるまで支援とか、そういう体制は取れないのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 残念ながら、そういうことができればいいんですが、役場の中も人材、人員として十分ではない状況でありまして、午前中のご質疑の中にもありましたが、やはり退職されていく方もいらっしゃいますし、その分、入庁される方もいらっしゃるんですけども、どうしても増の方向にはなっていないと、減の方向になっている部分がありますので、これは庁内的に160億円以上の予算を計上しながらそちらに穴を空けるわけにもいかないの、なかなか社協に派遣をしてというような形は今、取っていないですし、令和8年度もそれができるという想定はしておりません。

ですが、今、健康福祉課長が申し上げましたが、人材を探すという部分について、社協の公募だけじゃなくて、村側でもいろいろといろんな方に目配せをしながら、こういう方がいるよということが分かれば紹介をしていくという形で、そんなフォローをしていきたいと考えているところでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 外回りも含めて何人かの方と話す、本当倒れてしまうよね、いっぱいいっぱい。だから、急遽に起きた場合は、補充員じゃないけれども、昔は役場から派遣して手伝うということも結構あったんですけども、今、村長が言うには、役場がいっぱいいっぱい役場自体も減と言っているから、ちょっとそこまでいかないのかと思いますけれども、何せ今、社会福祉協議会に委託している事業というのは、村民というか、特に村には老老介護している中で高齢者が多い中で絶対的な支援組織ですから、ここがきちんと稼働しないと大変なことになるなと思っています。ぜひ努力願いたい。

続きまして、原発から15年目としてのこれまでの土地利用について、条例や水源保存地区、産廃処分場の地区指定等、一部利用を明確に規制としているが、村として活用する土地なり美しい村や行ってみたい村とか、住んでみたい村ということで大分、テーマを挙げながら進めているんですけども、この予算での土地利用についての具体的なものというのは、どういう計画なり、どういう政策を打とうとしているのか、伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 過去において村の、私、4次総以降しか関わっておりませんが、4次総5次総、6次総等々、あるいは復興計画の中に土地利用計画といった場合は、行政区の意向を図面化していただいて、行政区としてはこういう使い方をしていきたい、あるい

は復興に向かってこういうやり方があるんじゃないかということは議論いただいた経過は過去にあります。

ただ、今現在においては、村内にお住まいの方が3割です。新規に移住してきた方を含めて3割、村外に7割の方がいる中で、例えば農政の地域計画という名称ですが、農地を誰が使っていくのか、誰が何をやっていくのかということをするのですら、相当の時間をかけて色合わせをしているという状況で、しかも公開しなきゃならないということで、昔はちょっと夢でもいいから色をつけようよということは、土地利用計画と村は位置づけていましたが、今はどちらかということ、都市利用計画に近いような感じというのでしょうか、もう少ししっかり明瞭になっているものを村としては土地利用という考え方をしていますので、今回7次総の中には実は土地利用計画というような言葉であったり、図面だったりはありません。その代わり、産業団地構想、これは深谷の部分と小宮の部分、両方ありますが、そういう行政として土地利用させていただきたい部分については、その都度、関係行政区に説明をした上で、全行政区に周知をするとか、そういう形で村全体をぱっと色を塗ってこうだということは今はしておらないで、その都度その都度、精査した上で、皆様にパブリックコメント含めて協議させていただきながら公表に至らせていただいているということです。

ですので、今回当初予算の中で土地利用計画を、例えば策定するという業務は入っていませんが、例えば行政区ごとの地域磨き上げ計画の中で、ある行政区についてはここをこうしていきたい、ここをこう活用していきたいというものが出てくれば、それは地域としての土地利用計画だと思いますが、村行政としての土地利用は、今事業マターといえますか、事業として予算が計上されている産業団地とか、そういう形の部分が土地利用の事業化にされたものだと思えば、ありがたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 土地を含め森林75%という飯舘村の原形からして、ある一定のそういう計画を早く持って、そこを再開なり復興させるにはどういう労働者、どういう体制、どういうものが要かというのを早く明らかにして求めていかないと、復興計画というか、復興予算も含め国のいろんな制度が変わってきたときにどうしようもなくなるという心配をしているんですけども、これから疑問をしますけれども、森林問題と牧野の話も含めて、全体の自然界を含めて見通しが何かないと、事業者を呼ぶにしろ、雇用の場をつくるにしろ、エネルギー問題もありますけれども、だから磨き上げを各地区で一生懸命やられている地区が地区としてこういう計画を持つと、それを支援するだけという話には、村としてそれでは仕事の責任を果たしていることにならないのではないかなと思うんですけども、それは計画に令和8年度、具体的にのってこない、計画つくるあれもないとなると、行き先が心配なんですけれども、どうなんでしょうね。

村長（杉岡 誠君） 委員おただしの土地利用という、あるいは土地利用計画というものが何を指してるかという部分で、ちょっと認識の錯誤があるかもしれないので、そこはちょっとご容赦いただきたいと思いますが、もし土地利用について考える場とすれば、庁内はもちろん、検討する部署もあったり、あるいは全庁的に、横断的にできますが、先ほ

ど前向きに検討させていただきますと言った村づくり推進協議会のような、そういう協議の中で大きな意見をいただくことはできるのではないかなと思いますが、今、村は復興予算を使っている関係もありまして、詳細の部分を事業化して提示させていただいているというのをさきのご答弁で申し上げておりますので、もう少しじっくりした、例えばゾーニングという言葉がありますが、ゾーニングということは、委員おただしのとおり、必要かもしれないなと私としても思っております。

あるところについてはこういう感じが望ましいのではないか、あるところについてはこうではないかというのは、今まで村としてもお示ししたことはないので、ゾーニングということは今後、ちょっと検討する課題としてはあるし、そういうものについては先ほど前向きにといった協議会なりで議論する中で、皆様の中で一定の意見をいただいた中でお示していくことはできるのではないかと思うところです。

ただ、予算としてはその部分はまだ計上されていないということで、ご理解いただきたいと思えます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 15年たって今、飯舘の自然界、75%の自然界のものは食べられないし、検査しなくちゃならない。検査してよかったとしても販売には至らない。まして、森林でのなりわいもいまだなかなかスタートにさえにも立っていない。

そういう中での平たん部、それ以外の中では、村長がもう職員時代から一生懸命やられてここまでされてきていると。土地の集積もかなり進んできていると。残された土地問題、いろいろありますけれども、だから全体としては、山はどうしていくのかも含めて、15年たっているんですから、解除されてからも9年ですから、何かその辺で見通しが何かないと、各地域から、村長言うように、3割の住民しかいない中で難しいというのはもちろん分かりますけれども、でも、行政にコミュニティーも含めて関わる人たちがもっといなくなったら、それこそどうなるんだろうなと思うんです。だから、今の中でそういうのを立ち上げるなら立ち上げて全体的なものを計画、7次総をつくるのにこれだけやったわけですから、村全体のこととして長期的にも含めて、今年70周年を迎えるに当たって、もうきちんとスタートしていいんでないかと思って心配しているんですけれども。

村長（杉岡 誠君） 山林に関しては、民有林、国有林がありますけれども、民有林に関しては、再三申し上げているかもしれませんが、ふくしま森林再生事業とか、広葉樹林の再生事業の中で、担当課としてはそちらの全体計画、あるいは年次年度別計画をつくっておりますので、それは計画としてはあります。

ただし、事業で間伐をしたり全伐をしたり、萌芽処理をして広葉樹林にしていったりという計画なので、それはほぼ民有林については全てを網羅する計画に、今後、どちらにしてもなっていくと思っております。

農地に関しては、逆に地権者、あるいは担い手の意向を踏まえた上での地域計画というのが一度つくられて、またその更新も逐次やっておりますので、農地に関してはあると。むしろないのは宅地関係かなと、あるいは農地の担い手がいない場所については計画が

全くないというのが現状だと思いますので、農地に関しては、そういう担い手がいない場所について農水省もかなり課題意識を持っていますので、山林との境目であったり、獣害の緩衝地にしていくべきでないかという議論もあるかと私は聞いておりますから、そういう国の大きな方向も確認しながら、あるいは議会、委員会の中でも皆様からご指摘いただいているように、担い手が見つからない土地をどうしていくんだという農地問題は大変大きいと思いますから、そこは引き続き作物の品目の提案も含めて、しっかり担当にも検討させたいと思います。

宅地に関しては、申し訳ないんですが、相当程度、所有者の権限が強い部分がありますので、村として勝手にそこを色塗りするということは考えておりませんが、できれば移住する、あるいは自分のお子さん、お孫さんのために使っていけるように、少なくとも荒れないようにしていくとか、そういう方策は今後、非常に必要だと思っておりますので、そこは予算の中ではまだ上げておりませんが、大きな課題として委員と同じように認識しておるということでご理解いただきたいと思います。

以上であります。

◎散会の宣告

委員長（佐藤健太君） 委員にお諮りします。ほかに質疑のある委員はございますか。

質疑がある委員がいらっしゃいますので、明日も委員会を継続いたします。

本日の委員会はこれで終了します。なお、明日10日も午前10時からこの場にて委員会を再開します。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後4時32分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月9日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太

令和8年3月10日

令和8年度飯舘村予算審査特別委員会記録（第3号）

令和8年3月10日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（9名）

委員長	佐藤健太君		
副委員長	花井茂君		
委員	佐藤八郎君	菅野新一君	渡邊計君
	高橋孝雄君	飯畑秀夫君	横山秀人君
	佐藤勝見君		

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	中川喜昭
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長兼 会計管理者	荒真一郎	健康福祉課長	今野智和
産業振興課長	松下貴雄	建設課長	高橋栄二
教育長	高橋澄子	教育課長	三瓶真
生涯学習課長	山田敬行	農業委員会 事務局長	松下貴雄
選挙管理委員会 書記長	村山宏行		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	志賀春美	書記	糯田文也
書記	大橋未来		

飯舘村予算審査特別委員会記録

◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤健太君） おはようございます。

本日の出席委員は9名であります。定足数を満たしています。

これより予算審査特別委員会を再開します。

（午前10時00分）

委員長（佐藤健太君） 昨日9日に引き続き、総括質疑を行います。

なお、質疑の際は、要点を簡潔明瞭に発言してください。

また、重複した質問を極力されないようご配慮願います。

これより質疑を許します。

委員（花井 茂君） おはようございます。

令和8年度当初予算について、総括的な観点から何点か質問をさせていただきます。

少しじっくりとした聞き方になるかもしれませんが、概要で結構ですので、答弁のほどよろしくお願いたします。

まず初めに、本年度予算編成の基本方針について伺いたいと思います。

本村では、人口減少や高齢化、産業振興、農業、商工業を含め数多くの課題を抱えているわけなんですけれども、このような状況の中で本年度予算をどういった姿勢で、考え方の下で編成されたのかお伺いたします。

総務課長（村山宏行君） 今回の予算に当たっての方針はということでございます。

令和8年度当初予算の作成に当たりましては、まず各課の事業ヒアリングというのも実施しております。当然、これ重複になりますけれども、令和8年度は第3期の復興・創生期、それから村の第7次総合振興計画のスタートの年というところがありますので、いわゆる予算的などところ、しっかり復興を進める、それから7次総に掲げた事業をレールに乗せる、そういった観点から予算の編成に取り組んだところでございます。

具体的には、7次総に掲げました「美しく 清らかな村 いいたて」この実現のために3つの共通重点事項「人口増加策」それから「ゼロカーボン」そして「DX（デジタル変革）」ということでこの共通事項を掲げ、なおかつ7次総に掲げております4つの基本施策です。1つ目がなりわい「豊かな産業と新たな交流が生まれる村」、2つ目が健康「一人ひとりが輝き支え合う村」、3つ目が教育「学びと文化で未来を拓く村」、4つ目が生活「ともにつくる安心で安らぎが続く村」ということで、この基本施策の実現のために各課の事業のヒアリング、観点となる事業、それから村長からのいわゆるポイント、思いというものをしっかり各課で掌握いただいて、その上で事業化ということを進めていただいたというところでございます。

以上でございます。

委員（花井 茂君） 村民生活の安定を柱とした、構成されたことは十分理解いたしましたので、今後の施策推進に期待いたします。

次に、人口減少と移住定住施策についてお伺いたします。

村の持続的な発展を支えるためには、どうしても子育て世代、若い世代の移住定住促進が重要なのかなと考えています。そこで本年度予算では移住定住、特に子育て世代についての支援について、どのような施策を講じようとしているのかお伺いたします。

村長（杉岡 誠君） 一般発行されました広報いたての3月号に、子育て支援という形で載っていたかなと思いますが、ちょっと事業的にページまでちょっと私分からないので申し上げますが、一般質問の中でもご答弁申し上げました健康福祉課で所掌している部分でいうと、赤ちゃん誕生祝金というものであったり、あるいは子育て応援支援金ということで、赤ちゃん誕生に対する応援については国の事業プラス村単独事業で30万円を差し上げているかなと思います。国の事業プラスアルファです。

子育て応援支援金という、小中高を上げる前年ですか、3月になってから支給させていただきますが、その部分についてもそれぞれ全世帯、村内に通っているお子さんだけじゃなく、村外の学校に通っているお子さんも含めて対象にさせていただいています。

それ以外に子育て世帯というよりも、今度は村にそういう方が働きたいとなったときに、それまで借りていた奨学金については、村の奨学金であれば、村の中で働くのであれば返済免除。あるいは村外で育った方が村に新しく転入してきて働きたいというときに、過去に借りていたそういう奨学金に関しても、村のほうで1回返済をさせていただきますが、年度ごとに償還払いという形で補助をするような、そういう制度もつくらせていただいております。

それ以外にも健康福祉分野でいくと、私よりも課長が詳しいんですけども、実際お子さんを産む、妊娠期間中のいろんなヒアリングをしたり、指導をしたり、あるいは子育てに入る産休中ですか、そういうことから、あるいは子供が育っていく段階においてのいろんな保健指導も含めていろんな形で手厚くさせていただいているかなと思いますので、相当幅広くやっていると思います。必ずしも移住定住の方だけに限定した形ではありませんので、広くその辺はさせていただいていると思っております。

以上であります。

健康福祉課長（今野智和君） 大枠としては村長述べさせていただいたとおりとなっております。

資料としましてですが、資料ナンバー8、ページ35ページの上段です。

村長のほうで申し上げた子供の出産に対しての30万円ということについては、村単独事業として20万円という祝い金。あとは、これは国の財源とはなりますが妊婦認定時、これは手帳交付時に5万円。あとは8か月の訪問時に5万円ということで、合わせて30万円のお祝い金を支給しているところとなっております。

また、同じ資料のページ44ページの一番下になりますが、子育て応援支援金ということで、こちら村独自の事業となりますが、小学校、中学校入学時に10万円。高校入学時に20万円ということで支援金の交付を村独自で行っているというようなところになっていきます。

村長からもお話ありましたとおり、これは移住に限ったこと、移住者に限ったことではありませんが、村に住むお子さんの支援という事業で村単独事業を多く含めながら支援に当たっているところとなっております。

また、同じ資料のページ33ページ、上から2番目に乳幼児健診等があります。法定で定められている1歳6か月、3歳児健診のほか、この間個別説明でも申し上げたとおり、各月を村独自で追加しながら、なるべくその育ちに合わせた相談を丁寧に受け取りながら支援に当たっているというところになっております。

以上となります。

委員（花井 茂君） それでは、移住定住についてもお伺いしておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村長、それから健康福祉課長が答弁申しましたように、移住に特化したという部分ということではございますので、移住に特化したものは子育てに関してはというのはございませんが、移住定住者に対して住まいの確保なり、そういった部分でしっかり丁寧に補助金等で対応してまいりたいという部分と、あとは就学関係、そういった場合については教育課にしっかりとつないで、村の学校教育の在り方についても移住定住者に対してはその辺を情報をしっかりと提供しているところでありませぬ。

以上です。

委員（花井 茂君） 村の将来を考えたときには、やっぱりこの子供たちの存在というのは大きな1つの重要な要点になってくるのかなと考えていまして、移住定住を促進するに当たっても、ある程度ターゲットを絞った若い世代の、子育て世代にターゲットを絞った移住定住施策も必要なのかなと思います。

そこで子育て支援も充実させながら、本村においては、希望の里学園等については、給食等無料措置を行っているわけなんですけれども、現在全国的にそういった給食無料の施策が定着しつつあるので、本村のアドバンテージがなかなか少なくなってしまうのかなと思いますので、今後ともそういった移住定住、若い世代をターゲットにした予算についての執行をしっかりと行っていただきたいなと思います。

次に、本村の基幹産業である農業振興について伺います。

担い手不足や農地の維持管理など課題がある中で、今年度予算では農業振興や担い手の確保についてどのような施策を講じているのかお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほどの担い手確保の部分でということですが、資料ナンバー8の46ページのところの下のほうなんですけど、就農準備資金・経営開始資金ということで新たに農業を開始する方についての支援金ということで、補助金で300万円ほどの予算計上となっております。

以上です。

委員（花井 茂君） 農業振興については、農地集積が一定の成果が見えてきたのかなと思っています。まずそこで農地集積が着実に進んでいる中で、それを今度活用していくためには、やはり担い手というのが重要になるかなと思いますので、今後この予算の中で担い手をしっかりと確保できるような事業の推進をよろしくお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 担い手確保については非常に重大な部分だと思いますので、今担当課長がご説明申し上げた就農準備金というものもありますが、実施計画をちょっとご覧いただきますと、実施計画の6ページ、7ページに全部で24の事業を計上させていただいてお

ります。これが実は一つ一つ別々の事業に見えながらも、全て関連をしているわけでありまして、例えばその農地を、あるいはハウスでもいいんですが、それを新たに得たいといったときに健全に確保されている農地がなければ、維持管理されているところがないければ、あるいは水の手がなければ使えないわけですので、そういったことを実は集落の方々は今維持をしていただいていますし、そういった農地の中で今度は土地の貸し借り関係、農業委員会のメインの仕事になりますが中間管理事業等を使って貸し借りができる、そういうコーディネートを村は積極的にやっております。

それから、機械導入となると自己資金で非常に難しいとは思いますが、まず研修が必要だろうということだと、その研修施設きらりを使って泊まりながらできますし、南相馬のみらい農業学校に派遣をしてそちらで研修もできます。いざ就農しようとする収入がまず安定しないので就農準備金を使ったり、あるいは機械導入については県単事業とか、国の事業も一部使えるということは含めてあります。あるいは獣害対策は自分独りではできませんから、村の鳥獣被害対策実施隊がきちっと、二十数名以上の方々がそういう対策を取っている。あるいは相談先として農政がきちっとあってということもありますし、生産物そのものを販売するに当たって、いきなりじゃあ売れるかという難しい部分がありますので、市場を紹介する、農協さんを紹介する、道の駅を紹介する、あるいはそこでPRをするための魅力向上・発信事業等もやったり、村外を含めてPRをする。あるいは加工販売、6次化ということであれば商工分野になりますけれども、そういったものについてもスタートダッシュとかいろんな事業を使って、いろんなことができますよということで、通常のところでは農業をやって新規就農者が商売を軌道に乗せるまでには相当時間がかかると思いますが、そうではない形、親元から本当は受けてそのまま業として継続するという流れでない方であっても新規就農ができる体制を整えるということで、少なくとも令和8年度だけでも24事業を整えておりますので、ぜひ有効に活用いただきたいと思っておりますし、村としてもPRをしっかりしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員（花井 茂君） 農業振興には今年の本予算、当初予算についてもかなりの大きな予算が割かれていると思っておりますので、そういった農業振興について着実な事業の推進を期待しています。

次に、財政運営について伺います。

限られた財源の中で持続可能な財政運営が求められてくるのかなと思っておりますけれども、本年度予算における財政の見通しと基金の活用、また、投資を含めた財政運営についてお伺いいたします。

総務課長（村山宏行君） 財政運営についてのご質問ということでございますが、村はこれまでいわゆる国の復興予算、そういったことを活用しながら、なるべく後年度負担にならないように有意義な形での財源確保に努めてきたというところでございます。

一応、今年度も総額では160億1,500万円という数字になってございます。このうち自主財源、資料ナンバーで言いますと資料ナンバー7の4ページというところになりますが、

この中ではうち自主財源が47億3,100万円という数字なんです、このうち国庫から出されている繰入金があります。環境整備交付金基金の繰入れ、もともとはこれは国からの交付金でございますので、これを引くと19億円ほどになります。つまりこれは村全体の予算、160億円の予算のうちの12%、こちらが自主財源ということになります。つまり残りの88%は国から、あるいは県からの依存財源という形であります。それだけ村のいわゆる自主財源をなるべく使わない形での事業が今成り立っているというのが現状でございます。

また村としてもこういった、まず自主財源を確保、それから交付金の有効的な活用、そしてこれまでもですけれども今回、今議会に上程しておりますが、過疎計画です。いわゆる過疎債を活用した、いわゆる後年度の負担が少ない、そういった財源確保に注力をしながら今取り組んできているというところで、財調等もかなり増えてきたというところではございます。

ただ、当然これにはいずれ復興・創生期間が終わりを迎えますから、当然それに向けた予算の確保、それから持続性、そういったことを考えていかなければならないと考えておりますので、そこまでしっかりと予算の組立て、将来的な財源不足、そういったところも考慮しながら組み立てているというところではございます。

ご質問の中で投資的な部分ということがございましたが、まだちょっと投資という部分までは至ってはおりません。ただ、先日一般質問の中でありましたそういった意見等も参考にしながら、将来的な予測、そういったことをしっかり立てて村の健全財政維持に努めたいと考えております。

以上です。

委員（花井 茂君） 今復興予算が、結構な莫大な復興予算が来ているわけなんですけれども、持続可能な財政運営について今後もしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

また、投資の話なんですけれども、今回の当初予算の中にスポーツ施設の学校のグラウンドの防護ネット、フェールボールの防護ネット、ああいったものというのは一つの投資に当たるのかなと思っております、そういった先行投資をこの予算の中に今後はどんどん取り入れていって、ちょっと挑戦するようなものも含めた予算を組んでいってもいいのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

村長（杉岡 誠君） まさしく投資といった場合に、何ていうんですか、経済的な投資という言葉以外にもおっしゃるように村の将来への布石と、それと同時に村民の今を支えるという部分を、しっかり私2つの方針を職員にも伝えながらやっておりますが、村の将来への布石というのはある意味投資なんだろうと思います。しっかりと財源を確保したり、あるいはその投資効果というものを見込みながら、あるいは投資というのはお金の回収だけではなくて成果として、例えば人口増加策につながっていく投資なのか、あるいはDXやゼロカーボンを達成し得るようなものなのかということもしっかり見ながら、広く皆様にご理解いただきながら予算の執行に努めていきたいと考えております。

あともう一つは、ちょっと要望の話を少しだけ触れておきたいと思いますが、資料ナンバー7の8ページです。ちょっと見ていただきたいと思いますが、この中に性質別の予

算の分配があります。私たちは義務的経費と呼ばれるものと、投資的経費というものと、その他の経費と分けておりますので、ここでいうところの投資的経費の中には、普通建設の事業費等も入っておりますので、今回160億円余りの予算の中の投資的経費は58億3,000万円ですので非常に大きい投資的経費。これは国のほうの財政的な考えからすると投資的経費なんだと言われておりますので、村としては実は大きな投資はしております。が、単なるお金を使っているのではなくて、しっかりその先の成果というものを国とも議論しながら、あるいは村の内部でも議論をしながら予算立てをさせていただいて、議会の皆様に予算を上程させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

委員（花井 茂君） そうですね、投資というのは自治体は企業ではないので、そういったお金の投資ではなくて、例えば職員を研修に出せば、それは職員の、人への投資、そういった意味での投資なんだろうと思いますので、自治体のあるべき投資というものをしっかりと検証しながら進めてチャレンジしていただきたいなと思います。

最後に、本予算案を通じた将来像についてお伺いいたします。

本年度の各施策を通して村の将来をどのような姿に導いていこうとしているのか。村長の意見をお伺いします。

村長（杉岡 誠君） まさしく村を私が導くというよりも、今回7次総の中で「美わしく 清らかな村 いいたて」これが10年間で新たに築き上げるというよりも、今までそういうことを大事にしてきた部分を現風景として大事にしつつも、「美わしく 清らかな」という言葉の中にいろんな意味を込めながら、思いを込めながら10年間育て上げていこうという。あるいは、今いる私たちだけではなくて、まだ見ぬ子や孫たちのためにもしっかりと取り組んでいこうということがこのコンセプトの中にありますので、ぜひこれを一つ一つ施策という形で、事業という形でご提案を申し上げますけれども、大きな目標として、私たちの心の中に強く持っている「美わしく 清らかな村 いいたて」というスローガンに込められたものを皆様と共に築き上げていきたいと考えております。

以上になります。

委員（花井 茂君） ありがとうございます。

村民が将来に夢の持てるような村づくりのために、この大きな本予算が着実に遂行されることを求めまして、私の総括質疑を終わります。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（佐藤勝見君） おはようございます。

資料のナンバーの8です。ページ32ページ、4款1項2目の予防費なんですけれども、明日で震災15年目という形になります。震災後、60歳代の方が死亡するという、何かちょっと精神的にも負担が多いのかと思われそうですが、健診についての現状をちょっと伺いたいと思います。よろしく願いします。

健康福祉課長（今野智和君） 健診の部分ということでのご質問です。

今現在、資料ナンバー8の32ページ、上から2番目に総合健診事業と予算上書かれてい

るわけですが、その中でまずは健診自体は受けていただく方を少しでも増やしていきたいというところは基本的なところ。大本、受けていただける方をなるべく増やして、自分の体の状態を年に1回は必ずチェックしていただくというのが大事なのだろうと考えております。

その上で何か病気等のおそれが発見された場合は早期受診、早期治療につなげていただければと考えております。その上で検診の受診、受検の勧奨を引き続き丁寧に行っていきたいと考えています。

以上です。

委員（佐藤勝見君） ありがとうございます。

その中で、肺がんと大腸がんという形で受診率あるかと思うんですけれども、がんがやっぱり多くなっているのかと思うので、その2つに絞っているのかと思うんですけれども、受診率、令和6年ですか、令和7年も含めた形でもしお答えいただければお願いしたいと思います。

健康福祉課長（今野智和君） 手元に資料がございませんので、時間をいただければと思います。

なお、全国的な死亡率です。死亡の要因は何だったのかという死亡率を申し上げますと、一番多いのが、おただしのがんになります。2つ目に多いのが心疾患、3つ目が老衰、4つ目に脳血管疾患で、3番目と4番目というのがこれは県によってちょっと違ったりもしますが、大きくこの4つが主要な死亡の原因となっています。

こちらは全国的に見ても、県においても違いがあるかという違いがございません。なお県内においても自治体59市町村あるわけですが、その中でも先ほど申し上げた3番目と4番、老衰と脳血管疾患の順位の違いがありますが、この傾向に大きな差異はないところです。

先ほどのこまごま数字については、ちょっとお時間いただければと思います。

以上です。

委員（佐藤勝見君） ありがとうございます。

あわせて、肺がんと大腸がんですか。がんの疑いがあれば精密検査という形になると思うんですけれども、そちらも数字が分かれば、何人が精密検査に行ったとかという形、分かればお願いしたいと思います。

村の目標でも令和8年は30人、令和9年は40人、令和10年は45人という形で、大腸がん結構多いかと思っておりますので、数字をよろしくお聞きしたいと思います。

あと、資料ナンバー8のページ46ページ、6款1項3目の報償費です。農産物品質向上のための技術指導という形であると思うんですけれども、今年は多分綿花という形で試験栽培を行ったと思うんですけれども、そちらのほう何か所でやって、生産量がどのぐらいあったかちょっとお聞きしたいと思います。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほど46ページの部分で、まていな農業推進事業の部分での綿花栽培の件でございますが、令和7年度におきましては、村内3か所、比曽地区と上飯樋、あと佐須地区の3か所で、まずは試験栽培ということで、初めての栽培ということ

もありまして、飯館できちんと育つのかという部分も含めての一応試験栽培という形でやらせていただきました。

どのぐらい収量があったのかという部分でございますが、ちょっといろいろ各地区で取組方も、各個人にお任せしていた部分もありまして、場所によってばらつきは結構あったんですが、全体の収量としましては1キロから2キロあたりぐらいの収量という形になってございます。

以上です。

委員（佐藤勝見君） ありがとうございます。

上飯樋、比曾、佐須、3か所ということでございますけれども、地質とか、何ていうのかな、土地に合ったような形なのかとか、そういうのは調べておりますかどうか伺いたいと思います。

産業振興課長（松下貴雄君） 村内3か所での試験栽培ということでやったわけでございますが、1か所の圃場につきましては普通の圃場、畑で栽培した部分と、あとプランターでの栽培をしたという部分の2パターンでの試験栽培的なものを実施していただいて、それほど大きな開きがないような形での収量という形になってございます。

以上です。

委員（佐藤勝見君） 普通の土地とプランターという形で、試験的な栽培なので1キロ、2キロという形。これからだと思うんですけども、もうちょっといろんな方法というか、試験栽培というか、本当に飯館の特産となるような形でできるものをまたやっていただければありがたいなと思っています。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（横山秀人君） 私は資料請求をしていた件について質問いたします。

資料請求をしておりました資料の12ページ、野球場の防球ネットの設置についてであります。関連資料としましては、資料8の84ページ、こちらについては防球ネットと、あとはピッチングマシンの記載があるところになります。そして実施計画書の18ページ、こちらは今回の野球場の防球ネット等を設置することによって、どれだけの利用者が増えるかという指標がございまして。こちら3つの指標等を用いて、資料等を用いて質問いたします。

まず最初に、実施計画において、この野球場の修繕計画等が載っております。野球場の防球ネット、あとスコアボードということで、目標としては3年後の令和10年に、今より400人利用者を増やしたいという指標で載っております。

まず、野球場のこの改修計画について、防球ネットと今回出ていますが、将来スコアボードもあるということであれば、おおよその年次計画とそしておおよその事業費をご説明をお願いします。

生涯学習課長（山田敬行君） 防球ネット設置を含む関係質問であります。

年次計画といいますか、実施計画の19ページにあるとおり、一番下のところです。利用者数を増やしていくという、野球場ですね、記載しております。具体的な事業費といい

ますと、追加資料12ページの(2)です。概算、これあくまで概算であります。1億3,200万円、これが防球ネットに係る概算の分、税込みであります。こちらにつきましても、まだ設計をしていないということでもありますので、この概算事業費は支柱の高さが19メートル、支柱が15本の場合ということでありまして、この本数等は詳細設計で動きますが、今のところの概算事業費であります。あわせまして、スコアボードにつきましては資料ありませんが、こちら電光掲示板ということでもありますけれども、1億円というの見込んでおります。ただこれも、最低限の選手名がない、いわゆる結果を表すインニングのそういったものの基本的な試合経過が分かる部分のスコアボードを検討しておりますが、1億円という中身になっております。

以上です。

委員(横山秀人君) こちら約2億円、もろもろ入れると2億5,000万円、設計も入りますのでね。2億5,000万円程度の投資になるのかなと思います。この財源について、どのような財源を利用するのかご説明をお願いします。

生涯学習課長(山田敬行君) 財源につきましては、同じく追加資料の(3)の財源内訳ということでもあります。これも見込みであります。今年度につきましては実施設計と地質調査業務、基金を充当するというふうに考えております。防球ネットのこの設置工事、今のところ令和9年度予定しておりますが、スポーツ振興くじ助成金、これ上限2,000万円あります。それから、こちらにほかと書いてありますが、3月議会の議案にも上がっておりますが、過疎計画の中でのスポーツ施設の改修というのも今、上げておまして、該当になれば過疎計画の充当も考えております。そのほか、こういったスポーツ施設の改修に当たる補助金等があれば申請していきたいと考えております。

以上です。

委員(横山秀人君) 3月補正において、スポーツ振興基金に一般財源を約4.8億円、この様々なスポーツ施設改修に利用したいということで3月補正にのっております。こちらの財源を使って展開していくんだらうなというのを説明から感じております。

基金に積み立てるときはこれは一般財源であります。一般財源を用いて様々な補助事業を利用しながらも2億5,000万円の事業を計画するということでもあります。先ほど総務課長から、実は村の自主財源は12%なんだという大変厳しいところで運営しているんだと。その中に、この億を超える野球場の投資がどれだけ効果があるのかという、この検証なり計画はまだ見えておりません。教育委員会の議事録を読んでも十分にこの施設整備に対して議論が行われていないと感じておりますが、少なくともやはり億単位のお金を野球場にかけるのであれば、きちんと予算執行前に行政と教育委員会と、そして議会がある程度方針を立てた上で、そして予算執行を行っていくべきなのかなと思っております。

1つずつ確認していきます。

まず、教育委員会ではどの程度の議論がここで進んでいるのか、ご説明をお願いします。

生涯学習課長(山田敬行君) 今回の事業につきましては、1月の定例教育委員会で、令和8年度の予算ということで議案として説明しております。今のところその防球ネットも事業費はある程度、まだ設計はこれからであります。令和8年度は実施設計、地質調査

業務を行うということで説明しております。

以上です。

委員（横山秀人君） 議会が初めて聞いたのは、この前の3月補正の説明の中です。そこで初めて聞かせていただきました。そして詳しい資料がないので、中身が分からないので資料提出いただきたいという形で、今回このような形になったわけです。

やはりほかの事業から見ても、ある程度きちんと事前に事業計画等があつて、そして今回こういう形で上げたいという流れであれば、すごく経過からして妥当だと。別に今日もあそこ見てきましたけれども、あそこで硬球やれば必ず外に出るだろうなという危険は感じます。だから防球ネット自体はやはり必要だと思いますけれども、その財源検討もまだ見通しもついていないし、庁内、議会も通しての議論も進んでいないということでもあります。

可能性として、例えば予算が通れば4月1日からすぐ執行できる状態になります。ではなくて、この案件に関しましては、例えば役場と議会できちんと事業計画や今後の方針や年間スケジュール等も含めて、また費用効果も含めて協議、検討した上で、その後にきちんと事業に入るということであれば、その中で十分議論できるかなと思います。現時点でのこれだけの情報で、なかなか2億円を超えての投資をここ1週間で判断しろというのは到底無理な話だと私は思っております。

確認します。今回この資料だけで事業が説明されていますが、予算が通った暁には、一度議会と協議をした上で、きちんと方針を決めた上でやっていくという流れで事務を進めることが可能かどうか、また、やっていただけるかどうか質問いたします。

村長（杉岡 誠君） ちょっと整理をさせていただきますが、今回当初予算で上げさせていただいているのは野球場の施設改修工事施設計業務と地質調査業務ということで、567万2,000円と824万7,000円ですから1,300万円余りが調査費として上げさせていただいておりますので、当初予算の中に防球ネットを設営するその工事費は計上しておりません。その代わりに、3月補正予算の中でスポーツ振興基金に5億円を積み立てたいということでその予算は計上しておりますが、基金に積み立てるイコール執行するというものではありませんので、基金というのは、あくまでその形でお金は上げるけれどもそこから取り崩して一般会計に繰り入れるときには、歳入と歳出両方計上して、それは議会のそのときそのときの議決案件でありますので、予算案件になりますから、そのときにまたご審議いただく内容だろうと思うところです。

何ていうんでしょうか、その2億円がもう使われるんだというようなミスリードはしないでいただきたいと思いますが、今事業計画というお話をされましたけれども、事業者さんから業者さんのほうに概算で見積りをもらった範囲では1億3,200万円ほど防球ネットがかかるであろうという話ですが、実際それが本当に妥当なのかどうか、あるいは地質調査の中でもっと予算が削れる、あるいはもう少しかかるかもしれないということは調査をしなければ分からないものですから、まず調査費を当初予算に上げさせていただいている。それらを含めて、先ほど生涯学習課長が申し上げたとおり、また教育会議等で議論をしたり、庁内的に議論をしたりということが必要なんでありまして、何かを

やろうとしたときに全くの調査もなく、計画を誰かと議論したらそれが計画なんだというふうにはなっておりませんので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

それから予算が通った後に、議員の皆様とその議論を、協議をというお話ありましたが、ちょっと協議という仕組みは行政と議会の中では持っていないというふうに思いますので、私たちは議会のこの公の場において、村民の方々が議事録であったり、テレビであったり、ユーチューブ中継であったり、そういうもので見れる場で議論をすることが非常に大事、説明責任として大事なんであって、その後に密室会議かもしれませんが、その協議というようなことで何かを手を握っていくというのは、これは健全な行政運営ではありませんので、あくまでもこの議会の場で、オープンな場で議論をさせていただきたいと考えているところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 村が、例えば億単位という大きな大規模事業を行う際には、今回、村民の森あいの沢事業のように、きちんと何年にはこれをやって、そして実際こういう4年で総額6億円の事業をやるんだと。そしてそのうち2億円については一般財源をするんだよという投資的に関しては、きちんと最後まである程度の概要を説明して、その上で今回調査に入りますよという流れであれば分かります。今の村長のお話ですと、まずは一応そういう計画はあるけれども、まず調査させてくれだ。いや、それではその調査が通った後どれぐらいの事業規模で、そしていつやって、どれだけの成果が、今成果指標で出ているのは400人のプラスです。ここにどれだけのお金を投資するんだと。きちんと議会だけじゃなく、この投資に関しては村民からの意見もきちんと聞いた上で進めていかないと、なぜならば、これからの村づくりに対してああいう施設は必要ですけども、実際利用される方は村外の方が多いです。硬球です。ですので、村外の方が利用する施設に村の大事なお金を投資するのであれば、きちんと議会と区長会なり、村民なりのお話を聞いた上でスタートしましょうよという前の事前段階をきちんとやっていかないと、この調査設計だって一般財源からです。一般財源で1,300万円かけて大きなお金です。調査して駄目になるかもしれないし、けれどその1,300万円かけないと調査できないというのであれば、それもきちっと納得した上で進めていかないと駄目でしょうというのが私の思いであります。ですので、これをやめろとかという形じゃないです。きちんとその事前の相談なり、情報公開なりをきちっとした上で、村民理解の下、これに入っていきますよというところでもあります。

ですので、村長おっしゃるとおり議案ですので、この場できちんとすべきであります、ただ通ってしまった後、あとは全部お任せという形じゃなくて、その後も一緒にいろいろ検討しながらやっていきましょうねというのが、この案件の先ほどの協議という言葉であります。誰も密室でどうのこうのではないです。

ですので、私としては再度質問をしますけれども、やはりまだ議員、議会そして村民のこれに対する認識、また理解度が少ない中で、ここにすぐスタートするというのは時期尚早と思っておりますので、まずこちらについて今後村民理解をどのようにして得ていくのか、ご説明をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 村民理解という部分は非常に大事な部分だと思いますが、私たちは行政権として、まず議員の皆様にごこういう予算という形で上程をさせていただいて、その中の議論を踏まえた上で村民理解をいただくというのが一般的なやり方であります。

それ以外に国の事業の財源確保ができていたり、あるいは民間の主体となるような事業の場合には予算案件がない場合もありますから、その場合については今までやってきたようにパブリックコメントという形で村民の方に事前に計画をお示ししたり、あるいは協定を結ぶ中でそういう方向性を民間の事業者が持っている中で、村としてもこういう方向性を持っていますよという、そこについての意見をいただくということはやってきましたが、今回のようにしっかりとその予算としてまず調査費を上げさせていただくものについて、事前にとおっしゃいますが、事前にその密室でないにしても、事前会議があるという仕組みには行政も議会もなっていないと私は認識をしております。公の場でしっかりとこの議論をさせていただくことが大事ですし、例えば、今回当初予算が議決をいただいたとしても、それがお任せだというその表現はちょっと違うんじゃないかと。私たちは行政の執行に当たっても、しかるべき入札制度も持っていますし、モラルも持っていますし、その後の監査もいただきますし、私たちはいろんなものに関して説明責任を持っていますから、何か予算が通ったら全て私たちが自由自在にお金を使っているかのごとくの話はちょっと事実誤認ではないかと思えます。私たちはしかるべき予算の執行に関して、相当の責任を持って職員はやっておりますので、私自身も決裁というものについて相当の責任を持ってやっておりますから、お任せのための予算を通してくださいということは私としては議会に今まで上程したことはございませんということは、あらかじめ申し上げておきたいと思えます。

それから、事前での協議というのは、教育委員会は教育の委員の方々の会議がありますから、その中で議論をいたしますが、1点その論点として今大事な部分をいただきましたが、村外の方々が多く使う施設なんだから村民の大事な税を活用するに当たって十分な議論が必要じゃないかというのは、まさしくそのとおりだと思いますが、私たちにとって村外の方、今は村外の方といっても、将来の定住人口になり得る、定住人口を呼び込むことにある意味、自分たちのスポーツということを通してPRしてくださる方というふうに、私たちはいろいろなその村内外という分け方だけでなく、いろいろな方のご尽力、ご助力をいただいて私たちの村のよさ、すばらしさというものをPRをしたり、投資ということの言葉が正しいかどうかは分かりませんが、人口増加策につながっていくようなことを様々な形でやっていかなければならない。その中でスポーツ振興は非常に大きな部分だと。今回オリンピックを見ていただいてもよくお分かりだと思いますが、やはり一生懸命そこに取り組む方々の姿というものが感動を呼び、そういうことにしっかり力を入れている村なんだな、そういう事業者さんやいろんなスポーツマンと連携している村なんだな、じゃあここに、村に住んでみよう、この学園に子供を通わせてみたい、ここに定住したい、そういう気持ちをつくる上でも非常に大事なものだなという考えの中で、今回スポーツ振興基金に、今回当初予算ではありませんが3月補正予算で5億円の基金をまずは上げさせていただいて、取り崩すときはまた個別個別に議会の中で予

算を計上して審議をいただきますよと。

当初予算については、まず調査費を上げさせていただいて、事業費をきっちり積み上げる中で、先ほど生涯学習課長が言ったように、スポーツ関連の宝くじの助成金だけじゃなく、過疎債という非常に有利な債権がありますから、この過疎債の部分をちゃんと県の協議をして、頂けるかどうかという部分を議論する中で、そして財源を含めて大体整った段階で、今回、あいの沢の件を比較に出していただいておりますが、あいの沢の件のような話が出てくるんだろうとっております。あいの沢の件も、あれが全く財源がなく、ただ投資を、支出をする部分の歳出予算だけ出てたならば、それは計画とは言えないんじゃないかと思っておりますので、まず財源の確保も同時並行でやりながら、どれほどの事業費が必要かという調査はさせていただきたいというのが当初予算の概要であります。

以上になります。

委員（横山秀人君） 私の発言で、そのような村長の捉え方があったということで、そちらに関しては私の発言が悪かったとっております。まずこちらについては、謝罪いたします。

その上で、いつも議会運営する中で重要な案件は全員協議会というところで、役場からこういう事業をやりたいんだけどという形で議案が上がる前、例えば前の議会とか、次の議会に向けてこれだけ大規模な事業を行いたいなどというお話があって、そうかそうかという形のお話をした上で、そして予算が上がってきたりという流れであります。今回この野球場の改修に関しては、残念なことに提案があった時点で初めて聞く内容であり、そして追加資料を出してくださいと言わないと書類が手元に来なかったという現状であります。村の思いはすごく分かります。ただ、今回この流れに関して手順が今までと違って、十分に議論する時間がないなど。けれど、協議や委員会を議決しなくちゃいけないと。であるならば、前やっていた協議の内容を4月入ってからでもやりませんかというのが、先ほどのお話でございます。

ですので、村長おっしゃるとおり一度出された議案でありますので、ここできちんとやるべきであります。ただ、ここの件に関しては時間が少なかったというのが実感でございましたので、先ほどのお話でした。

多分こちらに関しては、それぞれのお互いの話が平行線になるのかなと思っておりますので、ここで閉じさせていただきますが、もっと議論したいというのが思いであります。

それでもう1点。野球場のバッティングマシンとか、これについていろんな自治体のところを調べてみますと安全管理は村ですするという、例えば今回のようなフェンスとか、球場のグラウンドは村です。ただ、特定の方々が使うものに関しては、例えば、その企業さんが村に寄附する。もしくは、企業と村で折半するとか、いろんな方法があるとお聞きしています。今回は一般財源でこの305万9,000円のバッティングマシンを購入するというわけではありますが、例えば、通常のネーミングライツ、いいたて〇〇球場とするのでそのお金をバッティングマシンに充てるとか、あとは昨日村づくり推進課からありましたとおり、ふるさと納税でバッティングマシンを、実は女子硬式野球のため、高校球児のためぜひ設置したいんだと、じゃあふるさと納税できちんとPRして寄附を

しましょうと。そうするとそのバッティングマシンに何か気持ちが入っていくのかなという気持ちがあるんですね。ですので、このバッティングマシンに関しては、もう少しこの財源なり、この物語なりをきちんと整理した上で実施していただけたらいいなと思いますが、ご意見いかがでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君）　今回バッティングマシンとバッティングゲージということで予算を計上しております。今のところ村で直接購入するという組立てになっておりますが、寄附を頂く、ネーミングライツという提案もありましたけれども、今のところその辺の検討はしておりませんでした。

なお、早めに購入して使っていただくということを検討しておりましたが、そういった手法が果たして可能かどうか、今この場でできるとはちょっと申し上げられませんが、実際、財源も含めて今のところスポーツ振興基金というものが充当予定でありますけれども、実現可能性はどっちにしてもそういったものがほかの自治体でもやっているのであれば、ちょっと情報収集していきたいと考えております。

委員（横山秀人君）　ありがとうございます。

先ほど総合計画もそう、過疎計画もそう、先ほどの総務課長のお話もそう、本当に村はこれから財源が厳しくなっていくということでありますから、ぜひ様々なこの資金の、財源の供給方法をご検討いただきたいと思います。

まずここで終わります。

委員長（佐藤健太君）　そのほか質問ございますか。

委員（渡邊 計君）　まず資料ナンバー8の50ページ、6款2項1目の12節委託料の中に、森林資源活用事業業務ということで、これは何か説明によりますと新規事業で植林ということなんですが、これ植林する場所というのはどこになるのか。

あと、植林すれば下刈りをしないと木が伸びないということで、下刈りが必要になってくるはずなんですが、そういう事業も先を見越して組んだ事業なのかどうかお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君）　資料ナンバー8ページの50ページでございます。

委託料の森林資源活用事業業務ということで、2,300万円ほどの予算計上している部分でございます。

こちらにつきましては新規事業ということでありまして、この部分の事業内容としましては、センター地区の土取り場、パークゴルフ場がある周辺の部分でございまして、こちら以前、除染で土取り場として木を切って造成というか、土を取ったわけですが、そのときに森林法の部分でございまして、林地開発という部分があります。その林地開発の許可条件のところ、その林地開発が完了するときには、木を植えた部分、植林をした上での開発の許可を受けていたという部分がありまして、今回パークゴルフ場も完成しておりまして、その周りの周辺の部分も今後、林地開発の完了に向けての手續をしていかなきゃいけないという部分がありまして、今回、2,300万円ほどの予算を計上させていただいて、そこに植林をしていくという部分でございます。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午前11時00分）

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほどの質問の中で、下刈りが必要なのかという部分でございますが、今回木を植える部分に関しましては、そういう下刈りをしなくてもできるような造成といいますか、残土を取った部分でございますが、特に草とか雑草とかが生えていない部分がありますので、その部分に植林をするということでありまして、下刈りをする必要はございませんということになります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 残土を整地したところといっても、一般の木より雑木のほうが育つのは早いので、田んぼなんか見るとそうだと思うんですが、柳とかそういうのがどこからか来てすぐ育つのが早いという。ただ、飯館の場合、今いろんな林業、伐採したりいろいろしていますけれども、去年の秋ちょっと森林組合さんからご招待いただいて、そういう植林したところとかそういうところを見させていただいた中で、5年間は国からの補助もあって下刈りとかできるんだけれども、あと2年間足りないということがあって、7年やらないとそういうのが、なかなか木が育たないということなんで、今後飯館村もそういう植林とか必要になってくると思いますので、こういう森林事業に関しては、その辺のところまで見越した事業計画、今後出てくると思いますのでその辺をよろしくお願ひしたいなど。

次に、資料を頂いていますので資料の11ページ、道の駅管理業務についてでありますけれども、資料を頂いております。

④と⑤、これレジがどっち入って、あとこの⑤の人件費というのはどこに当たるのかお伺ひいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 追加資料の11ページでございますが、道の駅の管理業務でございます。

④と⑤ということでございまして、今回レジの導入というリースということで、レジの導入に関しましては④の賃借料の部分の460万円の中に含まれているという部分でございます。

⑤の人件費でございますが、こちらは道の駅のトイレの清掃に当たる部分の人件費の部分でございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） あとその下でありますけれども、令和7年度まではこれ①から⑤までの10%ということで予算上がっていたんですが、今回令和8年度に関しては1を除いて2、3、4、あと5の利率が20%となっておりますが、これはどういうことなのか。あとパーセントが違ってきたのはどういう理由でこうなったのか説明を求めます。

産業振興課長（松下貴雄君） 令和7年度と令和8年度の経費の部分でございますが、今回令

和7年度までは①の需用費という部分を含んでおったんでございますが、需用費に関しましては、どちらかというと電気代だったり水道代ということで、使用によってはかなり費用の変動が大きいということで、それに対して経費をかけるのはどうなのかということで、そこでちょっと事業を精査しました。なので、それで令和8年度につきましてはこの需用費の部分の変動が大きい部分を除いたという部分でございます。

今回一般管理ということで、⑤番の人件費の部分でございまして、こちらは人件費に係る部分でいろいろ管理をしなきゃいけない部分がありまして、その部分で分けた部分でございまして、実際事業の中身を精査した上で今回10%から20%にということでの変更になった部分でございます。

以上です。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（飯畑秀夫君） 私から何点か質問いたします。

資料ナンバー8の16ページ、2款1項6目企画費についてお伺いいたします。

12節の委託料で地域おこし協力隊の事業として1億2,000万円予算が計上されております。今現在、村に13名の方が協力隊として活動しております。この活動に対しまして、いろんなちょっとフリーミッション、企業型とありますけれども、これ事前に定期的に報告とか、この方々がまとまって集まって意見交換会とか今後村の活動として何か集まりとかしておるのか、報告を受けているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊がそれぞれ隊員が集まっての意見交換会とか、そういった部分があるのかというご質問でございます。

皆さんが募って、集って意見交換というのは、特には行っていないのかなと思っておりますが、場合によってはそれぞれがお互い協力し合って取り組む事業という部分もありますので、そういった段階ではそれぞれ集まって協議、話合いが持たれていると思っております。

また、それぞれの隊員、移住サポートセンターで定例的にどういった内容だというようなことで事業の内容等を確認しておりますし、そういった部分については村の職員も中に入って報告等を伺って、都度そういった書類が上がってきているところであります。

また年間、年度当初、それから年度中間とあと最後の月に、そういった時期に合わせてそれぞれの隊員がどのような計画を持って動いているか、また動いている中での問題点とか、そういった部分があるかどうか、最終的に年間でどのような成果が上がったかということで報告会というような形で、村長を含めて皆さんでそういった場を取って報告いただいて、お互いに意見交換等もしているところであります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 個人の報告は受けているということで、全体的には今あまりやってないということなんですけれども、これやっぱり全体的にやって皆いろいろな仕事もしていますし、お互いに意見交換しながら村に移住してきているわけですから、これやってお互いのこうしたらいんじゃないか、ああしたらいんじゃないかという意見もあると思うんですよ。この中でまた新たに9名まだ募集するわけでありまして。そうするともう

20名、結構1つの大きな会社みたくなるような感じですか。人数的にも大きくなりますので、これやはり村の、飯舘村を復興させるために活動しているところもあると思うので、ぜひ何か月かに1回でもいいんでこういう集まってやってもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今委員からあったような、一堂に会してそういった協議とか、意見交換の場というようなご提案でございましたが、なかなか今のところ13人、全体的には、それからこれからまだ増やそうということでも今考えております。その中でみんなが一遍に集まってという部分が本当に必要なかどうかというのは、これから業務委託している移住サポートセンターにも、そういった実際状況としてどうなのかという部分は投げかけてみたいとは思いますが、必要に応じて先ほども申し上げましたように、お互い協力し合いながら情報交換をして盛り上げていこうということで頑張っていると思いますので、実際のそれぞれが持つフリーミッションとか、企業雇用型というのがありますが、その業務の中で必要な部分は何かというのを模索しながら、そういった必要性については検討してまいりたいと思います。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） ぜひとも村も入って、コミュニケーションが大事でありますので、ぜひ皆さんと一緒にやってもらいたいということで、次の質問に入ります。

23ページ、7款1項2目商工業振興費についてお伺いします。

企業誘致セミナー旅費、企業誘致セミナー等配付用産品代とありますが、飯舘村復興のためには企業誘致が大事で今、産業団地整備するところではありますが、これ今までどのような活動をしてきたのか、これからまたどのように活動していくのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業誘致セミナーに関してであります。

今まで企業立地セミナー、県なりが開催している部分について、村としても積極的に参加をしてPR、企業誘致に努めてまいったところでもあります。その際の職員等の旅費ということで計上させていただいております。

また産品については村の特産品、例えば極久里のコーヒーであるとか、そういったものについて、あとは村のお米とか、そういったものについて企業さんにぜひこういったものを村では頑張っておりますよということで、特産品をPRも兼ねて、産品を配付して、少しでも飯舘村のよさを知っていただく、村に目を向けていただくということで取り組んでまいったところでもあります。

今後もそういった活動について、今以上に広げてまいりたいと考えているところであります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 企業誘致、産業団地をいろいろ今PRしているわけですがけれども、その中で今、手を挙げている企業とか問合せとか、今やり取りしている業者とか何件かあるのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業からの村への進出等々についての問合せは、数件ござ

いますが、継続的にしっかりと村のほうで本当に考えていきたいという部分について、つながっているかというとなかなか難しい部分であります。ただ、こちらからもその企業さんに対しては積極的にこっちから伺ったりとか、そういったことをしながら今後企業誘致に努めてまいりたいと思っているところであります。

委員（飯畑秀夫君） 企業立地補助金として村単独で5億円の基金を設置してありますが、村の新しく起業をすれば、会社を建てたら1億円とか寮を造ったら1億円、いろいろなものが細かくありますけれども、これは新たに新規に来た、村に事業を起こしたところなのか、村で頑張っている企業はそれに当てはまらないのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先般、創設させていただきました企業立地の基金ですが、これについては新規に村に参入する企業のみではなくて、既存の企業が事業拡大とか、新規雇用を図っていくとか、そういった部分でも使えるということで創設させていただきました。企業誘致と併せて現在の村内の商工業者についても頑張っていたきたいということでの基金でありますので、ご理解をいただければと思います。

委員（飯畑秀夫君） 今これから産業団地をやるわけですけれども、産業団地に企業が入れば国、県から補助率のいい補助金が使えらると思うんですけれども、この補助率についてと今だと令和8年、令和10年か令和11年まで産業団地を整備する予定だと思うんですが、二、三年でその補助率とこの国に対して県に対しての補助をどのようになっているのか、それもPRしていかなければいけないと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。どうなっているか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今のご質問、自立補助金のことを言っているのかなということ考えておりますが、事業の内容、どんな事業をするのか、事業の種別によっても違いますし、規模によっても変わってまいりますので、後ほどそういったパンフレット等がございますので提供させていただければと思っております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 今課長から答弁ありましたが、すばらしいパンフレットを作っているということなんで、私たち議会にも頂ければ、企業誘致等にしているところにやはりやりたいなと思うんですけれども、その中で企業立地補助金の中でお聞きしたいのが、企業向け支援ということでふるさと融資枠というのがあったんですけれども、そのふるさと融資枠、地域総合整備資金貸付の概要、ちょっと分かればお伺いしたいんですが。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと融資関係については商工観光係のほうかなと思いますが、先ほどのパンフレットについては国が定めているものがホームページ等でも確認できますので、そういった部分、村づくり推進課のほうで抽出して手元にお渡しできればと考えているところであります。村でつくっている、村の事業ではありませんので、国の事業ということで国のパンフレットが定められているということでもありますので、よろしくお伺いしたいと思います。

委員（飯畑秀夫君） 国でもあると思うんですけれども、村で作成した企業誘致のパンフレット、今回、深谷産業団地の作っていると思うんですよ。それをもし多くあるのであれば、議会議員にも頂ければありがたいです。

以上です。

健康福祉課長（今野智和君） 先ほど佐藤勝見委員からの質問、資料が手元にないということでお時間いただきまして、ありがとうございます。

お答えいたしますと、がん検診の受診、肺がんの受診率が43.6%で大腸がんの受診率は35.1%となっています。

要精検の方というお話もありましたので申し上げますと、肺がんの要精検の方は73名、うち精密検査を受けていただいた方が51名です。最終的にさらに精密な検査ということで3名の方がその流れで治療に移っているという。

次に、大腸がんについてですが、要精密検査58名、そのうち精検の受診者35名、疑いありでより精密な検査に移った方が1名ということになっております。

健康福祉課としましては、引き続き要精検になった、まずは先ほど申し上げたとおり受診を、健診自体を受診いただきたいというところ。あとは要精検になった場合は速やかにその検査を受けていただきたい。その部分を引き続き監視をして、電話等で連絡しながら勧奨しているところですので、引き続き精密検査の受診も併せて行っていただくように支援してまいりたいと思います。

以上です。

委員長（佐藤健太君） 対しての質問は大丈夫ですか。

健康福祉課長（今野智和君） もう1点、申し訳ありません。漏れました。

先ほど佐藤勝見委員から、事業実施計画に多くのがんの中で肺がん和大腸がんを取り上げている部分について、これは委員おただしのとおり、この2つというのが重要でありまして、1つは大腸がんについてですが、これは全国的にがんの罹患率、がんにかかる数の一番多いのが大腸がんということになっています。

また、肺がんについてですが、こちらはがんにかかって死亡になる方の数が多い。これが肺がんとなっていますので、実施計画上のこの2つのがんを指標として挙げさせていただいているところです。

以上です。

委員長（佐藤健太君） 佐藤勝見委員、これに対して質問大丈夫ですか。

委員（佐藤勝見君） ありがとうございます。

本村においては、たばこを吸う方も大分いると思うんで、肺がんの死亡率も高いかなって思うんですけども、引き続き検診に力を入れていただいて、要精検査とかがありましたら、強く検診を進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

委員（飯畑秀夫君） 続きまして、同じ資料の46ページ、6款1項3目、事業名が未来へつなぐ農業支援事業についてお伺いします。

この未来へつなぐ農業支援事業を利用している方々から大変助かるという声があり、小規模よりも大きなところの稲作または花卉、花栽培している方々が助かるということで、もうちょっと大きく使えればとかいうお話もありましたが、次年度は令和7年度同様なのか、新たに何か変わったのか、このつなぐ支援事業についてお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 未来へつなぐ農業支援事業でございます。

こちらにつきましては、令和8年度3,200万円ほどの予算を計上しておりまして、事業内容としましては、ほぼほぼ令和7年度と同じ内容でございます。結構この事業、評判がいいというか、ありまして、令和7年ですと105件ぐらいの申請を受けている部分がございます。なお、いろいろこういう事業、支援をしている中で各農家さんの所得の安定だったり規模拡大を支援していきたいと思っておりますので、令和7年度同様の事業内容で進めていきたいと思っております。

委員（飯畑秀夫君） これ皆さん、事業には期待していると思しますので、これ決まりましたら早めの周知をお願いいたします。

続きまして、48ページの6款1項3目営農再開支援事業についてお伺いします。

原発事故から15年が明日でたちますが、まだ道半ばで今、皆農家やっていた人がほとんど飯館村は多かったんですけども、保全事業として自分の田畑を管理して、1回1反歩草刈りする、または田んぼ畑を耕すと今まで年間上限1万2,000円、県か国から補助出していたわけですが、今年度はなくなった。それに対して、何ていうのかな、新たに次年度とかこれからやる予定では駄目だということで、何か新しく自分の土地を担い手に貸さなければ該当しないということだったんですけども、それで間違いないでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 福島県営農再開支援事業における農地の保全管理の部分でございます。

こちらの事業につきましては、特認事業という部分での事業でありまして、こちらにつきましては令和7年度でその保全業務、通常草刈りの業務が一応終わったということで、令和7年度からその対象となる農地ということではありますが、そちらにつきましては令和8年度以降に営農が再開が見込める農地のみを対象という形になっておりまして、実際この事業が使える部分に関しましては、ほぼほぼ担い手がついて営農再開が見込める農地ではないと実施ができないという部分でございます。

以上でございます。

委員（飯畑秀夫君） いろんな報道がされている中で明日で15年、原発事故から15年たちますが、その中でまだ道半ばだ、廃炉も道半ばだということで今頑張って避難先から通って高齢になっても自分の土地、畑を耕すとなっていて、保全事業があるからやってきたという方々が結構おります、やっている中で。その中で県の事業がなくなったから終わりだということじゃなくて、村で、そこにやはりやるべきかな、投資すべきと私は思っているんですけども、ここに今のページで言った、担い手への農地集積に向けた準備への支援とあってありますが、その下に、農地保全作業51.5ヘクタールとかありますけれども、この農地保全として次年度、村独自に保全してまた将来、まだこれからやる予定、手入れしていればできる予定もありますし、息子、また誰かに貸す、今後貸す予定もあるかもしれません。保全しておかないと、いろいろ猿、イノシシ等いろんな問題点も出てきますし、この保全管理に関しまして村としてどのように捉えているのかお伺いいたします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほど質問ありました、担い手への農地集積に向けた準備の支

援ということで、資料で事業の概要ということで、51.5ヘクタールという数字が出ておりますが、こちらにつきましては、長泥地区も含んでの面積となっております。村としましても営農再開支援事業の草刈りがなくなったということで、それに代わるものとして、46ページの部分の上から2段目です、まていな農業普及推進事業ということでいろいろ、令和7年度から綿花の栽培であったりということで実施をしてくれているところがございます。令和8年度につきましても、令和7年度に引き続き綿花の栽培をちょっと面積を増やした形で進めていきたいなど。それに加えて、花木の実証栽培という部分のちょっと新たな事業も進めていきたいと思っているところがございます。それが今までやってきた草刈りの部分ができない部分に何かしらの新しい作付ができないものかという部分を実証していきたいと思っているところがございます。

以上です。

委員（飯畑秀夫君）　じゃあ村独自で令和8年度はその保全に関しては何もないということでもいいのかなと思いますけれども、これやっぱりやりながら次のステップに進むべきだと私は思うので、この面積等も把握しながら、もしたくさんあるのであれば何か村で支援できるのであればお願いしたいです。

続きまして、60ページの8款4項1目公営住宅、また村営住宅についてお聞きます。

公営住宅、村営住宅、福島再生住宅としまして121戸、あと飯野団地ですかも23戸あるということではありますが、新たに10戸完成しますが、今入居待ちとかがたくさんいるのか、今現状の空きとこのバランス的にどうなっているのかお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君）　今、大谷地団地の再生賃貸10戸建設しております、こちらは今入居の手続を進めている方もおります。今2件の手続をしているという状況です。

あとそのほかの村内の住宅については、6戸程度が空いているという。飯野町団地につきましては12戸程度空いているという状況でございます。

委員（飯畑秀夫君）　これからまた完成して住宅が144戸になるのかな、これ。その中でちょっとお聞きしたいのが、村営住宅とかその住宅に入居した場合、飯館村に、多分村営住宅だと住所を移さなければならないと私は理解しているんですけども、その住所をちょっとお聞きしたいのですが、住所を移さなきゃいけないのか。

建設課長（高橋栄二君）　委員おただしのとおり、住所を移していただくということになります。

委員（飯畑秀夫君）　これは今、村営住宅じゃなくて全てのこの公営住宅に当てはまるのか。

これ特殊になって飯野団地が村で今度、自由に少し、3.11でなくても飯野団地には多分入居できるようになると思うんですが、その飯野団地に入居する場合は、飯館村の土地ではないので、その場合とはどのような形になるのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君）　飯野町団地も確かに委員おただしの課題があるというところがございます。今二重住民票としての飯館の住所の方がほぼほぼ住んでらっしゃるという状況でございますが、今後そういったところも検討をしていくようになるのかなと思います。

委員（飯畑秀夫君）　この住宅なんですけれども、村営住宅は今、条例で家賃が2万円となっていると思うんですが、全て村で今度管理するようになってくれば、家賃は全て2万円

になるのかお伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 家賃の算定につきましては、まず公営住宅によるものと再生賃貸によるものとそれぞれ法律で家賃算定が決められております。概略を申しますと、収入に応じた家賃の設定ということにそれぞれなっております。

あと村営住宅につきましては、今現在一律2万円というところになってございます。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほど飯畑委員から、ふるさと財団事業の部分での融資の部分ということでご質問ありましたが、ふるさと財団事業の中にふるさと融資という項目がありまして、その中に民間投資を支援するために自治体が長期の無利子資金を民間事業者へ融資する制度というものがございまして、その事業の流れとしましては民間事業者が財団へ申請しまして、そこで審査検討を受けた部分で、決定を受けた部分で村でも一応予算は取りまして、財団からのトンネル事業という形で村も予算を取りまして、その融資の部分について事業者へ支払うという部分でございます。

なので、このようなもし案件がありましたら、まずは相談していただきたいという部分もありますし、村としましてはいろんな事業者へ周知をしていきたいと思っております。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 有利に使えるものだというので、これふるさと融資制度を今村で何件か利用している企業とかあるのかお伺いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今のところ村では実績はございません。

委員（飯畑秀夫君） 今の話だと、ふるさと融資地域総合整備資金貸付、この事業、これ有利なものになっておりますので、その件も一緒に企業誘致にPRしていけばなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

以上です。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（佐藤八郎君） 昨日に続いて、牧野利用時の収益性のある農地利用方法を村と組合が共有していくということで、どのように検討されたり、一定の施策が生まれたのかどうか伺うものであります。

産業振興課長（松下貴雄君） 牧野の利用の部分でございますが、村には各地区に牧野組合がありまして、その中で牧野の協議会ということであるわけでございます。その中でも、なかなか牧野の利用について先が見えないという意見をいただいているところでございます。今後、村としましては一つの農地という部分でございまして、何か有効に利用できないものか今模索をしているところでございまして、なお引き続きこの部分に関しては検討していきたいと思っております。

委員長（佐藤健太君） 予算に係る質問でお願いいたします。そのほか質問ございますか。

委員（佐藤八郎君） 先日議会でも牧野組合の方々のご意見をいろいろ聞いたんですけども、村とどれだけ収益性のある農用地利用について話し合いをしたのか、それが今年の中ではどういう施策としてやっていくのか。もう一度。

産業振興課長（松下貴雄君） 牧野の利用の部分で予算にどのように反映ということでございますが、令和8年度に牧野組合に関する予算は計上はしてございませんが、先日の協議の中でも組合からは使えない部分に関しては山林として整備していく部分もありじゃないかという意見もいただいているところでございます。その部分に関しても、今後村としても牧野の協議会と議論を重ねた上で、今後の農地として利用する部分と、最悪山にするかとかという部分の利用について、今後も協議を進めていきたいと思っております。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（佐藤八郎君） それでは、再生可能エネルギーとしての風力発電とされ進行しているようですが、村としての事業者への地元住民、騒音、景観、耐震化、あと各種法令対策をどういうふうに指導なりしていくのか。美しい村づくり推進審議会での審議にはなっているのかどうか。

あと県からの村の意見が求められて意見書を提出しているという話なので、村はどんな意見書を提出されているのか伺うものであります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村で計画されている風力発電の質問ということでございます。

先般の一般質問の最後、村が県に対して出した意見書の内容について読み上げて説明させていただいたところであります。今ほど手元にはちょっとございませんので、その先日の一般質問の際の答弁内容をご確認いただければありがたいと思っております。

また、指導等についてということですが、今事業者が環境アセスメントということで取り組んでいるところであります。その中で、先ほどあった県に対する意見書、そういった内容について事業者にはしっかり伝えてありますし、その中で法に基づいて事業者が今計画的にそういった事業内容に取り組んでいるものと認識しているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 予算として数字が上がっているわけではないのでありますけれども、来年度の執行の中で大切な問題になってくるので聞いていますけれども、村民へのこの施策としての影響と効果はどういうふうに、やった場合、やらない場合、考えられているんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） やった場合、やらない場合のその施策としての影響ということなんですが、今おただしの部分がもし風力発電事業だということだとすると、風力発電事業については村は実施主体ではありませんので、村の施策事項ではないということです。

ただ、その事業体はその事業を進めていく、あるいは法令的な認可が下りた場合に、そのほかの村の様々な施策に影響がないのかということであれば、その影響があると私たちが考えるときには当然協議をしていきますし、あるいはそれはプラスの影響もあるかもしれないし、マイナスの影響もあるかもしれませんので、私たちは座して何かを待っているわけではなくて、しっかりその途中途中で村としての意見をお伝えをしたり、あ

るいは住民説明の中でつかみ取って、住民の意見を村にもフィードバックしていただくとか、私たちも同席させていただくということをしかり今後も積み重ねていきたいと考えておるところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、先ほど課長が答弁した内容で、今のところ事業者のやり方を見守っているというか、そういうことですね。

続いて、農地保全の水路工事の機能判断を令和8年度もやっていくんですよね。暗渠排水工事は本年度完了ということで間違いないんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 農業基盤整備促進事業でございます。

その中の用排水路の機能診断につきましては、引き続き令和8年度も機能診断について実施してまいりたいというところでございます。

暗渠排水の機能診断につきましては、令和7年度で一応完了をしているというところで、担い手がいるところ、さらには担い手のつくところについて暗渠排水工事等、工事を進めてまいりたいという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 水路工事の機能診断、令和7年度実績、令和8年度の目標は。

建設課長（高橋栄二君） 令和8年度の水路工事の機能診断でございますが、38.2キロを予定しております。恐らく令和7年度も同じ程度、これよりも若干多いキロ数を実施しているものと考えております。

委員（佐藤八郎君） ため池事業や営農再開とならない耕地における破損された暗渠への対応はどういうふうに、村としては考えて来年度やっていくつもりか。

建設課長（高橋栄二君） 農業基盤整備促進事業につきましては、やはり耕作しているところ、あとは担い手のつくところの農地について整備を進めてまいりたいと考えております。

委員（佐藤八郎君） ため池はほぼ終わりだったんだっけか、令和7年度で。令和8年度以降は、ないという確認でいい。

建設課長（高橋栄二君） 令和8年度で長泥のため池と滝下のため池、それぞれ補修と放射線対策がございますが、あと残り上飯樋の圃場整備に係る大火のため池が、その工事とスケジュールを合わせて行っていくというため池があるという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） その部分は今年やるという、今年度予算でやっていくということでもいいのかな。

あと、暗渠ですけれども、今答弁よく分からなかったんだけど、営農再開しないと事業的には何もないということなんですか。

建設課長（高橋栄二君） 農業基盤整備促進事業につきましては、委員おただしのとおり、営農再開しているところ、あとは担い手がつくところじゃないとなかなかこの事業ができないという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） そこに合わないとなんもしないという行政執行だということでもいいんでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今営農再開しているところは営農再開しておりますが、その再開そのものも村で相当の事業者さんと地権者との協議に入らせていただいて営農再開に至ってい

るものがほとんどだと認識しております。

それから担い手がついているというのは、地域計画を村の農政で、農業委員会で主体になりながらやるときに、地域のお話をちゃんと聞かせていただいておりますので、地権者一人一人にたしかアンケートを配ったり、あるいは集まっていたいただいて議論した上で地域計画に反映していますし、第一次で取りまとめた以降も逐次、随時、意向が変わってきた、あるいは担い手が新しく出てきた、村のほうでもマッチングできるとなると、それは地域計画を変更していきますので、村としては座して今ある地域計画で担い手がいるというところだけを当初予算としては予算化をしておりますけれども、今後新しい担い手がついていくということが明らかになった時点で、これは国とさらに協議をしながら復興・創生第3期のうちに事業が完了できるように進めていくということになります。

以上であります。

建設課長（高橋栄二君） 先ほど答弁漏れがございました。

令和8年度につきましては、長泥ため池と滝下ため池の放射線対策工事と補修工事を行いまして、大火のため池につきましては県営圃場整備が今行われて、県営で行われているそのスケジュールに合わせて今年度を実施していくという予定となっております。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前11時46分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後1時12分）

委員（佐藤八郎君） ふるさと納税でちょっと伺います。執行の状態。ふるさと納税も楽天、さとふる、ふるなび、ふるさとチョイスという4つの仲介業者。飯館15品目ということで、産品とさらには宿泊券や村内ツアーというのも考えるということで、この取りまとめ、さらにはこの村産品を増やすとともに取りまとめる仲介業者の確保も民間業者の参入も含めて考えるという答弁をしておりますけれども、この予算なり令和8年度においてはどのような施策になるのか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさと納税の取組方の質問でございます。

現在委員からあったように、今ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなびということで事業者がポータルサイトを運用してふるさと納税を進めているところがあります。

先ほどありました中間の取りまとめ業者等については、ちょっとまだそういったところが見つかっていないので、さらに検討は続けてまいりたいということであるところがあります。

また、宿泊等そういったものについてのふるさと納税の返礼としての取組、これについては村内の宿泊施設と協議の上、取り組めるかどうかも含めて積極的に進めてまいりたいと考えております。まだ確定しているものではございません。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 6月に答弁しているのですが、どうなったのかなと伺ったんですけども、さらに検討しているということなので、次に移ります。

令和6年度に、県みらいを創る市町村なる新事業、5か年計画が出されておりますけれども、測量や基本計画策定を検討をしていくんだと。それで村の観光拠点のあいの沢の運営体制の在り方や体制、採算性も十分検討するという。そういう中で基本計画や設計を策定するという答弁をしているが、それがどのようにされてきて、今年の令和8年度に向けてはどういう執行をしていくのか伺うものであります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民の森あいの沢の整備事業の関係でございます。

追加資料で2ページに村民の森あいの沢の整備事業計画書を添付させていただいております。これは横山委員の追加資料を求められた部分であります。これについての説明となります。

令和7年度で基本的には村民の森あいの沢の整備を進めたいということで、令和7年度の当初予算で計上して検討してきたところでありますが、まず大きくは、今まで復興予算を使って整備をしたいということで、基本構想についてはそういった考えで進めてきたところであります。復興財源を使って10億円程度をかけて進めたいなという思いでいたわけですが、復興予算、予定していた加速化交付金を国のほうで事業の内容を見ると、どうも観光ということでしか捉えられないので補助事業としては採択は無理だというふうなことが分かってきたところであります。

そういった中で村の今後の、村のお金のかけ方、それから後年度の維持費等を、維持運営を考えた中で、その全体的な規模を縮小して進めざるを得ないなということで検討してきたところであります。

その中で財源としては、県のこの事業、みらいを創る市町村等支援事業というようなことで事業自体はメニューが使えるということが分かってきたということで、ただそれは復興財源と違って、復興の加速化交付金と違って補助率が3分の2であるということで、3分の1は村の持ち出しということもあるので、あまり経費をかけることができないということで、全体的には事業規模を6億円弱程度に絞って進めてはということで検討をさらに進めてきたところであります。

その中で、そういった事業の全体的な規模も変わってきているということもあるので、令和7年度の予定していた基本設計、測量については令和8年度に見送って、またしっかりと検討し直して中を決めていきたいということで、令和8年度からの4か年事業ということで進めようということできたところであります。

令和8年度については、そういったことで基本設計関係を進め、実際に工事着手するのは2年後の令和10年度からになるのかなということで、今後さらに検討してまいりたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 復興財源が使えないということで、県のみらいを創る市町村なる新事業は使いながら、さらなる検討を4年間計画ですか。つくっていくということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的にはそのとおりでございます。財源ですね、自主財源がかなり伴うという部分もあるので、さらにその部分を今後運営等に向けてしっかりと検討していかなければならないなと思っているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、ふくしま森林再生事業の令和7年度までの約400ヘクタールやってきたということでもありますけれども、民有林全体の面積とこの予算での面積、これ短期計画としてはどうなるのか、まず伺っておきます。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほど、ふくしま森林再生事業の部分でございます。民有林の面積ということなんですが、ちょっとこまい数字が手元にないので、後ほど回答させていただきます。

委員長（佐藤健太君） 今資料を準備いただきますので、次の質問があれば進めます。

委員（佐藤八郎君） ついでなので、公有林と村の遊休農地とかの面積も分かれば。

震災前は飯舘村、何といても75%森林ということで、かなりの方がなりわいとして森林に関わって生活をしていたわけでありまして。

委員長（佐藤健太君） 最初の質問いいですか。

産業振興課長（松下貴雄君） さきの質問部分のふくしま森林再生事業の部分でございます、村全体で75%の森林ということで、村の民有林の面積でございますが約7,000ヘクタールです。村内の民有林の面積は7,000ヘクタールほどで、今までの森林再生事業で整備してきた部分で400ヘクタールの部分でございます。全体としまして、割合としましては3割程度の整備になっているという状況でございます。

公有林と遊休農地につきましては今、こまい数字は今ちょっと調査中ですので、後ほど回答させていただきます。

公有林は今調査しておりますので、後ほど回答させていただきますが、遊休農地につきましては、現在村の中では遊休農地という部分はないと認識しているところでございます。（「遊休農地じゃなくて遊休地じゃないですか、農地じゃなくて」の声あり）

委員（佐藤八郎君） じゃあ公有林のは後で出してもらえということなので。

あの震災前、グループが活動、林業関係で生業をやっていたグループ3団体あって、森林組合もそのほかあってやっていたけれども、なりわいとした方々も3人、5人のグループでやっていた方々もかなりあったんです。震災前はですよ。そういう活動が成り立つまでは再生になっていかないのではないかなと思うんです。そういう意味では、森林再生事業の中で1年にね、前の答弁だと7,200ヘクタールあって1年に100ヘクタールやるんだという答弁はもらっていますけれども、今日は7,000ヘクタールということなので、それはそれでいいんですけども、100ヘクタールずつだとかなり長期的にかかるんですけども、そういう長期的にやらねばならないというこの事業の枠か、規模があるんでしょうか。この事業に対して。

村長（杉岡 誠君） ふくしま森林再生事業という事業と、あと広葉樹林再生事業というのがありまして、その事業を今後は7,000ヘクタールなりの民有林を全て、公有林もほかに足すともう少し増えると思いますが、全て対象にするには1年度当たり100ヘクタールで整

備をしていったのではかなり長期にかかるという。その長期にかかる分の財源といえますか、国の予算があるのかというご質問かなと思いますが、この辺に関してはうちの飯館村だけでなく、福島県内の全ての市町村が実はふくしま森林再生事業等は取り組んでおりますので、要は、県内全域の中でそういう要請はさせていただいております。取りあえずといえますか、国としては復興・創生第3期の5か年の予算を確保した。中にはふくしま森林再生事業というのが明確に事業名としても出てきておりますので、そこは確保されていると思っておりますが、5か年で終わりだと私たちは思っておりませんので、引き続き強い要請はしていきたいと考えております。

以上であります。

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほどの質問の部分で、村の公有林の面積はということですが、約580ヘクタールの面積を有しております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） この事業でやるものは民有林をやっていく、公有林もやっていく中に入るのでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 森林再生事業の部分の対象の森林でございますが、民有林と公有林を計画しているところでございます。

委員（佐藤八郎君） 先ほど言いましたけれども、震災前のなりわいとしてやっていた方々が、それなりに仕事をしていくということになると、今森林組合でやられている仕事の内容を、飯館を応援する全国に、労働者に呼びかけたら、かなりの応える方がいるかどうか分かりませんが、これ10年もかけてやる、いつまでたっても山の再生が成り立っていないということで、雇用確保の分も含めて、山の除染作業も含めて、一気にやるような方法なり雇用の場をつくるような方法なり、そういう考え方はできないのかどうか。必ずしも100ヘクタールずつ積み上げてやっていかなくちやなんないだけの事業なのか。本来は全体を、村長前に答弁しましたけれども、国が山の除染をやらないと言っているからそういうことだっという話ですけれども。山が75%あるという実態からして、この事業を大きく展開していけば早く山がきれいになっていくんじゃないかと。美しい村の山になるのではないかって思うんですけれども。その辺の考え方というか、100ヘクタールずつやれば少なくとも10年かかって400ヘクタールやりましたからという話ですけれども、そういう流れしかできないということですか。

村長（杉岡 誠君） 昨日のご答弁でも申し上げたかと思いますが、100ヘクタール規模というのは、その事業を請け負う事業者さんの力といえますか、取りまとめをする力として100ヘクタール程度が妥当と考えて当初予算の中でも100ヘクタール分を予算を計上しているということですが、それ以外にも村の山にはいろんな課題がありまして、要は戦後植林を皆様方がなさったときには人海戦術でやっていきましたが、今の伐倒というのは基本的に機械化作業ができなければならないという、かつ運び出しをしなければならない、捨て間伐ですね、そのまま切ってくるというわけにいかないものですから、そうするとともに皆様方が歩いていたような細い道では機械は上がっていきませんので、その整備ということが必要であります。令和8年度当初予算でも2か所分について林

業の専用道というんですか、林専道って言い方したりしますが、そういったものの整備予算も上げておりますので、100ヘクタールの整備をしつつというのは実はアクセスがよい山、あるいは線量が低い山をまずやっておりますけれども、それ以外の山の上のほうに、奥のほうに入っていくためには道路整備が必要なものですから、それを相当なペースで進めつつ、一遍にできるところを増やしていくということを担当としては考えて計画をしていると私聞いておりますので、まず、令和8年度当初としては、その体制が取れていないので100ヘクタール規模を考えているということでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 村長言うとおりでありますけれども、そうすればですよ、100ヘクタールしかやれない事業者の力量しかない現状にあるということで100ヘクタールだと。じゃあそういうやる事業者というか、そういうグループを立ち上げたり、立ち上げるためのそういう専門家と呼んだチームづくりというか、例えば飯館内の建設事業に関わっている人たちが仕事が切れたときやれるとか、そういうグループが山の作業をやれるようになればそれなりの仕事の職場づくりになるので、そういう山を早くきれいな山にしようということからいけば、今の部分の事業者の力量しかやれないんだっていうだけじゃなくて、そういう事業者をつくるほうの努力だっているんな面で専門家を呼んでの講習会をやるとか、もちろん村長が言うように昔のような作業ではありませんから、そういう意味では林道も改良しながらですけれども、全体的にこの75%の山林を震災前の復旧に結びつけるように、なるべく早くにはどうしたらいいんだという施策というのはもっと十分検討されたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども。

そして、事業がなければいように国に要望してつくらせていくとか、私ども延々と先祖たちは山の中でなりわいを立てて生活していたんですから、みんなやめたくなったから15年前にやめたわけではないんですから。その辺はどういう考えなり、まとめ方なり思考を持っていらっしゃるか。

村長（杉岡 誠君） ふくしま森林再生事業と広葉樹林再生事業については国と県なりと、あるいは町村の意見も聞きながら国がつくった事業かなと思います。例えば村が発案してというか今後必要だよねということで、今事業化されているもので里山再生事業というのがあります。あるいは、村の中で里山再生モデル事業という形で、村側がこれから里山、特に住宅周りを含めていろんなところの整備が必要だろうと、適正な整備というものが除染を含めて必要だろうということを強く申し上げたことによって、県もその意見を酌んで国と協議をした結果、あいの沢地区が中心となっていますけれども、モデル事業が遂行されたものが3か年だったかと思いますが、その後ちゃんと正事業化されて今里山再生事業となっているところです。

ですので、今後も村としては、こういうものが必要だよねということはいっしょに主張していきたいと思っておりますし、事業化につなげていきたいという思いはありますが、今、令和8年度予算については今ある事業の枠内でできることを最大限ということで予算を上程させていただいているということです。

あと、ご提案の中で事業者を育てていくという考えが必要じゃないかということは昨日

のお話の中にもありましたので、それはあつてしかるべきだろうと思いますが、林業に関してはとにかくその死亡事故が非常に多い部分がありますので、単純に通常の土木建築事業者の方の従業員の方がいつもの感覚で山に入っていくと、これは大きな事故につながりますので、委員がおただしのおお、いろいろな研修といいますか、技術を学ぶという期間を相当程度設けないと、あるいは密度濃くやらないとなかなかそれは、事業者としているから、はいどうぞというわけにはいかないだろうと思うところです。

それからもう一つは、機械化という部分がありますので、世の中で外国で一番進んでおりますが、機械化をすることによって一般のオペレーターもできるような仕事があるやなしやというものは私も聞いておりますので、そういう情報収集をしながら、大量な時間を使いながらその事業者を育てていくという部分はしっかりやりつつも、ですが今できることということは考えていきたいなと思うところでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 震災事故前もかなり機械化が進んで、若者の働き場に山の仕事が増えてきた時代を迎えていたんですね。それが一遍で終わったんですけれども。それで放射性物質の関係で山もね、半日労働から6時間労働になって、8時間までやれるような状況に変わってきているわけですから、そういう意味では、そういう森林労働者が増えるような、増やすような対策というきちんと、お金はかかりますから、林道から含めて機械から設備からいろいろかかりますからね。それを早くそういうことをきちんとした上で要望していかないと、だんだん国から切り捨てる的になっていったら、それさえもできなくなるという部分で私としては気をもんでるし心配をしているところです。ぜひその面も含めて、強く75%を15年前の山にしてもらうための施策を十分検討されて執行していただきたい。

次に移りますけれども、安定安心な医療体制と診療科目をどういうふうに増やしていくかという部分を見ると、その部分は、令和8年度ではどういう移行をされていくのか、今のままなのか。さらにはその通院の支援、予防健診の内容の変更などどのように執行されていくのか伺います。

健康福祉課長（今野智和君） まずは安全安心な医療体制のお話があったかと思います。

一般質問の中でも内容としては触れさせていただいているところですが、今現在村にある、いいってクリニックでは指定管理者制度に乗りながら社会医療法人秀公会にその部分を担っていただいているところです。

その中で医師、看護師、レントゲン技師、最近まで薬剤師、事務員等の手配を秀公会の中で行っていただいているという。これは継続して令和12年まで指定管理者制度の中で秀公会が担っていくこととなりますので、要所要所で意見を交換しながら情報を共有して継続してまいりたいと考えているところです。

予防健診のお話もありました。先ほど佐藤勝見委員からの質問とも重複して恐縮ですが、村としては総合健診、継続して進めてまいります。個別説明のときにもお話しさせていただきましたが、例年どおり6月の17日から6月の23日、6日間ということで、これも繰り返すにはなりますが、まずは総合健診を受けていただく、多くの方にまずは

受けていただいて、それぞれの体を知っていただくということが大事だと思っているんです。したがって、健康福祉課としては、まずは健診に足を運んでいただけるように未受診、前年度未受診の方等を含めてお声がけをしていきたいと考えております。

以上です。（「通院について」の声あり）

村内に限ってということではありますが、いいたてクリニックへの通院支援ということで、資料8の37ページ、1番です。生活支援ワゴン運行事業を実施しております。こちらについてもニーズの高いサービスとなっておりますので、継続して支援を行っていききたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 診療科目は全く変更なく行くということは、やっていない科目については村外に通院をしていただくということになるのでしょうか。その支援はどういうふうになるのでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 村内における診療科については変更ないというか、増やすことができる状況に今のところはございませんで、変わらずクリニックの総合診療科のほうで、まず一次診療を担っていただいて、その中でその病状の状況によって他医療機関への紹介を進めていくということになるかと思っています。

それ以外の診療科については、村外の医療機関等に行っていただくというのが今現在の状況としてはそのとおりでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 通院支援ワゴンは村外の病院は希望があればどこへでも支援していただけるということになっているのでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） 資料8の37ページ、生活支援ワゴンについては、村内のクリニックの通院の支援、それ以外については川俣町、南相馬市への買物バスのような利用が主な目的となっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 確認しておきますけれども、川俣町と南相馬市にある診療科目の眼科、歯科、その他の科目については、申出があれば通院ワゴンで支援はいただけると。

健康福祉課長（今野智和君） 繰り返しになって恐縮ではありますが、生活支援ワゴンについては、買物バス、そして村内のクリニックへの通院支援となっております。

補足ですが、生活支援ワゴンで村外の医療機関への通院支援は行っておりません。

以上です。

委員（佐藤八郎君） なぜ行わないんですか。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後1時44分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後1時47分）

委員（佐藤八郎君） 放射線モニタリングポストを設置したものを撤去ということで、何か食品の放射性検査機設置についても見直しをしているんだということで、前に答弁いただいたんですよ。それは何、村民がもう必要ないだろうという、村民からの要望か何かがあってそうしているのか。撤去したり検査しないことで、どれだけの予算減額になるんですか。

産業振興課長（松下貴雄君） 資料ナンバー8の45ページのところでございまして、食品放射能物質の部分と、モニタリングポストの部分でございまして。

今ほど撤去という話がございましたが、これに至ったというか、部分でございまして、環境回復検討委員会という部分がありまして、その中で出た案件でございまして、そもそも空間線量のモニタリングポストにつきましては、国、県が設置した部分と村が独自で設置した部分がありまして、村が独自で設置した部分につきましては、ほぼほぼ仮仮置場の付近の線量を測定するというで設置したものでございまして。

今般、仮仮置場がほぼほぼ返地になってきているということもありまして、その当初の目的である仮仮置場からの線量の確認ということが、ほぼほぼ役目を終わってきたのかなという部分がありまして数を減らしては、村の負担も減るので数を減らしてはという提言があったところでございまして。

その部分に関しましては今、各行政区に、区長さんに撤去してもいいか、残してもいいかという部分の意見を今聴取しているところでございまして。その辺につきまして、各行政区からの意見に基づいて今後村で検討していきたいと思っているところでございまして。

また、モニタリングポストにつきましては、3G回線ということで携帯電話の電波を使用しましてデータを収集しているところでございまして、今月いっぱい3G回線が終了するということがあって、データの収集はできない状況になってくるということもありまして、現地で表示はされてはいますが、そのデータの収集ができないということもあったので、その辺で見直しを検討していきたいという部分でございまして。

なので、今後各行政区からの意見を聴取した上で、今後村のほうでの設置撤去の部分について検討していきたいと思っているところでございまして。

今回見直しをかけているのは村が設置した部分でありまして、国、県の設置したモニタリングポストについては今後も継続されるということもあります。また、この県と国のモニタリングポストのデータにつきましては、ホームページで確認もできるところでございまして。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 確認しておきますけれども、村の仮仮置場を中心に置いたものはどのぐらいあって、県、国はどのぐらいあって、結局見直したところで残るものはどのぐらい残ってデータとして我々生活者が見えるんでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 村全体の空間のモニタリングポストの設置状況でございまして、全部で140基ございまして。そのうち村が設置したのが90基でございまして、国、県が設置したのが50基という形になってございまして。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 50基はそのまま残る、90基が全部撤去するということですか。

産業振興課長（松下貴雄君） 村が設置した90基全部を撤去ではございませんでして、今各行政区に意見を聴取しております。その中で残してほしいという場所があれば、そこは残すような検討もするという部分でございます。

委員（佐藤八郎君） 仮置き場にあったところが90か所にあるんだよね。仮置き場でもう片づけられて、整地されて、地権者に返すようになっていけば、そこのポストは要らないということで撤去するんだという方針なんですか。それでいいかどうかを聞いているというだけなのか、各地区に村としてのモニタリングポストも必要でないかというところまで聞いているのか。私どもはやっぱり安心安全の生活をするために、モニタリングポストは撤去を国や県も早くしたかったんですけども、それは駄目だということで継続されているんですけども。どういうふうに考えればいいんですか。

産業振興課長（松下貴雄君） 今回撤去の部分でございますが、まずはその設置した目的としましては、この仮置き場の部分の放射線を監視するということでの、村での独自の設置という形でやってきてございます。今ほどの行政区に意見を聴取しているところですが、その部分に関してはまずはその目的が完了するという部分と、あとはもし仮置き場がなくなったとしても、地区でやっぱり放射線の不安があるという部分があれば、そこは残していきたいという部分での村からの意見聴取という形になってございます。

今ほど行政区からの意見聴取の部分でございますが、75基は撤去の方向で今進むという形になります。15基が行政区からやはり不安があるので残してほしいという意見がありますので、今後いろんな環境回復検討委員会の中でもお諮りをしていく部分がございますが、15基程度は残るのかなと思っているところでございます。

委員（佐藤八郎君） モニタリングポストそのものの役割って何だかということ言えば、目に見えない、臭いしない、放射線量値が一体どのぐらいあるのかを即座に見えるものとしてずっと使われてきたわけです。私ども通ったり村に帰ってきて、いろんなところを歩く中でもそれがあれば、ああ今、0.19なんだ、0.21なんだって見えるんですけども、その数がどんどん減っていけば、それだけ見えなくなるんですけども、村で責任を負って月に1回ですか、各地区の1メートル、1センチだか出していますけれども、お知らせ版でね。それでいいんだということで撤去するんですか。この撤去するのと、撤去しないでおくのとでの予算の関係ではどのぐらい違いがあるものですか。

産業振興課長（松下貴雄君） モニタリングポストの部分で、費用の部分でございますが、モニタリングポストにつきましては、毎年校正ということで年に1回機械を校正しなきゃいけないという部分が出てきます。その部分かなりの費用になってきているのかなと思いますし、設置しているモニタリングポストにつきましても、かなり経年によって部品がもう傷んできている部分がありまして、なかなか更新するに当たっても部品の調達がかかり厳しいという部分になってきてございます。

なので、その辺もありましたので今回見直しをさせていただきたいという部分での予算計上となってございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 金額はないということですか。

産業振興課長（松下貴雄君） 一応令和8年度につきましては、モニタリングポストの保守業務ということで950万円ほどの予算計上をしているところでございます。撤去した昨年度との比較という部分でございますが、ちょっと時間をいただければと思います。

以上です。

村長（杉岡 誠君） ちょっと付加的に申し上げますが、実はこの単独で、自治体単独でモニタリングポストを持っているのはどうも調べた結果、飯舘村だけだということで、被災12市町村の中でも単独で国の交付金をもらって設置しているところはないということのようです。そういうこともありまして、復興庁ヒアリング等の中で、いつまで続けるんですかというような議論があったと私も聞いておりますが、当初の設置目的が仮置き場の不安解消、帰還加速のためにという目的があったものですから、その目的を達したんではないんですかと。帰還促進は今後も必要だけれども、なお仮置き場の不安解消については、そこが撤去、仮置き場が返地されて、ましてや営農再開しているということであれば、それは不安解消はなされているんじゃないですかという議論の中が1点。あともう一つは機器的なものです。機器というのはその回線が終了してしまう。あとは機械の部品がもうない、更新しようと思うと全部まるっと別のものを買上げなきゃならないでしょうけれども、そういう費用は国としては見ていないという話がありますので、目的を達成したということにご同意いただけるということであればということで、環境回復検討委員会の中でも、だとしても地区の意見を十分踏まえた上で村としての方針、方向性を決めるべきだという意見をいただいて、担当課で行政区のヒアリングを進めてきたという結果になります。

ただ、国、県が設置している他市町村と同じように設置しているものが、村の場合は50か所ありますので、これは継続して国、県の責任の中でしっかりと公表されていくし、皆さんも見ていくことができるというその安心はきちっと担保されていると考えるものであります。

以上であります。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（横山秀人君） 私は、資料請求をした点について確認してまいります。

まず、資料請求をしました村民の森あいの沢整備事業計画書、説明資料の8で行きますと22ページ、あと実施計画で行きますと10ページに村民の森のあいの沢3か年の数値目標が載っております。このことについて質問をいたします。

まず、昨年になりますが、ある方から一般質問であいの沢の整備について質問がございました。そのときに、当面は令和4年度にあいの沢の調査と、あと基本構想の策定を行ったという答弁がございました。それで様々な補助事業等を探してやっと見つかったと。それが福島県みらいを創る市町村等支援事業だと。その事業を利用して、なかなか進まなかったあいの沢を令和7年度から基本設計を行ってやっていきますというお話があって、昨年ここの予算委員会でも9億円をかけるという、一大事業だという認識の下、議決になったという経過がございます。

そうしたところ先月末の3月補正になって、できなかつたと。全額下ろさせてくださいと。じゃあ補助金も、つまり県が予定したところも多分福島県さんにもご迷惑がかかったのかなと。あと起債、借金をする予定でもありましたので、その申請も落とすというお話がございました。

令和4年から始まったこのあいの沢事業、どうして令和7年にというところで取組ができなかつたのか。そのまず理由を確認していきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど佐藤八郎委員から質問があったときにも答えた部分でもありますが、繰り返す部分もあるかと思いますが、基本的にはそういった復興予算、加速化交付金事業で進めたいというようなことで、当初は令和4年度には基本構想を策定し、大きく最大限見積もってこのぐらいの規模で整備すれば交流人口も増えるのではないかという期待も込めて基本構想を練ったわけですが、基本的には事業が国の、国費の採択としては無理だったというのが1点あります。

ただ、その中でも基本構想をつくってきたので、できるだけその規模に見合ったような予算執行もしたいというようなことで考えて、国のほうの、先ほどお話あったみらいを創る市町村等支援事業で進めようということで予算を要求をさせていただきましたが、先ほど申しましたように今年度の負担、運営、そういった部分を検討し直し、また、アンケートなども調査等も実施する中で、将来的に見てそこまでの規模のものが果たして本当に必要なのかどうかという部分で再検討させていただいたということでもあります。事業採択にはなつたものの、補助の上限額が6億円に対して4億円ちょっとぐらい、3分の2補助ではありますが、補助上限枠として4億円程度しか補助はつかないということで、残りの部分は全て単費になるということでもあります。10億円規模の事業をやった場合には、6億円は単費持ち出しになってしまうということもありますので、全体的な計画を補助の上限4億円程度に合わせて6億円程度の規模で3分の2補助で進めるべきだということに検討の結果至つたということで、ただ詳細の中身については、もう一度事業規模は縮小はしておりますし、本当に必要なものということで再検討も必要なわけでもありますので、基本構想はあるものの、その中で必要な部分について再度精査をしながら進めるべきだということで、令和7年度については一旦県のほうにはかなりご迷惑をかけたかと思いますが、村の今後の運営、財政状況を見ますと、やはり検討し直す必要があるということで、令和7年度については申し訳ないが事業自体を一旦事業を下ろさせていただいて、令和8年度から本格的に進めたいということで了解を得てきたところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 昨年的一般質問の答弁の中で、5か年の申請を行ったと。県のほうに採択されたという答弁がございました。ということは計画申請、今のは計画申請前の検討の段階なのかなと。結局県に5か年の申請する前に、本来であればこの規模感について、あとは財政の確保について検討すべきだったのかなというのが、今お話を聞いて思うところであります。

まずは今度新しくスタートするという、その理由が財源をきちんと把握した上で再検討

したいということですので、ぜひ積極的に進めていただきたいと思いますと思うんですが、一つ、去年の説明では用地補償、あいの沢の用地、買収になるのかな。そのための予算が計上されていまして。ただ、今回その用地補償という項目がなくなりました。私の誤解があったらすみません。もともと借り地、借地が多いから、ある程度建てる部分に関しては用地をきちんと買い取って、そして建物を建てていくという認識での用地補償で、昨年7,000万円の予算を令和8年度に取るという計画でありましたが、この用地補償に関しては、令和8年度以降4か年の事業の中に入っていないのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 当初計画しておりました用地補償、つまり用地の買上げの部分の予算でございます。

今までもあいの沢の整備事業で何度も拡張しながら進めてきた中で、できるだけ補助事業等で進めるに当たっては、用地を取得をして整備をしなければならないというのが基本でありますので、そのように努力をしてきたわけでありましたが、どうしても用地買収まで至るにはかなりの期間も要しますし、努力も必要であります。そういった中で、基本的には1年間の中で地元説明をしっかりと、用地は取得していきたいというようなことを考えて当初からいたわけですが、それを待っているとなかなか事業進捗も難しいだろうという部分もあるということで、用地の買収には努めるということで進めますが、補助事業の対象としてはそこまで入れているとそれが足かせになって事業が進まないということも懸念されますので、取得する場合には基本的に土地開発基金なりそういった部分を使って、村の一般財源で対応するというを視野に入れながら進めてまいりたいということで、ちょっと計画を見直したところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 去年は用地補償が必要だという形での説明があつて、今回こういう形でありました。いろんな事情があつて、これはできなかったところはまず結果として受け止めます。

来年度以降、4か年で行うということなんですけれども、時間が5年から4年に短くなった、総予算額として6億円の事業、6億7,000万円の事業費でございます。これ人員的に今の体制で、組織的に大丈夫なのかという不安がありますけれども、どのような体制で進めるのか教えていただけますでしょうか。

村長（杉岡 誠君） いろんな事業計画の見直しの要素として、令和4年度に計画はつくったもののコロナ禍があつたり、その後キャンプ場に関するいろんな世間的な動向が少し下火になってきた、あるいは物価高騰が出てきたという様々なことを勘案して実は担当課では計画の見直しを図っているという部分があると思います。

それから産業団地の部分について、非常に人員を大きく確保しながらやっていかなければならないというご説明を申し上げておりますが、そういったものとなかなか同時並行でやるには非常に厳しいという考えもありますので、まずは令和8年度はこちらは基本設計と測量設計という形で計画を見直しをしておりますので、それをやりつつ、まず令和8年度は非常に大きな事業として産業団地の部分と、あと基盤整備がありますから、村づくり推進課が全部所管しているわけじゃないんですけれども、そういったところに

村全体としては、ハード事業としては力を入れつつ、令和9年度ですか、実施設計、そして令和10年度の実際の工事着工という形で、少し事業を後ろ延ばしにしているということは、そんな事情もあるということでご理解いただきたいと思うところであります。

以上であります。

委員（横山秀人君） 村民の森あいの沢については、総合計画でも観光交流のような拠点と位置づけられていますし、SNSでもあいの沢のキャンプ場に泊まったよというのが結構入ってきているのを見ていると、すごく広報的にも、場所的にもいいんだなと、第三者の目の評価を見ていると、ああすごくすばらしいところなんだなと感じますので、短期間なってしまいましたけれども、ぜひよりよいものをご検討いただければと思います。

では、続きまして、資料の4ページであります。

追加資料です。毎年度、予算委員会で求めている資料なんですが、これは村税の経過となります。いつも質問しているのが、滞納繰越しのところでありまして。徴収に至らなかった部分であります。これを見ますと結構現年度、令和7年度に課税したものに関しては、ほぼ収納がされているのかなというのは、滞納繰越しの額が昨年度とあまり変わらないという予算であります。とはいっても現時点で100万円を超えている。滞納繰越し、令和8年度どのような体制でこの徴収を進めるのか、ご説明をお願いします。

住民課長兼会計管理者（荒 真一郎君） 令和8年度の徴収ということでありまして。

これまでも徴収という、税金の納付という点ではコンビニ納付から始まり、口座振替の推進、そして電子納付という普及というところで進めてまいりました。今後もその納付の方法、口座振替については推奨をしていますが、来年度の当初予算に計上いたしました資料ナンバー8の29ページ、一番下に預貯金照会電子化サービス手数料があります。個別説明でもお話ししたとおり、これまでは滞納者の持っている預金があった時点でその金融機関に文書で預金の残高取引を照会しておりましたが、このサービスを利用することによりまして滞納者が持っている預金を把握する前に金融機関に照会することによって全国の金融機関に一斉にその滞納者の預金あるいは取引状況を照会ができるというものであります。こういったサービスも使いつつ、やはり納税については、この国保税の課税見直しも国の方針では見直される予定であります。毎年、行政区の総会資料などで今年度の課税の見込みというのをお示ししております。こういったところも周知をしながら、今までこれまでの収納ということでやってみて思ったのが、やはり年に3回催告書はお送りいたします。その後電話で夜間に催告をいたします。そうすると結構納め忘れというのが、結構気づいて納めていただくというのがありますことから、次年度もその催告書、それに加えて夜間の電話催告、当然預金照会、給与照会、そういう法律に沿って取組を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） きちんこの課の取組があったからこそ、この滞納額に収まっているのかなと思います。本当に大変なお仕事だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、資料の7ページ、道の駅までい館のレジスターの件について。あと後ろの

11ページ、道の駅の管理業務について、ここ併せてちょっと確認したいと思うんですけども。

通常、大規模な備品の購入に関しては、村が購入するという仕組みというか、決まりがあったのかなと思っております。今回この計画書を見ますと、村は購入しないで第三セクターの会社様のほうでリースとして導入するという。そのリース料を村が指定管理者で払うという流れであります。このように至った経過の説明をお願いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 今ほどの質問、レジのリースの部分でございますが、道の駅当初開業のときには、村の備品としてレジまで含めて購入というか、準備をしたという部分でございますが、今回、道の駅のレジについて指定管理の部分に含めた部分でございますが、村で執行しますと予算を取って起工して、業者を選定して入札をして、契約をしてからの納品という形になりまして、かなりの時間を要してしまうという部分がございます。また、今回指定管理の部分に含めた部分でございますが、やはり使用するもの、道の駅で使用するものが自分たちに合った機器の導入が一番いいんじゃないかという部分もありまして、今回その中で指定管理の中に入れたという部分でございます。

委員（横山秀人君） 今の回答から、本当に必要なものを効果的に、そしてタイミングよくという形でありますので、この導入の変化があったということを理解いたしました。

続きまして、8ページ、こちら農政分野になるんですが、まずいいたて魅力向上・発信事業について、予算額が4,400万円のソフト事業であります。県外に向けての様々な飯館村へのPRということですが、毎年行っているわけでありまして。まず、今までの成果と令和8年度に求める成果について、説明をお願いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 追加資料の8ページの魅力向上・発信事業でございます。

そもそもこの事業につきましましては、県内の地域の魅力の発信をすることということで、一番は原子力に起因する県内の風評の払拭を図ることということで、県外に向けての事業の発信という部分でございます。一応この事業での成果を求める部分でございますが、まずは村外、村外というか県外に向けての発信ということ、それに伴いまして新しい商品の開発であったり、SNSを通じての村からの情報発信という部分でございます。

または県外の部分で村の製品のPRでもありますし、商品開発も含めていろいろな村の情報発信をして、それに対してのリピーターの確保でありましたり、村へ来てもらえるという部分の交流人口の拡大にもつながるのかなという部分での事業として取り組んでいるところでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） すごくSNSによる発信が多く、そして見やすいというか、分かりやすいPRが来るなどと思っておりますが、その中で、例えば製品のレシピというか、その料理です。飯館村の製品を使った料理が、飯館村の道の駅とかでも食べれるといいなという思いを、見ながらいつもSNSを見ているんですけども、今後その製品について飯館村での食事の展開にはどのような形でつながっていくのか、ご説明をお願いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 魅力向上・発信事業でできた製品というか、開発したメニューでございますが、まず飯館の黒毛和牛を使った部分でのメンチカツというものだったり、

スモークビーフという部分を商品として開発してございます。そちらにつきましては、道の駅までい館でも購入ができるような、冷凍となってございますが購入できるような形になってございます。

なお、また食の部分でございますが、その下に飯舘テロワージュということで、今回新たな新規の事業でございまして、魅力発信事業において著名なシェフに頼んで村産品でのメニュー開発だったり、いいたてフェアということで期間を限定してやっていただいております。その中での開発された商品、メニューについて、村民の方がSNSでは確認はできるかもしれませんが、実際、口にしたということもありませんので、今回、生産者、消費者ということで、村内においてその著名なシェフが開発したメニューを村民向けに展開できないかということで、今回150万円ほどの予算を計上しているところでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） 新規事業で、このような形で村民の方にも新しい料理を食べられるということで、ぜひ楽しみであります。

同じような目的、ちょっと作る方は違うと思うんですけども、一番上にあります「人・農・食・いいたて」未来へつなぐ事業について、今年度、約100万円を昨年度より増やして、70周年記念事業として進めると説明がありました。具体的にどのような形で、誰が進めていくのか、ご説明をお願いします。

産業振興課長（松下貴雄君） 「人・農・食・いいたて」未来へつなぐ事業についてでございます。

こちらは主に大学生が中心となって活動している事業でございます。事業の活動の内容としましては、村の産品を利用した商品開発であったり、メニューの開発という部分でございます。この事業につきましては、令和5年から続いておりまして、いろいろメニュー開発であったり、学生が中心となってマルシェを開催しておりまして、そこに村の産品等を出展をして販売していただいているところでございます。

また、学生によるレストランとのコラボといいますか、商品開発ということで、村の産品を使った部分でのメニュー開発をしていただいているところでございます。

今回、100万円ほど増額になっている部分でございますが、今回、立村70周年記念ということもありましたのでそこに向けて、令和5年から事業を展開しておりまして、今いる学生さんもおりますし、既に大学を卒業したOBの学生さんもいるかと思いますが、その70周年記念事業に合わせて何かその交流事業ができないかと。あとまた村内での村民向けの何か事業展開ができないかということで、その部分に関して企画運営ということで100万円ほどの予算の増額という部分でなっております。

以上です。

委員（横山秀人君） よく村に来る大学生が、例えば三、四年生のときに来て、それでもう終わってしまうんだよねという話を聞いたときがあります。そういう意味では、卒業したOBも、過去飯舘村に関わった人も、こちらのほうに呼んで交流人口を増やすという目的は大変すばらしいなと思います。

いずれにしてもこの3つの事業、とても楽しみでありますので、ぜひよりよいものにしていただくようよろしくお願いいたします。

続きまして、9ページと10ページについて併せて質問します。

スタートダッシュ補助金、新規に起業した場合の補助金と、あとベンチャー企業の補助金と、同じ200万円の補助金であって、片方は毎年補正で落ちるといふか、利用者がいないということがあったものですから、同じ200万円というこの金額の中でどんなに違うのかな、違うものがあるのかなといふことで、過去の実績を今回出させていただきました。

まずスタートダッシュ補助金について、これについては200万円が100%の補助金と理解しております。ただし、国・県の補助金を受けた方でないと、この100%200万円上限の村の補助金は出さないといふことの整理だと思いますが、実際使ってみた方からどのような感想があるのかお聞かせいただけますでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 追加資料の9ページで、スタートダッシュの利用実績でございます。

そもそもこの事業の対象者といふことで、まず本格操業することを目的にしているものといふことと、あとは国、県の補助金の交付決定を受けているといふ部分の条件が2つ目とあります。3つ目としましては、村の産業振興に資する計画になっているかといふ部分でございます。その要件3つをクリアしたものが該当するといふ形になってございます。なので、その200万円全額、満額が使えるような事業となっております。

この事業につきまして、現在の利用状況でございますが、昨年ちょっと事故がありまして、1件の方はちょっと今休業しておりますが、そのほかの方につきましては、今も継続して事業を展開しているような状況でございます。

令和6年度につきましては、現在の状況といふことで精肉加工業者の方については、ふくしま満天堂2025準グランプリだといふ受賞も受けているところでございまして、利用者からは大変助かる事業であるといふ意見をいただいているところでございます。

委員（横山秀人君） 本当に村が応援するといふことが分かる事業でありますし、皆さん利用して頑張っているといふことも分かりました。

令和8年度に関しましては3件の予算を取られているわけですが、ある程度現時点でも何件かの予定があるわけでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 村としましては、もっともっとういふ商工業の部分での発展を進めていきたいといふ部分でございます。ある程度予算の確保をしておきたいといふことで3件の予定での予算確保といふ形になってございます。

以上です。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休憩します。再開は14時45分とします。

（午後2時28分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

（午後2時45分）

産業振興課長（松下貴雄君） 先ほど、八郎委員からありました、モニタリングポストの更新したときの経費ということでございますが、今の回線が終わる3Gから新しい回線への部分と、機器の更新を含めると約3,000万円ほどの経費がかかるという見込みになってございます。

以上です。

委員長（佐藤健太君） そのほか質問ございますか。

委員（横山秀人君） 休憩前に引き続いて質問いたします。

追加資料の10ページ、ベンチャー企業創出支援事業補助金ということについて質問します。

こちらについては、補助率が50%で補助限度額が200万円ということでありまして、令和7年度、令和6年度は申請なしということで、5年間のうち2件がございました。こちらについては、実際利用者からどのような感想、また、このような形でこの制度の改善があるといいなというような感想等はございますでしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 追加資料の10ページのベンチャー企業創出支援補助金の部分でございまして、

こちらにつきましては、近年の利用実績としましては2件程度の実績となってございます。当初予算で予算を計上していても、なかなか申請がないという部分でございまして、何かという部分でございまして、やはりその補助率の部分で50%ということもありまして、上限が200万円ということでありまして、逆に、その前のページにありますスタートアップ補助金の部分でございまして、このスタートダッシュという部分は200万円が上限で定額の補助となってございまして、どちらかというところのスタートアップのほうが使い勝手がいいという形での申請が多いのかなという部分でございまして、

なので、なかなか利用者が増えないという部分もございまして、今後、この補助率の部分の見直しだったり検討をしていければなと思っておりますのでございまして、

以上です。

委員（横山秀人君） 今課長から、検討していきたいということで、これは先ほどのスタートアップと違って村単で、つまり国・県の補助がなくても、事業認定を受けなくても、村が認定すればこれを利用できるという、とても素早く対応できるような補助金であります。今お話のとおり、ぜひ検討いただいて、より多くの方が利用できる要綱等に変更になっていけばよろしいかなと思っております。

続きまして、12ページについて先ほど質問したんですけれども、1か所だけ追加で質問させていただきます。

まず、このフェンスについては、どこまでを目的にするのか。今から3つお話しします。例えば練習とか、あとは高校の合宿とかということで、主に練習の球場としてを指すのか。2つ目が、高校の野球大会の公式の会場を指すのか。3つ目が、プロの公式戦が行えるようにを指すのか。現時点でどのレベルというかを指しているのかお聞かせいただけますでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 野球場防球ネットのご質問であります。

基本的に防球ネットの設置するに当たっての目的ということですが、まず3つ目のプロ野球の公式戦といきますと、ここ最近はないんですが3年前からプロ野球独立リーグの福島レッドホープスの試合が年間2試合程度、今までも4年ぐらいですか、やっておりました。今年はなく、来年度もない予定であります。

また、基本的な利用が高校生を含めた練習、それから練習試合をやっております。なので、基本的にはプロとかそういった公式専用の立派なといつてはあれなんですけど、ふだんの練習にも対応できる、基本的にはそれをクリアすれば練習試合、プロ野球の公式戦も今後防球ネットを設置すれば、また再開になるのか分かりませんが、基本的にはふだんの練習に対応した防球ネットの目的ということを考えております。

委員（横山秀人君） 目指すところによって事業規模なり予算額が異なるので、その確認でありました。ありがとうございます。

追加資料については、こちらで終わるんですが、あと3点で質問を終わりたいと思います。

まず1点目が、資料ナンバー8の21ページに生成A Iを役場で利用するという。そのサービス料として114万4,000円の予算額が上がっております。この生成A Iというのを今よく新聞やニュースで見ますけれども、役場としてどのように利用して、そしてその結果、村民にとってどのような利益というか、メリットがあるのかご説明いただけますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 資料ナンバー8の21ページ、生成A I利用サービス使用料というようなことであります。

これ全国的に生成A Iを活用して、事務の軽減なりそういった部分を図るという部分とか、あとは情報収集でネット上の情報が収集できるということで、よりよい情報が得られるという部分であります。あらゆる企業で活用しておりますが、行政内でもそういった部分を活用し、事務能力の向上とか、それから深い知識を求めるといふ部分。ただ、最終的には行政の自分の、人間での判断ということになりますけど、基本の部分についてはそういったものを取り入れながら、より充実した行政執行をしていきたいということを進めたいということでもあります。

村民のメリットということですが、村民が直接こういった生成A Iを活用することとはちょっと考えられないんですが、行政として村の職員がそういった部分を学んで活用することによって、情報をスピーディーに村民に対して伝えることも可能なんではないかと考えているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。事務の効率化と情報収集がなるということでもあります。

これは行政職員全員が利用できるのか、あわせて、私たち議員もそのシステムを利用できるのかについて質問します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本的にこのシステム、業務で使っているL o G oチャットという機能の中で活用できるシステムということにしてはおりますが、議員の皆さんでL o G oチャットを活用ということになっているのであれば、多分使えるのかな

ということでもあります。

以上でございます。

委員（横山秀人君） 議員のほうでもL o G oチャットというツール自体は使っておりますので、ぜひ事務の軽減、情報収集に利用させていただきたいと思います。

続きまして、資料ナンバー4の厚い予算書の中のページ数が191ページ、以前も確認ということで質問をしたんですが、会計年度任用職員の手当についてであります。

左側は会計年度職員以外ですので正職員とか入るわけではありますが、会計年度でありますと手当が限られているところがございます。一つあるのが、寒冷地手当については職員さんが一緒に働いている、ましてや寒冷地手当は飯舘の地であるということで手当が出されるわけにありますから、少なくとも会計年度職員の皆様にも寒冷地手当は追加で支給すべきではないかと思いますが、見解を伺います。

総務課長（村山宏行君） 職員の給与の部分で191ページです。こちらの部分で、寒冷地手当の部分については、本年、前年比較で空欄となっているというところがございます。こちらについても基本的には、いわゆる自治法、そちらに基づいてということで、今この会計年度任用職員のほう、大分権利は拡大されてはきましたが、こちらの部分についてはまだ職員と同等とはなっていないと思います。この部分で、法令ですね、そちらに従って村としては全て合わせているというところがございますので、条件改正となる場合は対応したいと考えております。

委員（横山秀人君） 以前調べたときに数は少なかったんですけども、自治体の条例なのか規則なのか、その中のところで会計年度任用職員に関しても寒冷地手当を出すというところが、数は少なかったんですが事例があったと思います。ですので、村側の対応で可能なのかもしれません。ぜひ調査いただいて、こちらの手当については、やはり同じところで働く者として支給すべきかなと思います。これで、この点は終わります。

最後に質問をいたします。

2月に行われました、こども議会についてであります。今回の広報にも記載がございましたし、そのときライブ中継で拝見していました。数多くの提案が子供たちから寄せられました。2月ですので、もう既に予算は出来上がっていると思います。逆に言うと、こども議会で上がったもので、今回の予算の中で何か反映できているものというのがあればぜひご紹介いただきたいと思います。これが最後の質問とします。

村長（杉岡 誠君） こども議会の質問の内容を、皆課長も含めて全員手元にはないものですから、もう一度精査をさせていただきたいと思いますが、こども議会の中でも村としてちょっと今できないというものについては、意外とはっきりと言わせていただいておりますので、それは拒否ということではなくて、そういうことは今の事業の中ではできないけれども、村としてはそういう提案を大事にしながら、別の形も含めて検討したいというようなことを答弁させていただいているかなと思います。個別の部分については、ちょっと時間をいただいて調べさせていただきたいと思うところでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） 実際形になったというものがあれば、すぐくちんと子供さんのご意見

を聞いているよと、今回はこういう形でやりますよとなればすぐお子さんにとっても、すぐ充実した機会だったのかなと思いますので、そういう報告も子供さんに対して必要なのかなと思いましたので質問をしました。

私は以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。

委員長（佐藤健太君） 委員の皆様にお尋ねします。この後、質疑のある方はいらっしゃいますか。

それでは、佐藤八郎委員の質疑を受けて質疑を終了といたします。佐藤八郎委員の質疑を許します。

委員（佐藤八郎君） それでは、何点か。

まず、過疎地域における地域産業の継承と発展については、私はずっといろんな文章なりいろいろ見させていただいて、やっぱりアンケートを取ってヒアリングをやって、村と民間組織があればそういう組織と直接役割分担して支援に結びつけるというのが、行政としての定義かなって思っていますけれども、そういう点では、村としては地域産業の継承と発展について、どういうものを執行する中で基本としているのか伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 今のご質問というのは、どの項目についておっしゃられているのかという部分がありまして、そのアンケートを取って何に結びつけるべきだというちょっとご質問か、もう一度いただければありがたいと思います。すみませんがよろしく願います。

委員（佐藤八郎君） 今、産業団地も造っているいろいろやられていますけれども、昨日も聞いたかと思うんですけど、既存の企業も含めて地域の産業をどういうふうに継承して、そういう産業を発展させていくかということでのいろんなアンケート取ったりヒアリングしたり、商工会なら関係するそういう手法を取られてやっているのか。どういう基本方針でやっているのかを聞いております。

村長（杉岡 誠君） 令和7年度については、6月議会で企業立地等の支援の基金を使わせていただいて、その後事業化させていただきましたが、その折にもご説明申し上げていますが、まず村内の大きな企業さんのほうに私自身も副村長も含めて担当課で訪問させていただいて、ヒアリングをさせていただきました。その折の中でも、今後もそういう地元企業の皆様への訪問をしたりしながら話をお聞きしながら、村として必要なことを今後も検討させていただきたいというお話をさせていただいた中で、令和7年中なかなかその機会はできなかったんですけど、令和8年度についてはそういう機会を少しでも設けながら、あるいは商工会の幹部の方とはよくよくお話はできるんですけど、そうではない方々となかなか直接お話する機会がないものですから、そういう機会を設けていく必要があるだろうと考えております。

なお、実施計画の10ページに商工業関係、9ページ、10ページですね。商工業関係のものが1から16まで事業としてはしっかりと上げさせていただいておりますので、この中で直接事業者支援につながるもの、あるいはベースとして何かをつくりながら商工業者に、例えば商品券事業のように経済として回っていくもの、様々な形で経済循環がよ

くなるように、村内の総生産が上がるように対処していきたいと考えているところであり
ます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 商工業との連携は、村長が機会あれば訪問したり聞いたりして施策に反
映しているということですね。

村長（杉岡 誠君） 令和7年度は基金の事業をつくらせていただくときにそれをさせていた
だいたんですが、私に限らず、やはり担当課あるいは関連課でもそういう事業者さんの
生の声をお聞きするような場というのは今後も必要だと思いますので、農業者について
はそれを相当な程度やっておりますが、商工事業者については少し少ないかなと私自身
も感覚がありますので、ちょっとその辺はなかなか160億円の事業の中で相当職員も忙し
いものですから、毎日毎日ということではなくて、ある程度機会を見いだしながら努め
ていきたい、私自身もそういうことは努めていきたいと考えているところであり
ます。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 次に、鳥獣被害対策での実態に合った予算となっているのかどうか。ま
ず関係している人たちの行動なり、やっている対策について、この予算が十分なのかど
うか。

産業振興課長（松下貴雄君） 鳥獣被害対策事業ということでございます。

資料ナンバー8の51ページ、鳥獣被害対策の予算計上の部分でございます。村内におけ
る有害鳥獣の被害を軽減するためということで、まずは鳥獣被害対策実施隊二十数名に
よる活動を展開しているところでございます。またその中で、あわせて、猿駆除プ
ロジェクトチームというものを結成しましてパトロール等を強化しているところでござ
います。それに関わる経費としまして、令和8年度につきましては約3,800万円ほどの予
算計上という部分での予算となっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 鳥獣の今、多分飯館で使っているのは駆除関係のみの予算かと思ってい
るんですけども。国は鳥獣の保護とか管理とか、あとはこの辺につけて、移動の状況
を調べるとかいろいろ含めてあるんですけども、そういう予算も含まれてのことなん
でしょうか。

産業振興課長（松下貴雄君） 令和7年度につきましては、ニホンザルの生息状況調査という
ことで国の補助金を活用して行ってきたわけでありましたが、令和8年度はその分はな
くなるということでございまして、それに代わるもので、52ページの鳥獣被害対策事業の
真ん中ほどで、テレメトリー受信機ということでのこの備品購入を今予算計上させてい
ただいております。これは何かといいますと、今までですと猿の個体に発信機を設置し
て群れの活動を監視していたわけなんです、その登録される猿が多くなると受信機の
チャンネルが5チャンネルぐらしか使用できなかったんです。それで、同じ2チャン
ネルに登録した群れが2つあると、2つの群れが行動していたというふうな情報しか入
ってこないということもありまして、今回購入するこの受信機の導入によって、チャン
ネル数は5チャンネルあるかもしれないんですが、そのほかにIDというふうな部分で

の一つ一つの個体のID番号をつけることができるということもありまして、より一つ一つの群れの状況が、行動が確認できるという部分での予算計上となっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 国の法律以外に、村としてもこのニホンザル対策ということで、これ前に村が出したんですか。ニホンザル対策の技術って、ICTを活用した取組。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。

（午後3時08分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後3時09分）

委員（佐藤八郎君） ニホンザル対策、ニホンザルに特化した対策という資料を見ていると、今課長が答弁した消息云々も入っていますけれども、集落単位での取組とかに分けていろいろ専門家のアドバイスは受けたんですね、昨年ね。そういう意味では、令和8年度においては少しでも被害が増える対策にはなっているのでしょうか。

委員長（佐藤健太君） 被害が減る対策ですね。

委員（佐藤八郎君） 減る対策です。対策が増えたのか。

産業振興課長（松下貴雄君） ニホンザルにつきましては、ニホンザル保護計画ということに基づいて捕獲等をしている部分でございます。令和8年度の部分でございますが、一応猿用の大型囲いわなという部分がありまして、そちらを猿の被害が多い箇所へ移動するために2回分の移動費用として31万円ほどの予算計上をしているところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、地域おこし協力隊ですか、村へのサポート、隊員のサポートの中で活動されておりますけれども、受入れ前の準備というのはどういうふうにして受入れをしているのか。あとは隊員とか地域、村とのコミュニケーションはどういうふうにとられているのか。まず、令和7年度の現状はどうだったか伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊の受入体制と村とのコミュニケーションはどうなっているのかというご質問でございます。

まず、受入体制ということですが、フリーミッション型については、それぞれ村から公募をして、こういったことで自分は村でいろいろ活動して最終的には起業したいというような方、そういった方を募集して、その方のやりたいことを面談によって意見を聴取、聞き入れて、そこでお互いに村の特徴なりそういった部分も示しながら、本当に村の中でしっかりと自分のやりたいことができるのかというのを確認しながら受入れをしているところであります。ですから基本的に一方的な部分ではなくて、村からもこういった村の状況もということで分かっていた上で、やりたいことをやっていただきたいということで面談でやっているところであります。

また企業雇用型といいますか、企業型については、会社がどんな協力隊を採用して、どのような活動をしていただくのかという部分を、村の要綱をきちんと把握していただき

ながら、村の中で例えば村のPRとかSNSでの発信とかPR、そういったものについてどこまで活動できるのか、あと地域とのコミュニケーションも取っていただけるのかという部分をしっかり考えていただいた上で採用してくださいねということをお願いをし、採用の際には企業の雇用主と村としっかり面談もさせていただきながら、また雇用する方についても必要に応じて面談をさせていただきながら、採用というような経過をたどっているところであります。

また、村とのコミュニケーションということですが、フリーミッションについては、先ほども述べさせていただいたかと思いますが、年に3回の事業計画、報告、中間報告、最終報告なりを行っておりますし、あとは委託業者である移住サポートセンターで定期的なヒアリングなりを実施しながら、しっかりと活動ができているかどうか、アドバイスも含めて取り組んでいるということと、必要に応じて職員もその中に入っていくということでもあります。

企業についても、企業の中の採用されている、雇用されている方について移住サポートセンター窓口でいろいろな村に生活する中で、あと会社との関係も含めて何か問題点ありますかということをお聞きをしながら今まで努めてきたということでもあります。

ただ今後につきましては、雇用者と雇用される側の従業員との関係の部分での問題点も結構出てきているという部分があるので、企業側とのしっかりとった面談というか、相談に乗るといふか、そういった機会も増やしていかなければならないなということで、その部分も令和8年度についてはしっかりと行っていきたいなと考えているところであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 協力者なり、雇用する側も含めて、どうも活動経費の取扱いや予算についての説明が不十分なのかなって聞いて思うんですけども。その部分では執行の中でどういうふうにされて、令和8年度はどういう十分な説明ができるようにするんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業雇用型の部分という再質問でございます。

基本的に企業さんが村に地域おこし協力隊の採用企業としての登録をまず申請をさせていただくんですが、その段階で、村として協力隊としてはこういった業務になっていただく必要がありますよという部分、それからそれを踏まえて企業側からこういった活動をしていただくつもりですよという内容ですね、事業内容というものを提出していただきながらということで行ってきているわけですが、なかなかその経費の使い方について十分理解がされなかったという部分は、多分に委員のそういった相談があったということであれば、そういった部分で少し浸透しなかったのかなということをお反省として踏まえなければならないなと思っております。

今後のそういった企業と、雇用主と雇用者の間、それから村のやっていただきたいという部分の内容につきましては、そういった打合せ等をしっかりと行って、しっかりと把握、理解をさせていただいた上で活動していただくように努めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、令和4年に成立した児童福祉法案の一部改正があったんですけれども、その中で児童福祉機能と母子保健機能の一体化したこども家庭センターというのが設立されて活動されておりますけれども、この活動について令和8年度の中ではどういう役割なり、どういう活動をされて、村民のために執行されるのか伺うものであります。

健康福祉課長（今野智和君） こども家庭センターの件ということになりますが、昨年の令和7年4月から飯舘村でこども家庭センターが体制として整備、スタートしているところとなっています。これについては建物的なもの、センターというと建物みたいなイメージがありますけれども、そういったことではなくて、人の体制的なものをうたっているところとなっています。

おただしのおり児童福祉法に定めてはおりますが、それぞれ児童福祉法、母子保健法で縦割りというところがあるわけですけれども、横断的に子育て世帯と妊産婦とを包括的に支援するというのが大きな目的の中です。立てつけはこのとおり。令和8年度においてどういうふうに支援していくのかという部分はありますが、例えば妊産婦の健診、出産後の乳幼児の健診というものがございまして。健康係で担っていますけれども、そういったところでの気づきとか、相談している内容というのを福祉係で所管している児童福祉と一体となって、切れ目ない支援をしていくということがこの大きなセンターの役割となっていますので、そういった制度を、必要な制度を正しく使えるように支援していく、相談しながら進めていくというのが大きな令和8年度の流れになっていくと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） これこども家庭センター、包括的な継続的な支援ということではいろいろ読ませていただくと、小規模自治体ほどかなり大切だし、包括的・継続的な支援をしていくのも大切だということでもあります。そういう意味では、今説明というか答弁いただいた内容でしっかりやられるとは思いますが、この令和7年度の中では特別な課題とかそういうものはなくて、スタートした中で令和8年度もそれに見合ったものでやっていくということですか。

健康福祉課長（今野智和君） こども家庭センターとしての課題というよりも、先ほど申し上げたように乳幼児健診で子の育ち、親の相談内容等もありますし、その後の児童家庭の各制度ですね、そういった部分でのつなぎの部分をしっかりやっていくということでもありますので、センターとしての課題というのは今のところ見えておりません。

小規模自治体で健康福祉課内に、この縦割りって、縦割り縦割り言っただけじゃありませんけれども、法制度がわたっている大きな自治体ですと、他課にわたっているところもございまして、健康福祉課においては課の中にその部門が集約されておりますので、連携を引き続き密にしてやっていきたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 分かりました。

子供を具体的に支援している中身というのは、誰か委員が質問して答えもらったような

気がするんですけども、出産祝い金を含めてどんな補助制度が今やられているんでしょうか。

委員長（佐藤健太君） 質疑ありましたね。

委員（佐藤八郎君） 山形のある町では、第1子10万円で第2子30万円で第3子からは50万円を、50万円ですけども1年間10万円ずつ5年間で50万円ということで支援をしているようですけれども、飯館もそれに負けないぐらいの支援はしているなって自負はしているんですけども。

健康福祉課長（今野智和君） 他委員からも同様の質問があつて、お答えさせていただいております。

資料8の35ページになります。ほかにも支援策としてはありますが、主立ったものとして述べさせていただきますと、独自以外で申し上げると一番上の出産子育て支援事業ということで母子父子手帳交付時の5万円。また、妊娠8か月の訪問時の5万円、これは国の制度で全国統一です。一方、この2段目にある赤ちゃん誕生祝金事業についてはこれは村独自の事業となっています。お祝い金として1人当たり20万円を支給しているということでございます。

あわせて、同じ資料の44ページです。44ページの一番下、子育て応援支援金とありますが、こちらについては村独自の事業となっていて小学校、中学校の入学時の祝い金10万円、あと高校入学時の20万円。こういった事業を中心に子育て支援に当たっているということになります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次に移りますけれども、文化財保存活用、15年たったのでいろいろやっているようですけれども、令和8年度においてはどんなことをしようということで、例えば村民にアンケートを取ったり、実態を把握するためのヒアリングといたしますか、そういうことを前にやっていた団体の方、代表なりに聞くとか、こういう実態把握をしていくのかどうか伺っておきます。

生涯学習課長（山田敬行君） 文化財保存に関するご質問であります。

文化財保存というと、村の指定した文化財で申しますと、まず多目的集会所を修繕するというので、今現在、旧草野小学校の空き教室に村の文化財、関係資料、民具、あるものを文化財を修繕して、今度多目的集会所を修繕して保存、収蔵、展示するという工事を予定しております。あわせて、今ヒアリングというご質問がありました。現在、いわゆる伝統芸能等の団体につきましては、今活動しているのが、村で把握しているのが11団体ということで、なかなか踊り手がない、練習する場もない、離れ離れということでありまして、2年前には各団体にアンケートということで、どのような点が困っているのか、村で支援する要望等はないかということしております。なかなか具体的には活動に当たって発表の場、伝統芸能、芸能発表祭等で披露するに当たって、それをきっかけに団体の活動が再開できないかと、そういった点で村としても支援、それから村外で発表する場があった場合には、1団体20万円上限の支援ということで、できる限り寄り添った形で村として支援していきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 震災から15年目を迎えるということで、ここ10日間ぐらい新聞とかテレビ報道をいろいろ見ますと、郷土芸能をはじめ文化財含め、そういうものが被災者、避難している方々のよりどころというか、コミュニティ形成の場になっていくということで、かなりやられているんでね。そういう意味では各市町村で地域計画というか、文化財保存活動をつくったりもしているんですけども、そういうものは今の課長の答弁だと草野小学校にあるやつを移動するだけの話みたいな話ですけども、そういうことは令和8年度においては計画になるまでは行くということはないですか。

生涯学習課長（山田敬行君） 基本的にその全体的な計画というのはなく、それぞれ団体が困っていることがあれば、村としてできることを支援することがないかという検討でありまして、今ある文化財を旧草野小学校に置いておくだけじゃなくて、適正に保存して、展示もしながら村民に見てもらおう、次世代につないでいくという取組をしていきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 変わりました、こころの健康かわら版って何日前に届きました。こういうものがあってしかるべきだと思っていたのが届いたので、大変ありがたいなと思っていますけれども、これ片面貼ると片面見えない、こうなっていますけども、あとこれはこれでいいんですけども、

あと、いろんな各市町村で健康づくりプランって何年版って出しているんですけども、この中を見ても、例えば福島市とかいろんなのを見させてもらおうと、これを見るときかなり介護をしている人なり、家庭の中にそういう方がいる人は……（地震あり）

◎休憩の宣告

委員長（佐藤健太君） 暫時休議します。情報を確認してください。

（午後3時29分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤健太君） 再開します。

（午後3時31分）

村長（杉岡 誠君） 今し方の地震について報告を申し上げますが、村の飯舘村役場での震度については2です。計測震度2.4ということなので、震度階級は2ということでもあります。以上であります。

教育課長（三瓶 真君） 私からは、先ほど横山委員からご質問がありました、2月に行われましたこども議会の内容において、今回の令和8年度予算に反映されているものがありますでしょうかというご質問に対してお答えをいたします。

ご質問のとおり、議会が開催されましたのが2月の18日ということでございまして、既に当初予算編成についてはあらかじめ終わっていた部分でありますので、特にこども議会を受けて新たにここに盛り込んだというものはございません。ただ、そういう中でこども議会の中では様々なご質問をいただきまして、例えば、村の行財政の進め方であるとか、学校教育の内容についての質問もありましたけれども、ほかにも獣害対策であると

か、お年寄りの独り暮らし対策、そういったものもありまして、こういったことにつきましては既に令和8年度予算の中で今年度も実施する旨盛り込まれていたところであり
ます。

さらには、子供の意見を聞く場を設けてほしいということで、これに関しましても来年度もこども議会を開催するという
ことで考えておりまして、教育委員会の事務局費の中にその予算を盛り込んでいるところ
であります。

そのほかありました意見として、もっとイイタネちゃんの活用を図る考えはありますか
ということについては、今後も全庁的に活用を図っていくこととなりましょうし、また
アスレチックを造ってはどうかというようなお話もありましたが、これについては追加
資料の中で、あいの沢の今後の整備計画の中に項目としてこれが出ているようであり
ます。

さらに、博物館や美術館を造ってはどうかというご意見もありましたが、これはなか
なかすぐには難しい。当然予算的なものもありますし、そのほかの課題も多い提案で
ありますので、これについては今後も検討していくことでもありますので、今のところ
こども議会を受けての予算反映の状況としては、以上のような形かと思えます。

以上です。

委員（横山秀人君） 丁寧な説明ありがとうございます。私が急に聞いてしまったがために、
本当に短い間に調べていただきましてありがとうございます。

その中で1点だけ、一つ提案というか、こども議会の中で遠くまで行かないと習い事が
できないという声がありました。教育委員会の中でも部活動の地域移行や文化系クラ
ブの受皿づくりというのが課題として議論されております。村民の中に教えてくださ
る方がいらっしゃるじゃないかという中で、人材バンクというか、予算上新たに取らな
くてもいいので村でいろんなところで紹介できる、特技を持った方とか、ピアノがで
きるよとか、子供さんになら教えられるよとか、そういう視点で人材バンク等をつ
くっていただければいいなという思いであります。これは提案で終わります。

教育長（高橋澄子君） 横山委員のこども議会について取上げていただきまして、本当
にありがたい話だったと思います。

今最後に、塾とか習い事というお話がありましたけれども、その提案に関しても生涯
学習課と連携を取りながら、まずは子供のニーズ、こういう教える人たちがいるよ
というのも大切ですが、子供はどんなことをやりたいんだろう、どんなことを習
いたいんだろうということをアンケートを取らせてもらって、それに合わせたものを
これから村でどれだけ用意できるか考えていきたいなと思っております。

ついでですので、一つお話をさせていただくんですが、こども議会のほかに、いい
たて学の発表がありました。そのいいたて学の発表の中で、5年生はラベル職人になっ
ちゃったということで、今、道の駅で甘酒を販売しているんですけども、そのラ
ベルを子供たちが作りました。そのときに子供たちは、人の役に立つことでわく
わくしたという言葉を出しています。その言葉に、人の役に立つことって本当
に子供たちにとってもすばらしい、心に残ることなんだなということを改めて感
じたところです。そして6年生

は長泥について勉強しました。長泥は大変な場所ではない、希望の場所なんだというふうなことを子供たちは残しています。そして後日なんですが、三、四年生、やはりいいたて学の発表があったんですけども、6年生は長泥について調べてポスターを作りたい、作りましたということで、それを掲示してもらいたいというお話がありましたので、しかるべき場所にそのポスターを掲示をしたいと思っております。そして後日、三、四年生の発表があったときに、3年生は凍み餅を地域の方と協力しながら作りました。その凍み餅のレシピを作ったんです。それも今度はふれ愛館に掲示をするという段取りになっております。最後に4年生なんですが、4年生は産業について、飯舘村の産業について学習をしました。子供たちは最後に、僕たちは飯舘村が大好きだって大きな声で絶叫をしてその授業を締めくくりました。子供たちの飯舘村が大好きだという気持ちをこれからも大事にしながら、いいたて希望の里学園へしっかりとつないでいきたいなと思っています。ありがとうございました。

委員長（佐藤健太君） ほかに質問ございますか。

委員（佐藤八郎君） 質問の途中だったんですけども、総合計画の中に健康の部分でかなりいろいろ書かれておりますけれども、各家庭で見やすく分かるようなこういうプランが今、何年か前につくったものが続いているのか。つくる時期になっているのか分かりませんけれども、そういうものはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉課長（今野智和君） まず前段、先ほど八郎委員から掲げていただきましたけれども、3月5日号のお知らせ版に同封させていただいて、こころの健康かわら版というのを皆さんのお手元に配付されているところだと思います。届いていないところも一部あるかもしれませんが、届くようになっています。

こちらについては毎年1回、同様のかわら版を発行して、皆さんにこういったところを気をつけていきましょう、こういったところ周りにも目配せしていただければというようなところを中心に発行しているところですので、ぜひご覧になっていただければと思います。

後段の部分で、各計画どんな状況になっているのかというのがありましたが、直近から申し上げますと、近いところから申し上げますと、飯舘村の健康づくり総合計画、こちらについては健康増進計画、食育計画、自殺対策計画、これを兼ねての計画となりますが、計画の期間としては令和6年から令和15年の10年間となっていて、その当時、令和6年度当初にダイジェスト版を全戸配付させていただいているところとなっています。

同様に飯舘村こども計画、こちらについては令和7年度、今年度から令和11年度までの5年間。基礎施策的なものがこの計画の中に書いてありますが、こちらについてもダイジェスト版を配付させていただいているところとなっています。

令和8年度予算、上程させていただいている中にありますが、介護保険の第10期高齢福祉計画及び第9期介護保険事業計画、保険料等も定める重要な計画となっていますが、これは令和8年度の当初予算に計上させていただいております。この計画は3年に1回の計画となっていて、令和8年、令和9年から10年、11年までの3か年の計画とな

っています。こちらについては計画策定、令和8年で行って、令和9年早々に介護保険の制度の周知を図るためのパンフレットを毎度、全戸配付させていただいているところですので、その流れ同様に、今後も分かりやすいパンフ等で周知を図っていきたいと思っています。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 最後になりますけれども、全国過疎地域連盟というのがありまして、多分飯館も過疎地域なので加盟していらっしゃるんだと思いますので、村長が代表でそれに参加したり活動と一緒にしているのかとは思いますが、その中の動きと、今後過疎地域の指定の方針は国としてどんな方向に、変化がないのか、令和8年以降検討されるのか、その辺の動きはどういうふうになっているんでしょうか伺うものであります。

村長（杉岡 誠君） 全国過疎地域連盟というのがありまして、飯館村は当然過疎地域に指定されておりますので、こちらに加盟をさせていただいております。こちらは毎年度、東京で総会を開かれまして、総会で決議案が決議されるとその参加している市町村の皆様とか、あるいは役員の方々が、国会議員の要望陳情活動に入るといようなそのような流れになっているところです。

私はちょっと残念ながら、この過疎地域連盟大会いつも何か別の行事がかぶっていて、ちょっとこの6年間の中で出られておりませんが、令和8年度は何とか都合つけて、11月というふうに聞いておりますので、都合をつけたいなと思っております。

例えば、今おっしゃられたような過疎地域の指定の方針が変わるのかというようなご心配が委員にあるとしても、そういった議論はこの連盟の決議には入っておりませんので、一番最後の中ですね、引き続き過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の下、過疎地域に指定された市町村等に対する総合的かつ積極的な支援を行い、住民の暮らしを支えていく政策を確立推進することが重要である。よって次の事項について特段の配慮を要請するというので、8点ですね、8項目ぐらいを要請をかけているということでもあります。8項目についてもし必要であれば、再質問いただければお話を申し上げたいと思うところであります。

以上であります。（「終わります」の声あり）

委員長（佐藤健太君） それでは、ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

委員長（佐藤健太君） なきようですので、これで各会計の質疑を全て終わります。

これから議案ごとに委員会採決をいたします。

議案第9号令和8年度飯館村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤健太君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号令和8年度飯館村一般会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号令和8年度飯館村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号令和8年度飯館村国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第11号令和8年度飯館村介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号令和8年度飯館村介護保険特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第12号令和8年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号令和8年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号令和8年度飯館村簡易水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号令和8年度飯館村簡易水道事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号令和8年度飯館村農業集落排水事業会計予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号令和8年度飯館村農業集落排水事業会計予算は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

委員長(佐藤健太君) 以上で予算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、本委員会における審査結果報告書の作成については、委員長及び副委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

委員長(佐藤健太君) 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で令和8年度各会計の予算審査特別委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午後3時47分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月10日

予算審査特別委員会委員長 佐藤 健太